を 公

東

京

都

北

区 集 合 住 宅

 \bigcirc 建 築 及 び 管

理 に

関

す

る

条 例

施 行 規

則

0)

部 を

改 正 す る 規 則

布 す る。

令

和

七

年三月十八

日

東 京 都 北 区 長

加

奈 子

Щ 田

東 京 都 東北 区 規 北 則

京 都 区 第 集 九 合 号 住 宅 \mathcal{O} 建 築 及 び 管 理 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る

規 則

北 東 区 京 規 都 北 則 第 区 六 集 +合 住 号 宅 \mathcal{O} 建 \bigcirc 築 部 及 を \mathcal{U} 次 管 \mathcal{O} 理 ょ に う 関 に す 改 る 正 条 す 例 る 施 行 規 則 平 成 +年 九 月 東 京

付 則 都

第 五. 条 第 几 項 た だ L 書 中 \neg 第 + 八 条 第 + 六 項」 を 第 + 八 条 第 +

項

_ に

改

 \otimes

る

ک \mathcal{O} 規 則 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る

__

令和七年三月十八日

東京都北区長

田加加

Щ

奈子

部 東 を 京 改 都 正 北 す X る 中 規 高 則 層 を 建 公 築 布 物 す Oる。 建 築 に 係 る 紛 争 0 予 防 と 調 整 に 関 す る 条 例 施 行 規 則

0

東京都北区規則第十号

東 京 都 北 X 中 高 層 建 築 物 \mathcal{O} 建 築 に 係 る 紛 争 \mathcal{O} 予 防 لح 調 整 12 関 す る 条 例 施 行

規

則の一部を改正する規則

昭 東 京 和 五. 都 + 北 兀 区 年 中 五 高 月 層 東 建 京 築 都 物 北 \mathcal{O} 区 建 規 築 則 に 第 係 る 十 紛 争 号 \mathcal{O} 予 防 \mathcal{O} لح 部 調 を 整 次 に 関 \mathcal{O} ょ す う る に 条 改 例 正 施 す 行 る 規 0 則

号 項 九 項 八 _ 及 条 条 \mathcal{O} 第 第 五 U を \mathcal{O} 第 几 中 条 三 第 項 第 第 八 第 項 __ --- 中 に 条 項 + 項 ` \mathcal{O} 八 中 _ + 第 を 条 \neg + 九 第 第 第 \equiv _ 八 第 兀 + 六 条 十 に 項 八 六 第 改 + 条 + 条 八 \Diamond を 第 六 第 条 十 項 同 \mathcal{O} 第 六 _ __ 項 項 兀 + 項 第 _ 八 _ を 十 条 _ を に を 第 八 改 第 + 第 号 \Diamond 五 第 \equiv 八 中 + 項 + 条 八 同 第 第 項 条 --- 12 三 第 改 第 条 + 第 十 十 \Diamond 項 兀 号 + 項 中 項 条 同 _ _ に 第 項 \neg 改 に 第 第 に 8 改 八 兀 改 項 \Diamond 条 号 る \Diamond を \mathcal{O} 中 同 十 同 項 条 第 九 第 第 第 六 第 + 三 +

付 則

は

令

和

七

年

兀

月

日

カン

5

施

行

す

る

 \mathcal{O} 規 則 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る 0 た だ L 第 五. 条 第 項 第 + 八 号 \mathcal{O} 改 正 規 定

令 和 七 年 三 月 + 九 日

京 都 北 区 食 品 衛 生 法 施 行 細 則 0) __ 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

東

京 都 北 区 長 Щ 田 加 奈 子

東

東 京 都 北 区 規 則 第 + _

号

東 京 都 北 X 食 品 衛 生 法 施 行 細 則 \mathcal{O} --- 部 を 改 正 す る 規 則

を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 る

東

京

都

北

区

食

品

衛

生

法

施

行

細

則

昭

和

五

+

年

兀

月

東

京

都

北

区

規

則

第

五

号

 \mathcal{O}

部

す

第

条

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

 \Diamond

る

第 条 削 除

記 第 号 様 式 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 \Diamond

る

别

舥 亭 蔟 井 些

三 号 様 式 (表) 聚 第 兀 号 様 式 (表) 及 び 第 六

号

様

式

(表)

中

湺

_

 \mathcal{O}

次

に

徊

胀

を

付 則 加

え

る

0

別

記

第

施 行 期 日

 \sum_{i} \mathcal{O} 規 則 は ` 令 和 七 年 兀 月 日 か 5 施 行 す

る

0

経 過 措 置

存

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

に

0

1

7

は

所

要

 \mathcal{O}

修

を

加

え

な

お

使

用

す

る

と

が

で

き

る

残

則

1

2 別 $\sum_{}$ 記 第 \mathcal{O} 三 規 号 則 様 \mathcal{O} 式 施 行 第 \mathcal{O} 兀 際 号 \sum_{i} 様 式 \mathcal{O} 及 規 U 則 正 第 に 六 ょ 号 る 様 改 式 正 \mathcal{O} 前 規 \mathcal{O} 定 東 に 京 都 ょ り 北 調 区 製 食 品 L た 衛 用 生 紙 法 で 施 現 行 に 細 \bigcirc

東 京

す

都 北

改 正

規

則

を

公

布

す

る。

を

区

家 る

庭

的

保

育

事

業

等

 \bigcirc 設

備

及

び

運

営 に 関 す

る 基

準

を 定 め

る

条 例 施 行 規 則

部

年

三

九

日

東 京

都

北

区

長

Щ

田

加

奈

子

月 +

令 和 七

東 京 都 北 X 規 則 第 + 号

東 京 都 北 区 家 庭 的 保 育 事 業 等 \mathcal{O} 設 備 及 75 運 営 12 関 す る 基 準 を 定 8 る 条 例 施 行

規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

平 東 京 成 都 + 北 六 区 年 家 九 庭 月 的 東 保 京 育 都 事 北 業 区 等 規 \mathcal{O} 則 設 第 備 三 及 + U 八 運 号 営 12 関 \mathcal{O} す 部 る 基 を 次 準 \mathcal{O} を ょ 定 う \Diamond に る 改 条 正 例 す 施 行 る 規 則

第 _ 条 中 ک \mathcal{O} 条 例 _ を \neg ح \mathcal{O} 規 則 _ に 改 \Diamond る 0

六 除 第 三 条 < 0 第 条 以 第 下 項 $\sum_{}$ 項 及 び 第 \mathcal{O} 第 条 --- \equiv 号 項 次 中 並 条 _ U 第 家 に 庭 項 的 第 七 及 保 条 U 育 事 第 第 \equiv 業 項 者 項 等 カン _ 5 第 \mathcal{O} 第 五 兀 条 下 項 に 第 ま で 項 に 居 宅 お 第 三 1 訪 問 7 項 同 及 型 じ び 保 第 育 六 事 _ 項 業 を 者

第 五 改 兀 \Diamond 条 項 第 ま 同 で 項 項 第 \equiv 第 \equiv 号 項 中 及 び 第 居 六 宅 項 訪 問 型 第 六 保 条 育 第 事 業 者 項 及 を 除 U < 第 0 三 項 次 並 条 び 第 に 第 項 七 及 条 CK 第 第 \equiv 項 項 に カン 改 5 第

加

え

_

を

行

う

_

を

次

項

に

お

11

て

_

保

育

内

容

支

援

 \sqsubseteq

と

1

う

を

実

施

す

る

に

第

を

12 お 1 7 同 U _ を 削 n \neg 第 兀 項 第 _ 号 _ を _ 第 六 項 第 __ 号

7 条 中 第 家 庭 五. 的 項 保 を 育 第 事 七 業 項 者 と 等 L は 第 を 兀 項 _ を 前 項 第 各 六 号 項 کے \mathcal{O} 代 L 替 保 同 育 条 連 第 携 \equiv 協 項 力 中 者 _ لح 前 は 項 \mathcal{O} 第 場 合

掲 第 げ 号 る 事 12 掲 項 に げ 係 る る 事 連 項 携 に 協 係 力 る を 連 行 携 う 協 者 力 と を 行 L 7 う 者 適 切 で に あ 確 0 保 7 \sqsubseteq L な に け n ば 者 な を 5 第 な --- 1 項 第 を 号 ŧ

に

 \mathcal{O}

項

に

お

1

 \Diamond

同

さ 7 n _ 家 る 事 庭 場 業 的 合 保 実 施 育 事 小 場 規 所 業 \sqsubseteq 者 模 保 と 等 育 が 11 事 う 家 業 庭 Α 的 型 以 保 事 外 育 業 事 \mathcal{O} 者 場 業 等 等 所 を 又 は 行 事 う 業 場 所 所 に 又 お は 1 事 7 業 代 所 替 保 次 育 号 が に 提 お 供 1

項 第 三 中 条 \neg 全 第 7 \equiv を 項 満 改 第 た す 묽 と 中 認 項 \neg \Diamond 区 号 る 長 を 次 を 11 区 ず れ に カン 改 改 を \Diamond \Diamond 満 た 同 す 項 _ を に 同 条 第 前 五. 項 項 第 と L 号 _ 同 を 条 第 第

項

第

号

_

に

 \Diamond

同

各

を

 \mathcal{O}

ょ

う

に

る

T 及 家 び 庭 1 的 に 保 掲 育 げ 事 業 る 要 者 件 等 を が 満 代 た 替 す 保 と 育 区 連 長 携 が 協 認 力 者 \Diamond る を ک 適 と 切 に 確 保 L た 場 合 に は 次 \mathcal{O}

T 及 び 家 責 庭 任 的 \mathcal{O} 保 所 育 在 事 が 業 明 者 確 等 化 لح 代 さ 替 n 7 保 1 育 連 る 携 لح 協 力 者 کے \mathcal{O} 間 で そ n ぞ n \mathcal{O} 役 割 \mathcal{O} 分

1 \mathcal{O} 措 代 替 置 が 保 育 講 じ 連 5 携 協 n 7 力 11 者 る \mathcal{O} ک 本 لح 来 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 遂 行 に 支 障 が 生 ľ な 11 ょ う に す る た 8

必 لح 要 区 な 長 措 が 家 置 庭 を 的 講 ľ 保 育 7 ŧ 事 な 業 お 者 当 等 該 に 代 ょ 替 る 代 保 替 育 連 保 育 携 協 連 力 携 者 協 力 \mathcal{O} 者 確 保 \mathcal{O} が 確 保 著 L \mathcal{O} < 促 困 進 難 \mathcal{O} た で あ 8 る に

2 が 第 著 \equiv 区 長 L 条 中 < は 木 第 難 家 で 庭 項 あ 的 を る 保 第 لح 育 兀 認 事 項 \Diamond 業 と 者 る L 場 等 合 に 第 で ょ ___ あ る 項 保 \mathcal{O} 0 育 て 次 内 に 次 容 次 支 \mathcal{O} \mathcal{O} 各 援 号 \mathcal{O} 項 に 実 を 掲 施 加 げ に え る 係 る 要 る 件 連 \mathcal{O} 携 全 施 7 設 を \mathcal{O} 満 確

た

保

担

す لح 認 \Diamond る لح き は 前 項 第 --- 号 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 L な 7 لح لح す る ک لح が で き る

次 家 \mathcal{O} 庭 ア 的 及 保 \mathcal{U} 育 1 事 に 業 者 掲 げ 等 る が 要 保 件 育 を 内 満 容 支 た す 援 連 لح 携 協 力 者 を 適 切 に 確 保 す る لح

T 分 担 家 及 庭 \mathcal{U} 的 責 保 任 育 \mathcal{O} 事 所 業 在 者 が 等 لح 明 確 保 化 育 さ 内 れ 容 支 7 援 1 る 連 携 لح 協 力 者 لح \mathcal{O} 間 で そ れ ぞ れ \mathcal{O} 役 割 \mathcal{O}

1 保 育 内 容 支 援 連 携 協 力 者 \mathcal{O} 本 来 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 遂 行 に 支 障 が 生 じ な 7 ょ う 12 す る

た 8 \mathcal{O} 措 置 が 講 U 5 n 7 1 る لح

掲 育 12 げ お 事 前 る 業 項 11 事 各 7 A 型 号 項 に 若 小 \mathcal{O} 係 規 L 保 る 模 < 育 連 保 内 は 容 携 育 小 支 協 事 規 援 力 業 模 を 保 Α 連 行 型 育 携 う 事 事 協 ŧ 業 業 力 者 \mathcal{O} 者 В 型 لح を 等 1 _ 又 は う は لح 事 条 1 う 業 例 0 所 第 内 + 保 で 育 七 あ 条 0 事 に て 業 を 規 定 第 行 う す る 項 者 第 小 第 規 号 五. 模 に 項 保

第 六 条 第 三 項 第 三 号 及 び 第 兀 号 中 区 長 を 区 _ に 改 \Diamond る

第 + 条 中 _ \mathcal{O} 各 号 _ を 削 り 同 条 第 兀 号 中 \neg 区 長 _ を \neg 区 _ に 改 \Diamond る

付 則

ک \mathcal{O} 規 則 は 令 和 七 年 匹 月 日 カン 6 施 行 す る

令 和 七 年 三 月 + 九 日

東 京 都 北 区 長

加

子

Щ 田

奈

O教 育 • 部 を 保 改 育 正 施 す 設 る 及 規 び 則 特 を 定 公 地 布 域 す 型 る。 保 育 事 業 \mathcal{O} 運 営 に 関

す る 基 準 を 定

め る

条

例

施

行

規

則

東

京

都

北

区

特

定

東 京 都 北 X 規 則 第 + \equiv 号

東 京 都 北 区 特 定 教 育 • 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 \mathcal{O} 運 営 12 関 す る 基 準

を 定 \Diamond る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} --- 部 を 改 正 す る 規 則

 \Diamond る 東 条 京 例 都 北 施 行 区 規 特 則 定 教 $\overline{}$ 育 平 成 • 保 +育 六 施 設 年 及 九 月 75 東 特 京 定 都 地 北 域 型 区 保 規 則 育 第 事 三 業 + \mathcal{O} 九 渾 무 営 12 関 \mathcal{O} す 部 る を 基 次 潍 \mathcal{O} を ょ 定

第 + 三 条 中 第 + 五. 条 第 三 項 第 -- 号 _ を 第 + 五. 条 第 三 項 _ に 改 \Diamond る

う

に

改

正

す

る

に 項 掲 定 五 中 特 1 条 下 改 に げ 地 項 う に に 定 第 _ $\sum_{}$ + 係 域 地 お \Diamond る を $\overline{}$ る 事 五 型 第 域 \mathcal{O} 1 号 連 項 保 七 型 条 条 同 を 7 項 育 _ 保 実 第 携 に 項 同 例 第 協 係 事 لح 育 施 ľ 第 \mathcal{O} 0 る 下 事 す 兀 --- 力 業 L 項 号 を 者 + 連 に 業 る 中 者 _ \sqsubseteq を 行 携 は 第 _ _ う _ 次 協 兀 及 を 条 \mathcal{O} に を \mathcal{O} 者 力 項 CK 1 改 加 第 各 を ょ と を を 第 う 8 え 号 0 う 六 _ L 行 前 第 項 に う 六 7 項 項 に 以 同 を _ 改 適 者 各 項 第 項 規 削 下 を 8 切 号 لح 第 で _ 行 定 1) る に \mathcal{O} L 号 \mathcal{O} う す あ _ _ 確 代 条 号 る 0 同 保 7 替 に 中 特 項 同 を を _ L 保 第 条 加 お 定 な 育 に 第 え 11 地 _ け 連 三 7 次 域 号 条 n 例 項 型 中 携 項 同 同 ば 者 協 条 中 じ 第 に 保 な を 中 兀 育 力 お 特 _ 5 第 者 第 + 事 定 前 1 六 な と 項 業 地 て 1 項 項 者 域 は \mathcal{O} を 条 _ 第 型 場 を 削 第 保 を を 第 保 第 合 ŋ __ 育 11 뭉 に 八 項 内 う 育 ŧ 0 事 に 項 お 項 同 に 容 \mathcal{O} 掲 لح 規 支 業 第 1 項 以 を げ 第 定 援 者 7 下 L 1 _ る 号 \equiv す う に 号 事 特 第 る と \mathcal{O} \mathcal{O}

お 特 1 定 7 地 _ 事 域 型 業 実 保 施 育 場 事 業 所 者 لح が 特 11 定 う 地 域 型 以 外 保 育 \mathcal{O} 事 場 業 所 又 を は 行 事 う 場 業 所 所 に 又 お は 11 事 7 業 代 所 替 保 次 育 号 が に

提 供 さ れ る 場 合 小 規 模 保 育 事 業 Α 型 事 業 者 等

第 + 五. 条 第 三 項 第 号 中 市 町 村 _ を 区 に 改 \Diamond 同 項 を 同 条 第 五. 項 と L

同

を 条 第 第 項 --- 中 項 第 \neg 全 号 7 __ を に 満 改 た \Diamond す لح 同 認 項 8 各 る 号 を を 次 \mathcal{O} 1 ょ ず う れ に カン 改 を \Diamond 満 る た す に 前 項 第 묽

 \mathcal{O} T 特 及 定 U 地 域 1 型 に 保 撂 げ 育 る 事 要 業 件 者 を が 代 満 た 替 す 保 と 育 区 連 長 携 が 協 認 力 者 \Diamond る を ۲ 適 لح 屻 12 確 保 L た 場 合 に は 次

ア 担 及 特 び 定 責 地 任 域 \mathcal{O} 型 所 保 在 育 が 事 明 業 確 者 化 と さ 代 n 替 保 育 1 連 携 協 力 者 と \mathcal{O} 間 で そ n ぞ n \mathcal{O} 役

7

る

ک

と

1 \mathcal{O} 代 措 替 置 が 保 講 育 じ 連 5 携 協 n 7 力 11 者 る \mathcal{O} ک 本 لح 来 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 遂 行 に 支 障 が 生 ľ な 11 ょ う に す る た

に 区 必 要 長 な が 措 特 定 置 を 地 講 域 じ 型 7 保 t 育 な 事 業 お 当 者 に 該 代 ょ る 替 代 保 替 育 連 保 育 携 協 連 力 携 者 協 力 \mathcal{O} 者 確 保 \mathcal{O} が 確 著 保 L \mathcal{O} < 促 木 進 難 \mathcal{O} で た あ \Diamond

る ح لح

2 保 第 が + 区 著 長 五. L は 条 < 中 木 特 第 難 定 で 地 項 あ 域 を る 型 第 と 保 兀 認 育 項 8 事 لح る 業 L 場 者 合 に 第 で ょ る あ 項 保 0 \mathcal{O} 7 育 次 内 に 次 容 次 \mathcal{O} 支 \mathcal{O} 援 各 号 \mathcal{O} 項 に を 実 掲 施 加 げ に Ž る 係 る 要 る 件 連 \mathcal{O} 携 全 施 7 設 を \mathcal{O}

満

確

8

割

 \mathcal{O}

分

た す لح 特 定 認 め 地 域 る 型 と き 保 育 は 事 業 前 者 項 第 が 保 育 号 内 \mathcal{O} 容 規 定 支 を 援 連 適 携 用 協 L 力 な 者 1 ک を 適 لح لح 切 す に る 確 ک 保 لح す が る で لح き る

ア 次 \mathcal{O} 特 定 ア 地 及 域 び 型 1 保 に 育 掲 げ 事 業 る 者 要 لح 件 保 を 育 満 内 た す 容 支 لح 援 連 携 協 力 者 と \mathcal{O} 間 で そ れ ぞ れ \mathcal{O} 役 割

 \mathcal{O} 分 担 及 び 責 任 \mathcal{O} 所 在 が 明 確 化 さ n 7 1 る ۲ لح

1 保 育 内 容 支 援 連 携 協 力 者 \mathcal{O} 本 来 \mathcal{O} 業 務 \mathcal{O} 遂 行 に 支 障 が 生 じ な 7 ょ う 12 す る

た 8 \mathcal{O} 措 置 が 講 ľ 5 れ 7 1 る لح

を 保 Α 行 型 育 前 う 事 事 項 各 ŧ 業 業 者 号 \mathcal{O} В を 等 型 \mathcal{O} 1 又 保 と は 育 7) 事 内 容 う 業 支 所 内 援 保 連 で あ 育 携 0 事 協 力 て 業 を 者 行 と 第 う は 項 者 第 小 第 規 号 五. 模 に 保 項 掲 に 育 げ 事 お 業 る 11 事 7 A 型 項 若 に 小 L 係 規 < る 模 連 保 は 携 育 小 協 事 規

 \mathcal{O} 規 則 は 令 和 七 年 兀 月 日 カン 5 施 行 す る

ک

付

則

う

力

業

模

令 和 七 年 \equiv 月 二 十 兀 日

東

京

都

北

区

長

Щ

田

加

奈

子

退 職 手 に 関 す 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 改 正 す 規 則 公 布 す

を

る

を

る。

職

員

 \mathcal{O}

当

る

東京都北区規則第十四

号

職 員 \mathcal{O} 退 職 手 当 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

職 員 \mathcal{O} 退 職 手 当 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 昭 和 五. + 年 兀 月 東 京 都 北 区 規 則 第 三 +

号)の一部を次のように改正する。

第 + 条 \mathcal{O} 第 号 中 \neg 就 業 手 当 に 相 当 す る 退 職 手 当 又 は 同 令 第 八 + 条 \mathcal{O} 七 第

一項に規定する」を削る。

第 + 别 記 五 号 第 \mathcal{O} + 三 五 様 号 式 様 式 を 別 を 削 記 第 り + 五. 别 号 記 第 \mathcal{O} + 様 五 式 号 لح \mathcal{O} L 様 式 别 を 記 第 別 十 記 五. 第 号 十 \mathcal{O} 五 兀 号 様 様 式 式 を لح 別 L 記 第 别 十 記

付則

五

号

 \mathcal{O}

三

様

式

لح

す

る

(施行期日)

1

۲ \mathcal{O} 規 則 は 令 和 七 年 兀 月 __ 日 か 5 施 行 す る

(経過措置)

2 行 規 ر 則 \mathcal{O} 别 規 記 則 第 \mathcal{O} 十 施 五. 行 号 \mathcal{O} \mathcal{O} 際 \mathcal{L} 様 式 \mathcal{O} か 規 5 則 别 12 記 ょ 第 る +改 五. 正 号 前 \mathcal{O} \mathcal{O} 兀 職 様 員 式 \mathcal{O} ま 退 で 職 \mathcal{O} 手 当 規 に 定 に 関 ょ す ŋ る 調 条 製 例 L 施

た 用 紙 で 現 に 残 存 す る ŧ \mathcal{O} に 0 11 て は 所 要 \mathcal{O} 修 正 を 加 え な お 使 用 す る と が

できる。

す

私 道

る。

令 和 七 年 三 月 二 十 兀

日

東 京 都 北 区 長

子

Щ 田 加 奈 に 設 置 す る 防 犯 灯 施 設 エ 事 \mathcal{O} 補 助 に 関 す る 規 則 の 一 部

を 改 正

す

る 規 則 を 公 布

東 京 都 北 区 規 則 第 +

五.

号

私 道 に 私 道 設 置 に す 設 る 置 防 す 犯 る 防 灯 施 犯 設 灯 工 施 設 事 \mathcal{O} 工 補 事 助 \mathcal{O} に 補 関 助 す に 関 る 規 す 則 る 規 昭 則 和 \mathcal{O} 兀 + 部 を 兀 改 年 正 六 す 月 る 東 京 規 都 則

北

規 則 第 + 兀 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

区 第 条 第 項 中 照 5 L 7 11 る を \neg 照 5 す _ に 改 \Diamond る

第 三 条 第 項 中 に 掲 げ る 要 件 を 備 え る を \mathcal{O} 11 ず れ に t 該 当 す る _ に 改 \Diamond

中 _ ک と が あ る を ح لح が で き る _ に 改 \Diamond る

メ

1

ル

に

改

8

同

項

第

号

中

 \neg

公

道

 \mathcal{O}

下

に

_

又

は

私

道

_

を

加

え

同

条

第

項

同

項

第

号

中

五

メ

1

ル

を

メ

1

ル

に

 \equiv

+

メ

1

ル

 \sqsubseteq

を

+

五.

第 兀 条 中 第 五. 条 _ を \neg 次 条 に 改 \Diamond る

第 九 条 及 U 第 + 条 削 除 第

九

条

及

U

第

+

条

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

8

る

第 + -- 条 12 次 \mathcal{O} --- 項 を 加 え る

前 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 引 き 渡 さ n た 防 犯 灯 \mathcal{O} 維 持 管 理 は ` 申 請 者 が 行 う \mathcal{O} Ł \mathcal{O} と す

る

2

付 則

 $\overset{\sim}{\smile}$ \mathcal{O} 規 則 は ` 令 和 七 年 兀 月 日 か 6 施 行 す る

則

東

京

都

北

区 乳 児 等 通 遠

支 援 事 業

0)

設

備

及

び

運 営 に 関

す る

基

準 を

定 め

る 条 例 施 行 規

を 公 布 す る。

令 和 七年三月二十五 日

東 京 都 北 区 長

奈 子

Щ 田 加

東 京 都 北 区 規 則 第 + 六 号

東 京 都 北 X 乳 児 等 通 亰 支 援 事 業 \mathcal{O} 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 \Diamond る 条 例

施

行 規 則

目 次

第 章 総 則 第 条 第 兀 条

章 般 乳 支 援 事

 \equiv 章 余 裕 活 用 型 乳 児 等 通 遠 支 援 事 業 第 七 条

付 則

第

第

型

児

等

通

袁

業

第

五.

条

第

六

条

第 章 総 則

趣 旨

第

を

定

 \Diamond

る

条

例

令

和

七

年

 \equiv

月

東

京

都

北

区

条

例

第

号

以

下

条

例

_

لح

1

う

 \mathcal{O}

基

準

条 ک \mathcal{O} 規 則 は 東 京 都 北 区 乳 児 等 通 遠 支 援 事 業 \mathcal{O} 設 備 及 U 運 営 12 関 す る

施 行 に 0 1 て 必 要 な 事 項 を 定 \Diamond る t \mathcal{O} と す る

定 義

第 第 百 条 六 ح +兀 \mathcal{O} 号 規 則 以 に 下 お 1 法 7 使 と 用 1 す う る 0 用 語 及 \mathcal{O} び 意 条 義 例 は で 使 児 用 童 す 福 る 祉 用 法 語 \mathcal{O} 昭 例 和 に ょ + る 年 法

衛 生 管 理 等

第 \equiv 条 条 例 第 +兀 条 に 規 定 す る 規 則 で 定 \Diamond る 基 準 は 次 項 か 5 第 兀 項 ま で

に

定

 \Diamond

律

2 る る 水 لح 乳 に 児 お 等 ŋ 0 通 لح 11 す 7 遠 支 る

援

事

業 者

は

利

用

乳

幼

児

 \mathcal{O}

使

用

す

る

設

備

食

器

等

又

は

飲

用

12

供

す

0 衛 生 的 な 管 理 に 努 \Diamond 又 は 衛 生 上 必 要 な 措 置 を 講 じ な け n ば な 5

な 1

3

W 発 生 延 乳 児 \mathcal{O} L 防 等 止 又 通 \mathcal{O} は 袁 た ま 支 \Diamond W 援 延 事 \mathcal{O} 研 L 業 修 な 者 並 11 は U ょ に う 乳 感 に 児 等 染 症 職 通 員 \mathcal{O} 園 支 予 に 防 対 援 及 事 L ` 業 び ま 感 所 染 λ に 延 症 お 及 \mathcal{O} 1 防 U て 止 食 感 中 \mathcal{O} 染 毒 た 症 8 \mathcal{O} 又 \mathcal{O} 予 は 訓 防 食 練 及 中 を び 毒 定 ま が

期 的 に 実 施 す る ょ う 努 \Diamond な け れ ば な 5 な 1

乳 児 等 通 袁 支 援 事 業 所 に は 必 要 な 医 薬 品 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 医 療

品

を

備

え

る

لح

لح

ŧ

12

4

そ n 5 \mathcal{O} 管 理 を 適 正 に 行 わ な け n ば な 5 な 1

次 に 掲 げ る t \mathcal{O} と す る

乳

児

等

通

蕆

支

援

事

業

 \mathcal{O}

目

的

及

び

運

営

 \mathcal{O}

方

針

第

兀

条

条

例

第

+

六

条

に

規

定

す

る

規

則

で

定

 \Diamond

る

事

業

 \mathcal{O}

運

営

に

0

1

7

 \mathcal{O}

重

要

事

項

は

運

営

規

程

そ \mathcal{O} 提 供 す る 乳 児 等 通 袁 支 援 \mathcal{O} 内 容

三 職 員 \mathcal{O} 職 種 員 数 及 び 職 務 \mathcal{O} 内 容

五 兀 保 乳 護 児 者 等 通 遠 支 援 \mathcal{O} 提 供 を 行 う 日 及 び 時 間 並 U に 行 わ な 1

カン 5 受 領 す る 費 用 \mathcal{O} 種 類 支 払 を 求 \Diamond る 理 由 及 び そ \mathcal{O} 額

日

六 乳 児 及 び 幼 児 \mathcal{O} 区 分 لح \mathcal{O} 利 用 定 員

七 乳 児 等 通 亰 支 援 事 業 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 開 始 及 び 終 了 に 関 す る 事 項 並 び に 利 用 に 当 た 0

ての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九非常災害対策

+ 虐 待 \mathcal{O} 防 止 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 措 置 に 関 す る 事 項

そ \mathcal{O} 他 乳 児 等 通 袁 支 援 事 業 \mathcal{O} 運 営 12 関 す る 重

要

事

項

+

第二章 一般型乳児等通園支援事業

(設備)

第

五. 条 条 例 第 + 条 に 規 定 す る 規 則 で 定 \Diamond る 基 準 は 次 に 掲 げ る لح お り す る 0

乳 児 室 又 は ほ S < 室 及 U 便 所 を 設 け る لح

は

乳

児

又

は

満

歳

に

満

た

な

1

幼

児

を

利

用

さ

せ

る

般

型

乳

児

等

通

亰

支

援

事

業

所

に

乳 児 室 \mathcal{O} 面 積 は 乳 児 又 は 前 号 \mathcal{O} 幼 児 _ 人 に 0 き • 六 五. 平 方 メ] 1 ル 以 上

であること。

 \equiv ほ S < 室 \mathcal{O} 面 積 は 乳 児 又 は 第 号 \mathcal{O} 幼 児 __ 人 に 0 き • \equiv 平 方 メ] 1 ル 以

上であること。

兀 五 満 乳 児 歳 室 以 又 上 は \mathcal{O} ほ 幼 S 児 < を 室 利 12 用 は さ 乳 せ 児 る 等 通 般 遠 型 支 乳 援 児 \mathcal{O} 等 提 通 供 亰 に 支 必 援 要 事 な 業 用 所 具 12 を は 備 え 保 る 育 室

又

は 遊 戱 室 及 び 便 所 を 設 け る ک لح

六 保 育 室 又 は 遊 戱 室 \mathcal{O} 面 積 は 前 号 \mathcal{O} 幼 児 -- 人 に

八七 上 保 で 育 あ 室 る 又 لح は 遊 戱 室 に は 乳 児 等 通 遠 支 援 \mathcal{O} 提 供 に 0 き 必

要

な

用

具

を

備

え

る

لح

__

•

九

八

平

方

メ

1

ル

以

物 に 設 は 乳 児 け 次 る 室 に 建 掲 物 ほ げ は S < る 要 次 室 \mathcal{O} 件 保 に ア 該 育 当 五. 室 イ 年 す 及 又 法 る び は 律 ŧ 力 遊 \mathcal{O} \mathcal{O} 戱 で 要 室 件 あ る に 以 ک 下 لح 保 育 保 室 育 等 室 を 等 三 階 と 以 1 上 う に 規 設 定 け を る る 建 階

T 1 掲 耐 げ 保 火 建 育 る 建 築 区 室 築 基 分 等 準 物 法 が 又 لح 設 は 12 け 同 昭 5 条 和 そ れ 第 九 れ て + ぞ 号 11 \mathcal{O} れ る 同 次 三 表 \bigcirc に 第 \mathcal{O} 表 規 下 定 \mathcal{O} 欄 上 す 百 欄 に る 掲 に 準 号 げ 掲 耐 る げ 第 火 建 施 る 設 階 築 条 物 又 に 第 は 応 で 九 じ 設 あ 号 備 る \mathcal{O} が 同 لح 表 に 以 \mathcal{O} 上 中 設 欄 す け に

5

れ

7

1

る

لح

| | | 二階 | 階 |
|---|------|----|--------|
| | | 常 | 区 |
| 用 | | 用 | 分 |
| 1 第 | 2 | 1 | |
| 第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) | 屋外階段 | 階 | 施設又は設備 |

| 上 | 兀 | | | | | | | | | 三 | | | | | |
|---------------|-------------|---|----|---------------|----|---------------|---|--------|----|----------|---|--------|---------------|---|---------------|
| \mathcal{O} | 階 | | | | | | | | | | | | | | |
| 階 | 以 | | | | | | | | | 階 | | | | | |
| P自 | 以 | | | | | | | | | り白 | | | | | |
| | 常 | | | | | 避 | | | | 常 | | | | | |
| | 114 | | | | | 難 | | | | 114 | | | | | |
| | 用 | | | | | 用 | | | | 用 | | | | | |
| | Л | | | | | Л | | | | Л | | | | | |
| | | | | - | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 3 | | 2 | | 1 | 2 | , | | 1 | 4 | | 3 | 2 | |
| 三 | | | 斜 | | 三 | | | | 三 | | | 屋 | | | 構 |
| 項 | 建 | 屋 | 路 | 建 | 項 | 建 | 屋 | 7 | 項 | 建 | 屋 | 外 | 建 | 待 | 造 |
| 各 | 築 | 外 | 又 | 築 | 各 | 築 | 外 | - | 各 | 築 | 外 | 傾 | 築 | 避 | \mathcal{O} |
| 号 | 基 | 階 | は | 基 | 号 | 基 | 階 | Ŀ ∃ | 号 | 基 | 階 | 斜 | 基 | 上 | 屋 |
| 12 | 準 | 段 | _ | 準 | 12 | 準 | 段 | L C | に | 準 | 段 | 路 | 準 | 有 | 内 |
| 規 | 法 | | れ | 法 | 規 | 法 | | | 規 | 法 | | 又 | 法 | 効 | 階 |
| 定 | 施 | | に | 第 | 定 | 施 | | | 定 | 施 | | は | 第 | な | 段 |
| す | 行 | | 準 | _ | す | 行 | | | す | 行 | | | <u> </u> | バ | |
| る | 令 | | ず | 条 | る | 令 | | | る | 令 | | れ | 条 | ル | |
| 構 | 第 | | る | 第 | 構 | 第 | | | 構 | 第 | | に | 第 | コ | |
| 造 | 百 | | 設 | 七 | 造 | 百 | | | 造 | 百 | | 準 | 七 | = | |
| の | <u> </u> | | 備 | 号 | の | □ <u>→</u> | | | の | <u>-</u> | | ずず | 号 | 1 | |
| 屋 | 一 十 | | VĦ | タに | 屋 | 一 十 | | | 屋 | | | | ク | ı | |
| | | | | | | | | | 座内 | + | | る 歌 | - | | |
| 内 | 三夕 | | | 規令 | 内 | 三夕 | | | | 三夕 | | 設供 | | | |
| 階 | 条 | | | 定 | 階 | 条 | | | 階 | 条 | | 備 | 12 12 | | |
| 段 | 第 | | | すっ | 段 | 第 | | | 段 | 第 | | | 規 | | |
| | | | | る | | _ | | | | <u>→</u> | | | 定、 | | |
| | 項 | | | 耐 | | 項 | | | | 項 | | | す | | |
| | 各 | | | 火 | | 各 | | | | 各 | | | る | | |
| | 号 | | | 構 | | 号 | | | | 号 | | | 準 | | |
| | 又 | | | 造 | | 又 | | | | 又 | | | 耐 | | |
| | は | | | \mathcal{O} | | は | | | | は | | | 火 | | |
| | 司 | | | 屋 | | 同 | | | | 可 | | | 構 | | |
| | 条 | | | 外 | | 条 | | | | 条 | | | 造 | | |
| | 第 | | | 傾 | | 第 | | | | 第 | | | \mathcal{O} | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | 避難用 | | |
|---------------|----------|---|---------------|---------------|----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------|---|----------|
| | 3 | | 2 | | | | | | | | | 1 | | 2 |
| 構 | | 斜 | | 項 | 12 | を | | V | 階 | 項 | 三 | | 構 | |
| 造 | 建 | 路 | 建 | 第 | 限 | 有 | 又 | る | 段 | 各 | 項 | 建 | 造 | 建 |
| \mathcal{O} | 築 | | 築 | 三 | る | す | は | 階 | \mathcal{O} | 号 | 各 | 築 | 0 | 築 |
| 屋 | 基 | | 基 | 号 | 0 | る | 付 | ま | 構 | に | 号 | 基 | 屋 | 基 |
| 外 | 準 | | 準 | ` | \smile | 場 | 室 | で | 造 | 規 | に | 準 | 外 | 準 |
| 階 | 法 | | 法 | 第 | を | 合 | $\overline{}$ | \mathcal{O} | は | 定 | 規 | 法 | 階 | 法 |
| 段 | 施 | | 第 | 兀 | 通 | を | 階 | 部 | ` | す | 定 | 施 | 段 | 施 |
| | 行 | | <u> </u> | 号 | じ | 除 | 段 | 分 | 建 | る | す | 行 | | 行 |
| | 令 | | 条 | 及 | T | き | 室 | に | 築 | 構 | る | 令 | | 令 |
| | 第 | | 第 | Ţ | 連 | ` | が | 限 | 物 | 造 | 構 | 第 | | 第 |
| | 百 | | 七 | 第 | 絡 | 同 | 司 | り | \mathcal{O} | \mathcal{O} | 造 | 百 | | 百 |
| | <u> </u> | | 号 | + | す | 号 | 条 | ` | _ | 屋 | \mathcal{O} | <u> </u> | | <u> </u> |
| | + | | に | 号 | る | に | 第 | 屋 | 階 | 内 | 屋 | + | | + |
| | \equiv | | 規 | を | ر | 規 | 三 | 内 | カコ | 階 | 内 | 三 | | \equiv |
| | 条 | | 定 | 満 | کے | 定 | 項 | کے | 5 | 段 | 階 | 条 | | 条 |
| | 第 | | す | た | と | す | 第 | 階 | 保 | に | 段 | 第 | | 第 |
| | _ | | る | す | L | る | <u>-</u> | 段 | 育 | 2 | $\overline{}$ | | | <u> </u> |
| | 項 | | 耐 | ŧ | ` | 構 | 号 | 室 | 室 | V | た | 項 | | 項 |
| | 各 | | 火 | \mathcal{O} | カュ | 造 | に | ک | 等 | て | だ | 各 | | 各 |
| | 号 | | 構 | ک | 7 | を | 規 | は | が | は | L | 号 | | 号 |
| | に | | 造 | す | ` | 有 | 定 | ` | 設 | ` | ` | 又 | | 12 |
| | 規 | | \mathcal{O} | る | 同 | す | す | バ | け | 当 | 同 | は | | 規 |
| | 定 | | 屋 | 0 | 条 | る | る | ル | 5 | 該 | 条 | 同 | | 定 |
| | す | | 外 | $\overline{}$ | 第 | ŧ | 構 | コ | れ | 屋 | 第 | 条 | | す |
| | る | | 傾 | | 三 | \mathcal{O} | 造 | = | て | 内 | _ | 第 | | る |
| | | | | | | | | | | | | | | |

 \mathcal{O}

ウ

各 イ に 部 分 掲 げ カン 5 る そ 施 設 \mathcal{O} __ 及 に び 至 設 る 備 歩 が 行 避 距 難 上 離 有 が 三 効 な 十 位 メ] 置 に 1 設 ル 以 け 下 6 لح n な る カン ょ 9 う 12 保 設 育

室

等

け

5

調

該

れ 7 1 る ک لح

工 準 理 当 設 す 法 備 第 る 般 以 ŧ 型 条 外 乳 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 児 を 等 七 除 部 号 分 < 通 0 と に 袁 支 規 -- 以 定 般 下 援 $\sum_{}$ す 型 事 る 乳 \mathcal{O} 業 耐 児 工 所 等 火 に に 構 通 お 調 造 袁 1 理 支 \mathcal{O} 設 7 援 床 同 備 若 事 じ 0 L 業 次 < 所 12 は 掲 \mathcal{O} を 壁 調 設 げ 又 理 け る は 設 る 要 備 場 建 件 築 \mathcal{O} 合 \mathcal{O} 基 部 に 1 準 分 ず は 法 が れ 建 当 施 か 行 築 該 に 令 基

る 第 に 部 お 百 + 分 1 又 て 条 は ک 換 第 れ 気 に 項 近 暖 に 接 房 規 す 定 又 る は す 部 冷 る 分 房 特 に 定 \mathcal{O} 防 設 防 火 火 備 上 設 \mathcal{O} 備 有 風 効 道 で に が X ダ 画 当 ン さ パ 該 n 床 7 が 若 1 設 L る ۲ け < 5 は لح 壁 れ ۲ 7 を 貫 1 \mathcal{O} 場 る 涌 ک す 合

لح

(ア) ス プ IJ ン ク ラ 設 備 そ \mathcal{O} 他 ک れ に 類 す る ŧ \mathcal{O} で 自 動 式 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} が 設 け 5 れ

(1) 調 理 調 1 設 理 備 用 器 \mathcal{O} 外 具 部 \mathcal{O} \sim 種

類

に

応

じ

7

有

効

な

自

動

消

火

装

置

が

設

け

5

n

か

9

当

該

 \mathcal{O}

延

焼

を

防

止

す

る

た

8

に

必

要

な

措

置

が

講

ľ

6

n

7

1

る

ک

て

る

ک

と

才 لح 般 型 乳 児 等 通 遠 支 援 事 業 所 \mathcal{O} 壁 及 び 天 井 \mathcal{O} 室 内 に 面 す る 部 分 \mathcal{O} 仕 上 げ を

不 燃 材 料 で L 7 1 る لح

職 ク キ 力 を 員 5 0 1 防 n 非 保 常 育 7 般 て 止 型 防 1 警 す 室 等 炎 乳 る る 報 処 児 器 設 そ 等 理 لح 具 備 \mathcal{O} が 通 又 が 他 施 粛 は 設 乳 支 さ 非 け 幼 援 児 n 常 5 て 事 警 が n 1 業 報 出 7 る 所 設 入 11 ک \mathcal{O} 備 る L ک と 及 力 1 U لح 又 テ 消 は 防 ン 通 機 行 関 敷 物 ^ 火 災 建 具 を 等 通 で 報 す 口 燃 る

第 六 条 条 例 第 + 条 に 規 定 す る 規 則 で 定 \Diamond る 基 準 は 次 項 カン 5 第 兀 項 ま で に

2

8

る

لح

お

り

لح

す

る

事 関 る 别 児 年 者 職 等 が X 法 \sqsubseteq 行 員 般 域 通 律 う لح لح 限 亰 第 型 定 支 7 研 L 百 乳 う 修 7 保 援 七 児 0 を 市 育 事 号 等 $\overline{}$ 含 町 士 業 通 所 を ts. 村 第 亰 0 + 支 置 長 以 に カン が 下 あ 援 ح な を 行 0 条 事 う 業 け 修 \mathcal{O} 7 \mathcal{O} 研 は n 了 条 五 所 ば L 修 12 第 に な た お 保 五. は 市 育 5 者 1 項 士 T に 保 な 町 規 育 1/ 以 村 同 又 下 じ 長 は 定 士 ک 当 が す 指 $\overline{}$ \mathcal{O} 該 る 玉 そ 事 事 条 定 家 に す 業 業 \mathcal{O} 戦 実 実 略 お る 他 都 乳 施 施 1 特 7 渞 児 区 区 别 等 府 域 域 区 _ 12 乳 県 通 内 域 児 知 袁 係 12 法 築 事 支 る あ そ 援 通 玉 る 亚 に 康 \mathcal{O} 家 成 支 他 従 戦 般 事 型 援 \mathcal{O} 略 + 従 機 す 特 乳 五

3

乳

児

等

通

亰

支

援

従

事

者

 \mathcal{O}

数

は

乳

児

お

お

ts

ね

三

人

12

0

き

人

以

上

満

歳

以

上

満

三

歳

未

満

 \mathcal{O}

幼

児

お

お

む

ね

六

人

に

0

き

人

以

上

と

L

そ

 \mathcal{O}

う

5

半

数

以

上

は

保

育

士

1

لح す

る

た だ

L

般

型

乳

児

等

通

袁

支

援

事

業

所

__

に

0

き

人

を

下

る

ح

と

は

で

き

な

第 従 --- 事 項 に 規 定 す る 乳 児 れ 等 ば 通 園 支 援 従 事 者 は 車 6 当 該 般 1 型 乳 n 児 等 か 通 該 亰 支

で き る

場

合

は

専

ら

当

該

般

型

乳

児

等

通

粛

支

援

事

業

に

従

事

す

る

職

員

を

人

لح

す

る

 $\sum_{}$

لح

が

業

に

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

で

な

け

な

5

な

1

た

だ

L

次

 \mathcal{O}

各

뭉

 \mathcal{O}

ず

に

当

す

る

援

事

設 が あ で 保 又 当 0 該 き 育 7 は そ 事 カン 当 業 般 \mathcal{O} 該 型 0 他 \mathcal{O} 乳 --- 以 専 子 児 般 下 型 等 5 育 当 7 乳 保 通 支 該 児 育 袁 援 等 所 支 般 に 等 援 通 型 従 亰 _ 事 乳 事 支 لح 業 援 لح 児 す 1 等 事 う 保 る 業 育 通 職 袁 員 を 所 支 に 行 لح 援 限 う が 幼 事 る に __ 稚 業 当 体 亰 に 的 た 従 に に 認 0 事 定 ょ 7 運 ح す る 当 営 支 さ تلح る 該 職 援 保 ŧ れ を 袁 員 育 7 が 受 所 1 そ 保 け 等 る \mathcal{O} 育 場 る \mathcal{O} 他 ح 士 職 合 \mathcal{O} で と 員 で 施

あ る と き

乳 育 る 児 室 場 当 等 等 該 合 通 に で 亰 お 般 あ 支 型 1 9 援 乳 7 て 当 児 事 業 該 保 等 を 育 通 行 般 所 袁 う 型 等 支 に 乳 を 援 当 児 利 事 た 等 用 業 0 通 L を 利 て 7 蕆 当 支 用 1 該 援 L る 保 事 て 乳 育 業 幼 1 所 児 が る 等 乳 実 \mathcal{O} 施 幼 \mathcal{O} 保 保 さ 児 育 育 が \mathcal{O} れ 士 現 人 に に 数 カン ょ 行 が 0 る 三 わ 支 当 れ 人 援 該 7 以 を 下 11 受 般 る で け 型 保 あ

第 三 章 余 裕 活 用 型 乳 児 等 通 亰 支 援

事

業

る

ح

لح

が

で

き

る

لح

き

設 備 及 U 職 員

第 七 条 条 例 第 + 五. 条 に 規 定 す る 規 則 で 定 \Diamond る 基 準 は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 施 設

又

は 事 業 所 \mathcal{O} 区 分 に 応 ľ 当 該 各 号 に 定 \Diamond る لح お り لح す る

保 育 所 児 童 福 祉 施 設 \mathcal{O} 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 昭 和 + 三 年 厚 生 省 令

第 六 十 三 号 保 育 所 に 係 る ŧ \mathcal{O} に 限 る

幼 保 連 携 型 認 定 ک ど ŧ 粛 以 外 \mathcal{O} 認 定 $\sum_{}$ ど ŧ 袁 就 学 前 \mathcal{O} 子 ど ŧ

育 等 \mathcal{O} 総 合 的 な 提 供 \mathcal{O} 推 進 に 関 す る 法 律 平 成 + 八

年

法

律

第

七

+

七

号

第

三

に

関

す

る

教

育

営

に

関

す

る

基

準

職

員

設

第 項 に 規 定 す る 主 務 大 臣 が 定 \Diamond る 施 設 \mathcal{O} 設 備 及 び 運

保 連 携 型 認 定 ک ど ŧ 亰 幼 保 連 携 型 認 定 ど t 園 \mathcal{O} 学 級 \mathcal{O} 編 制

号

兀

基

三

幼

条

保

備

及

び

運

営

に

関

す

る

基

準

平

成

+

六

年

内

閣

府

•

文

部

科

学

省

•

厚

生

労

働

省

令

第

る

家 庭 的 保 育 事 業 等 を 行 う 事 業 所 家 庭 的 保 育 事 業 等 \mathcal{O} 設 備 及 び 運 営 に 関 す

潍 平 成 + 六 年 厚 生 労 働 省 令 第 六 + _ 号 居 宅 訪 間 型 保 育 事 業 に 係 る ŧ

 \mathcal{O} を 除 <

付 則

ک \mathcal{O} 規 則 は ` 令 和 七 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

令 和 七 年 三 月二十 五. 日

京 都 北 区 奨 学 資 金 貸 付 条 例 施 行 規 則 を 廃 止 す る 規 則 を 公 布 す る。

東

北 区 長 Щ 田 加

東 京

都

奈

子

東 京 都 北 区 規 則 第 + 七

号

東 京 都 北 X 奨 学 資 金 貸 付 条 例 施 行 規 則 を 廃 止 す る 規

東 京 都 北 区 奨 学 資 金 貸 付 条 例 施 行 規 則 昭 和 五. + 年 + 則

月

東 京

都

北

X 規

則

第

兀

付 則 十

六

号

は

廃

止

す

る

施 行 期 日

1

 \sum_{i} \mathcal{O} 規 則 は 令 和 七 年 兀 月 日 カン 5 施 行 す る

経 過 措 置

2 規 受 和 年 \equiv 則 け 五. $\sum_{}$ +第 た 月 \mathcal{O} _ 者 -- 東 規 条 に 京 年 則 + \mathcal{O} 都 \mathcal{O} 0 北 1 施 7 月 区 行 第 東 条 は \mathcal{O} 三 京 例 日 ک 条 都 第 前 北 \mathcal{O} \mathcal{O} 九 に 区 号 規 東 及 京 則 条 都 U 12 例 に 第 ょ 第 ょ 北 兀 五. る る 区 条 廃 十 奨 廃 学 \mathcal{O} 止 九 止 前 号 前 資 $\overline{}$ か \mathcal{O} 金 \mathcal{O} 第 5 東 東 貸 第 京 兀 京 付 十 都 条 都 条 三 北 第 北 例 条 区 区 を ま 奨 奨 項 廃 学 学 止 で \mathcal{O} \mathcal{O} 資 資 規 す 規 定 金 金 る 定 貸 に 貸 条 付 ょ 付 は 例 条 る 条 例 決 例 令 定 施 \mathcal{O} 和 規 行 昭 を 七

則

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

日

以

後

ŧ

な

お

そ

 \mathcal{O}

効

力

を

有

す

る

令和七年三月二十五日

京 都 北 区 玉 民 健 康 保 険 高 額 療 養 費貸付 条 例 施 行 規 則 を 廃 止 す る 規 則 を 公 布 す る。

東

北区長 山 田 加 奈 子

東 京

都

東 京 都 東 北 区 規 則 第 八

号

北 区 東 規 京 則 都 北 京 第 三区 都 + 玉 北 民 区 健 国 十 号 康 民 健 は保 ` 険 康 廃 高 保 止 額 険 す 高 療 る 養 額 費 療 貸養 付 費 貸 条 例 付 条 施 行 例 規 施 則 行 $\overline{}$ 規 昭 則 和 を 五廃 +止 す

る

規 則

年 +

月 東 京 都

付 則

ک \mathcal{O} 規 則 は 令 和 七 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

- 1 -

令和七年三月二十五日

京 都 北 区 立 公 霐 条 例 施 行 規 則 \bigcirc 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

東

田加

東 京

都

北 区

長

Щ

奈子

東京都北区規則第十九号

東 京 都 東 北 京 区 都 立 北 X 公 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 袁 条 公 例 園 施 条 行 例 規 施 則 行 規 昭 則 和 \mathcal{O} 三 __ + 部 三 を 改 年 兀 正 す 月 東 る 規 京 都 則 北 区 規 則

第

号

 \mathcal{O}

部を次のように改正する。

别 表 第 三 中 八 五. 六 円 _ を 九 三 三 円 に \bigcirc \bigcirc 円 _ を

兀 兀 五 円 円 に を 兀 __ 三 九 七 円 円 に を 八 兀 \equiv 五. 円 円 _ に を 八 _ 五. 六 九 五. 円 円 に を 七 五 五. __ \bigcirc 円 円 に を

五. 七 兀 円 _ 五 円 に に _ 三 七 \bigcirc 五. 八 円 \bigcirc \bigcirc を 円 \neg を 兀 三 円 _ 八 に ` \bigcirc 円 _ に \bigcirc 三 八 円 九 を

を 九 九 七 円 に 六 八 七 五 円 を 七 六 五. 円 に 兀 五.

」を「四七円」に改める。

円

円

付 則

(施行期日)

1 \sum_{i} \mathcal{O} 規 則 は ` 令 和 七 年 几 月 日 か 5 施 行 す る

0

(経過措置)

2 に \mathcal{O} 係 規 る 定 \mathcal{O} 占 に 規 用 ょ 則 料 n \mathcal{O} に 施 既 9 行 に 1 \mathcal{O} て 納 際 は 付 ک す な ベ \mathcal{O} お き 規 従 ŧ 則 前 \mathcal{O} に \mathcal{O} と ょ さ 例 る 改 に れ ょ 7 正 る 前 11 る \mathcal{O} ک 東 京 \mathcal{O} 規 都 則 北 \mathcal{O} 区 施 立 行 公 \mathcal{O} 亰 条 日 以 例 後 施 \mathcal{O} 行 占 規

用

則

令 和 七 年 三 月 二 十 五. 日

東 京 都 北 区 長

田 加

Щ

奈

子

東 京 る。

都 北 区 立 児 童 遊 園 条 例 施 行 規 則 \bigcirc 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す

東 京 都 北 区 規 則 第 + 号

東 京 都 東 北 京 区 都 立 北 児 X 立 童 児 遊 粛 童 条 遊 例 遠 条 施 例 行 規 施 行 則 規 $\overline{}$ 則 昭 和 \mathcal{O} 三 + 部 \equiv を 年 改 正 五. す 月 東 る 京 規 都 則 北 区 規

則

第

号

 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

別 表 (1) 中 八 五. 六 円 を 九 三 三 円 _ に \equiv 七 円 \sqsubseteq を 兀 三 五. 円

を 八 六 五 五. 九 円 _ 円 を に __ 七 円 三 七 に 五. 円 兀 を 円 __ を 兀 三 兀 円 _ 九 に 円 _ に \bigcirc 八 八 \bigcirc \bigcirc

八 を 円 を 八 \bigcirc 兀 円 五. 円 に に \neg 改 --- \Diamond 六 同 八 表 七 (2)五 中 円 _ 兀 を 五. 円 七 を 六 兀 七 五. 円 円 _ に に 改 8 る

付 則

円

円

に

 \bigcirc

三

施 行 期 日

1

 \sum_{i} \mathcal{O} 規 則 は 令 和 七 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

経 過 措 置

2 規 占 用 則 ک に \mathcal{O} \mathcal{O} 係 規 規 る 定 則 占 12 \mathcal{O} 用 ょ 施 料 行 り に \mathcal{O} 0 既 際 に 11 ک 7 納 は 付 \mathcal{O} す 規 な ベ 則 お き に 従 ŧ ょ る 前 \mathcal{O} \mathcal{O} と 改 例 さ 正 に 前 れ ょ て \mathcal{O} る 1 東 京 る ک 都 北 \mathcal{O} 区 規 則 立 児 \mathcal{O} 施 童 行 遊 \mathcal{O} 亰 日 条 以 例 後 施 \mathcal{O} 行

布す

職

する。

令和七年三月二十五日

東京都北区長

田加

Щ

奈子

員 0) 勤 務 時 間、 休 日、 休 暇 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則 を 公

東京都北区規則第二十一

号

規

則

第

九

号

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る

0

職 員 \mathcal{O} 職 員 勤 務 \mathcal{O} 時 勤 間 務 時 休 間 日 休 休 日 睱 等 休 に 暇 関 等 す に 関 る す 条 例 る 施 条 例 行 規 施 則 行 規 $\overline{}$ 平 則 成 \mathcal{O} + 年 部 三 を 月 改 東 正 京 す 都 る 北 規 区 則

間 に 勤 る ŋ 請 勤 と 第 勤 務 超 求 務 _ 超 1 務 第 七 渦 に 免 う لح \mathcal{O} 同 過 制 項 \neg 0 に 除 勤 又 免 勤 条 あ 限 条 係 等 除 務 第 9 務 開 は \mathcal{O} _ る 又 \mathcal{O} + 7 開 免 始 兀 を を は は 削 期 免 項 始 除 日 を \mathcal{O} _ 三 間 除 中 筡 ŋ 見 請 日 \neg _ を 開 第 求 に 又 歳 出 _ 九 と は 条 に に 始 同 L 超 لح 例 改 条 条 中 あ H 過 に 第 る 第 条 8 \mathcal{O} _ 勤 三 \mathcal{O} 九 例 12 兀 制 務 に 条 条 第 改 項 第 限 は 口 免 カン 例 同 \mathcal{O} 九 項 \Diamond \neg 除 第 条 三 条 5 項 条 第 を 等 第 例 第 \mathcal{O} 九 第 \mathcal{O} 同 第 開 六 九 条 兀 뭉 条 規 免 始 第 定 項 項 項 中 第 項 除 を \mathcal{O} 日 _ 三 に 等 又 又 七 ま 第 ょ を は は 項 項 で に _ と \mathcal{O} 条 中 \mathcal{O} る に 改 規 超 改 前 あ 項 を を 例 規 \neg \Diamond 項 定 定 過 る 第 超 \Diamond _ _ 第 に 過 勤 \mathcal{O} を 同 九 中 に 九 ょ は 条 条 勤 務 同 _ 以 改 第 条 る \mathcal{O} 条 務 超 \mathcal{O} 下 三 8 ___ \mathcal{O} 請 免 制 過 第 _ 第 項 三 求 第 限 除 る に 勤 超 ` 九 \mathcal{O} 第 に _ 開 務 過 又 項 条 規 --- あ 項 始 制 は 中 勤 請 \mathcal{O} 定 項 0 \mathcal{O} 限 務 日 _ 求 三 に \mathcal{O} 7 規 開 制 に 第 に 第 九 ょ 規 は 定 を 始 限 係 る 定 12 条 日 期 る 項 超 に を ょ 超 間 超 \mathcal{O} 期 過 三 過 ょ 削 る 過 を

看

護

 \mathcal{O}

た

8

 \mathcal{O}

休

暇

_

を

子

 \mathcal{O}

看

護

等

休

暇

に

+

歳

に

達

す

る

日

又

は

小

学

校

義

第

+

兀

条

 \mathcal{O}

五.

 \mathcal{O}

見

出

L

を

子

 \mathcal{O}

看

護

築

休

暇

に

改

 \Diamond

同

条

第

項

中

子

 \mathcal{O}

業 三 L は か 務 そ < 学 + 遅 看 教 育 は \mathcal{O} 校 護 1 卒 学 他 保 等 日 日 ک 業 健 を 以 校 \mathcal{O} n 安 限 後 \mathcal{O} 式 に 全 12 度 \mathcal{O} 前 準 لح 典 法 最 期 ず そ す 初 課 \mathcal{O} る 昭 又 る \mathcal{O} 程 0 若 他 事 は \equiv 和 \mathcal{L} 三 疾 月 L 由 n に + 病 ま 三 < _ に 伴 三 で + は 準 う 年 特 を \mathcal{O} ず そ 法 間 别 日 る \mathcal{O} 律 に 支 式 子 第 疾 あ た 援 だ 学 典 \mathcal{O} 五. 病 る 世 + _ L 校 ^ \mathcal{O} 話 \mathcal{O} 六 に を 参 を 号 十 小 学 行 次 五 加 う を に 歳 部 第 を ک す 行 掲 に \mathcal{O} と う + げ 課 る 達 $\sum_{}$ ک 又 程 条 る す _ と は لح る を \mathcal{O} を 入 規 を 修 に 日 ` 以 袁 定 了 1 11 に う う 後 L \neg 0 _ 卒 ょ た 看 \mathcal{O} 第 蕆 る を 護 最 日 六 学 初 \mathcal{O} 若 項 入 校 \mathcal{O} 1 学 ず に \mathcal{O} L を 三 お 若 月 休 < れ

学 た 校 満 だ \mathcal{O} + L 小 ` 学 歳 満 部 に + \mathcal{O} 達 五 課 す 歳 程 る に を 日 達 修 又 す 了 は る L 小 た 学 日 校 以 日 後 \mathcal{O} \mathcal{O} 義 1 ず 最 務 初 n 教 育 \mathcal{O} カ 三 遅 学 月 校 1 三 \mathcal{O} 日 + 以 前 後 期 課 日 \mathcal{O} を 最 程 限 若 初 度 \mathcal{O} L \equiv لح < す 月 は \equiv る 特 + 别 支 援 ま 日

11

7

同

U

に

改

 \Diamond

同

項

に

次

 \mathcal{O}

各

号

を

加

え

る

で

 \mathcal{O}

間

に

あ

る

子

初 1 規 \mathcal{O} 満 \equiv + 定 身 に 月 体 ょ \equiv 歳 障 + に る 害 身 者 達 体 福 日 す 障 祉 ま る 害 法 で 日 者 \mathcal{O} 以 手 昭 間 後 帳 に \mathcal{O} 和 \mathcal{O} あ 最 交 + る 初 付 兀 子 \mathcal{O} を 兀 年 で 受 法 月 あ け 律 0 て 第 7 日 カン 1 次 る 百 6 者 八 \mathcal{O} 満 + 十 11 \equiv ず 八 歳 号 n か に 第 12 達 す + 該 当 五 る 条 す 日 第 る 以 兀 ŧ 後 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 最 \mathcal{O}

口

児

童

福

祉

法

第

+

条

に

規

定

す

る

児

童

相

談

所

又

は

知

的

障

害

者

福

祉

法

昭

和

三

十

五

年

法

律

第

 \equiv

十

七

号

 $\overline{}$

第

+

条

第

項

に

規

定

す

る

知

的

障

害

者

更

生

相

談

所

に

号 お 精 1 神 7 第 知 兀 保 + 健 的 障 五. 及 条 てバ 害 者 第 精 神 لح 項 障 判 定 \mathcal{O} 害 規 者 を 定 福 受 に 祉 け ょ に 療 関 育 る 手 精 す 神 る 帳 又 障 法 害 律 は 者 愛 保 昭 \mathcal{O} 健 手 和 帳 福 \mathcal{O} 祉 + 手 五 交 帳 付 年 \mathcal{O} 法 を 受 交 律 付 第 け を 7 百 受 1 け + る 者 \equiv 7

= 三 生 1 号 活 治 る 及 療 者 び 方 第 几 社 法 会 条 が 第 生 確 --- 活 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 項 を L \mathcal{O} 総 7 政 合 1 令 的 な で に 1 定 支 疾 \Diamond 援 病 す そ る 4 る \mathcal{O} \mathcal{O} た 他 に \Diamond \mathcal{O} ょ 特 \mathcal{O} る 法 殊 障 律 \mathcal{O} 疾 害 亚 \mathcal{O} 病 程 成 で 度 + あ 七 が 0 て 同 年 障 項 法 \mathcal{O} 律 害 主 第 者 務 百 \mathcal{O} 大 日 臣 十 常

ホ + 籍 す 条 特 \mathcal{O} る 别 規 者 支 援 定 又 に 学 は ょ 学 校 り 校 \mathcal{O} 特 教 中 别 育 学 \mathcal{O} 法 部 教 施 育 行 特 課 規 别 程 則 支 が 援 学 編 昭 成 和 校 さ \mathcal{O} 十 れ 高 等 7 1 年 部 若 る 文 者 部 L < 省 令 は 特 第 别 十 支 号 援 学 第 級 百 に

が

定

 \Diamond

る

程

度

で

あ

る

者

看 第 \neg 子 に 護 \mathcal{O} + 等 兀 休 看 時 護 暇 条 間 \sqsubseteq 等 \mathcal{O} 休 に 五 改 暇 第 を _ \Diamond に 項 時 カン 同 間 条 5 看 第 第 護 五. 兀 _ 項 項 を に 中 ま 改 で を \Diamond \neg 子 \mathcal{O} 規 看 \mathcal{O} 同 護 看 定 条 等 第 護 中 を \mathcal{O} 六 た 子 項 に 8 \mathcal{O} 中 改 \mathcal{O} 看 8 子 休 護 る 暇 \mathcal{O} \mathcal{O} 看 _ た 護 を \Diamond \mathcal{O} \mathcal{O} た 子 休 \Diamond \mathcal{O} 暇 看 \mathcal{O} 護 休 を 睱 等 休 子

7

高

齢

者

部

分

休

業

__

と

1

う

条

例

第

十

五.

条

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

る

育

児

時

間

以

例

第

+

五.

条

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

る

育

児

時

間

を

以

下

 \sum_{i}

 \mathcal{O}

項

及

U

次

条

第

 \equiv

項

に

お

11

第

+

五

条

 \mathcal{O}

第

=

項

中

ک

 \mathcal{O}

項

_

 \mathcal{O}

下

に

_

及

 \mathcal{U}

次

条

第

三

項

 \sqsubseteq

を

加

え

 \neg

又

は

条

暇

を

 \mathcal{O}

兀

在

下 う 項 \mathcal{O} \mathcal{O} _ 規 項 に 定 及 75 に ょ 次 \neg 当 る 条 子 第 該 三 育 高 齢 7 項 者 部 に 部 分 お 分 休 1 休 暇 て 業 又 以 育 は 下 児 当 $\sum_{}$ 時 該 \mathcal{O} 間 育 項 児 に と 時 お 1 間 う 11 _ 7 を \neg 子 又 _ は 高 育 齢 7 条 者 部 例 第 部 分 + 分 休 六 休 暇 業 条 لح \mathcal{O} 1 三 育 児 第

第 + 子 五 育 条 7 \mathcal{O} 部 三 分 休 条 暇 例 第 + 六 条 \mathcal{O} 三 第 項 に 規 定 す る 東 京 都 北 区 規 則 で 定 \Diamond る 子 は

次に掲げる子をいう。

時

間

又

は

子

育

て

部

分

休

暇

に

改

 \Diamond

同

条

 \mathcal{O}

次

に

次

 \mathcal{O}

五.

条

を

加

え

る

課 ま 程 で 日 満 若 + \mathcal{O} 間 た L に だ < 歳 あ L は に る 特 達 当 + 别 す る 該 五. 支 職 歳 援 日 員 に 学 以 又 達 校 後 は す \mathcal{O} \mathcal{O} そ 最 る 小 \mathcal{O} 日 学 初 配 以 部 \mathcal{O} 偶 後 兀 \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 課 月 等 程 最 初 \mathcal{O} を 日 子 \mathcal{O} 修 カン 三 了 6 月 L 小 三 た 学 + 校 日 以 日 後 義 を 務 \mathcal{O} 限 最 教 度 育 初 学 لح \mathcal{O} す 三 校 る 月 \mathcal{O} =前 + 期

超 え 子 初 育 十 \mathcal{O} 満 な \equiv 兀 + 1 7 部 条 月 範 三 井 分 歳 \mathcal{O} + に 内 休 五. で 暇 第 _ 達 す は 日 三 項 ま る + 正 第 で 日 分 規 \mathcal{O} 以 を 号 \mathcal{O} 間 後 に 単 勤 1 \mathcal{O} 務 最 位 カ あ لح 時 5 る 初 当 L 間 ホ \mathcal{O} 7 几 \mathcal{O} ま 該 承 始 で 職 月 認 \mathcal{O} 員 --- \Diamond す 又 又 11 日 ず は カン る は 終 そ n 5 わ カン \mathcal{O} 満 + に n 配 に 該 偶 八 当 者 歳 す 等 に る 日 \mathcal{O} 達 12 子 す ŧ \mathcal{O} で る 0 き あ 日 0 以 時 7 後 \mathcal{O} 間 を 第 最

2

3

育

児

部

分

休

業

高

齢

者

部

分

休

業

育

児

時

間

又

は

条

例

第

+

六

条

 \mathcal{O}

第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

る

介

護

時

間

以

下

 $\sum_{}$

 \mathcal{O}

項

に

お

1

7

介

護

時

間

لح

11

う

 \mathcal{O}

承

認

を

受

け

7

勤

1 育 務 児 L 時 間 部 な を 分 1 減 休 職 じ 業 員 た に 時 高 対 間 す 齢 を 者 る 超 部 子 え 分 育 な 休 7 業 部 1 分 範 进 育 休 内 児 暇 で \mathcal{O} 時 行 間 承 う 又 認 に ŧ は 介 \mathcal{O} 9 لح 護 1 す 時 7 間 は る \mathcal{O} 承 認 日 に を 受 0 き け 7 時 勤 間 務 L か な ら

4 任 命 権 者 は 子 育 7 部 分 休 暇 に 9 1 7 養 育 を 必 要 لح す る 事 由 を 確 認 す る 必 要

5 を が 育 7 入 子 あ 部 育 力 る す 分 7 と 休 る 部 認 \sum_{i} 暇 分 \Diamond を لح 休 る 利 に 暇 と 用 ょ \mathcal{O} き す n 申 は る 行 請 日 う は 証 \mathcal{O} t 明 ک 書 前 \mathcal{O} لح 等 日 れ ま す を \mathcal{O} で る 利 提 に 用 出 子 す を た だ 育 る 求 7 L 日 \Diamond 部 \mathcal{O} る ک 分 シ 前 休 ス 日 لح ま 暇 テ が で で 承 Δ に 認 に き 申 ょ シ る ス 請 n 書 難 テ 1 A 别 場 に 記 合 所 第 は 要 五 事 号 子 項

6 う 任 ŧ 命 \mathcal{O} 権 لح 者 す は る 子 育 7 部 分 休 暇 \mathcal{O} 申 請 に 0 1 T 条 例 第 + 六 条 \mathcal{O} 三 第 項 に 定

 \mathcal{O}

 \equiv

様

式

又

は

子

育

7

部

分

休

暇

承

認

取

消

申

請

書

别

記

第

五

号

 \mathcal{O}

兀

様

式

に

ょ

ŋ

行

る 該 申 場 請 合 に に 係 該 る 当 す 期 間 る \mathcal{O} لح う 認 5 \Diamond 公 る 務 لح \mathcal{O} き 運 は 営 $\sum_{}$ に 支 n 障 を が 承 認 あ る L 日 な 又 け は n 時 ば 間 な に 5 な 0 1 1 0 7 は た だ L \mathcal{O} 限 当

n

で

な

1

7 場 業 0 た 合 を 子 場 又 始 育 合 は \Diamond 7 当 に 部 該 若 は 分 子 休 L そ 育 < 暇 \mathcal{O} 7 は \mathcal{O} 効 部 出 承 力 分 産 認 を 休 L は 失 た 睱 う に 場 当 係 合 該 る 子 子 当 育 が 該 7 部 死 職 亡 員 分 が 休 L 休 暇 若 職 を 若 L 取 < 得 し は < L 当 7 は 該 停 1 職 職 る 員 職 \mathcal{O} \mathcal{O} 処 員 子 分 が で を 産 受 な 前 < け \mathcal{O}

な

た

休

 \Diamond

次 12

掲 げ

る

事

由

が

あ

る

と

き

は

子

育

7

部

分

休

暇

 \mathcal{O}

承

認

を

取

り

消

す

る

子

を

養

育

L

任 命 権 者 は

ŧ \mathcal{O} لح す る

子

育 7 部 分 休 暇 を 取 得 L て 7 る 職 員 が 当 該 子 育 て 部 分 休 暇 に 係

な < な 0 た لح き

子 育 7 部 分 休 暇 を 取 得 L 7 1 る 職 員 に 0 1 7 当 該 子 育 7 部 分 休 暇 に 係 る 子

三 外 子 \mathcal{O} 育 子 7 に 部 係 分 る 休 子 育 暇 を 7 取 部 得 分 休 L て 暇 を 1 る 承 職 認 員 L に ょ 0 う لح 1 す 7 当 る 該 لح 子 き 育 7 部 分 休 暇 \mathcal{O} 内

容

لح

異

以

な る 内 容 \mathcal{O} 子 育 7 部 分 休 暇 を 承 認 L ょ う لح す る لح き

9

A

に 職 所 員 要 は 事 項 子 を 育 入 7 力 部 す 分 る 休 ک 暇 لح に に 係 ょ る Ŋ 子 任 \mathcal{O} 命 養 育 権 者 状 に 況 届 に け 変 出 更 が な 生 け じ n ば た な 場 5 合 な に 11 は 0 た シ だ ス

シ ス テ A 12 ょ n 難 1 場 合 は 別 記 第 五 号 \mathcal{O} 五 様 式 に ょ n 任 命 権 者 に 届 け 出 な け れ

ば な 5 な 1/

第

+ 介 五. 護 条 休 \mathcal{O} 暇 几 対 象 条 親 例 族 第 等 + が 六 介 条 護 \mathcal{O} を 兀 必 第 要 لح す 項 \mathcal{O} る 東 状 京 況 都 に 北 至 X 0 規 た 則 職 で 員 定 に \Diamond 対 る す 制 る 度 意 又 向 は 確 措 認 置 等

以 条 下 例 第 介 + 護 六 両 条 立 第 支 _ 援 項 制 に 度 規 等 定 す と る 1 介 う 護 休 暇 は 次 12 撂 げ る 制 度 又 は 措 置 と す

条 例 第 + 六 条 \mathcal{O} 第 項 に 規 定 す る 介 護 時

三 条 例 第 九 条 \mathcal{O} 第 項 に お 1 7 準 用 す る 同 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 深 夜 勤

務

 \mathcal{O}

る

間

テ

制 限

兀 条 例 第 九 条 \mathcal{O} \equiv 第 項 に お 1 て 準 用 す る 同 条 第 __ 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 超 過

勤

務

 \mathcal{O}

務

 \mathcal{O}

免 除

五 条 例 第 九 条 \mathcal{O} 兀 第 項 に お 7 7 準 用 す る 同 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 超 過 勤

制 限

第

第

六 + 五 条 条 例 \mathcal{O} 五 + 五. 条 条 例 第 第 + 項 に 六 条 規 \mathcal{O} 定 兀 す 第 短 期 項 \mathcal{O} \bigcirc 東 介 京 護 都 休 北 暇 区 規 則 で 定 \Diamond る

事

項

は

次

に

る

掲 げ る 事 項 لح す る

介 護 両 立 支 援 制 度 等

介 護 両 立 支 援 制 度 等 \mathcal{O} 請 求 先 申 告

先

又

は

申

請

先

項 地 に 方 規 公 定 務 す 員 る 等 介 共 護 済 休 組 業 合 手 法 当 金 昭 そ 和 \equiv \mathcal{O} 他 十 七 年 n に 法 相 律 当 第 す 百 る 五.

例 第 + 六 条 \mathcal{O} 兀 第 _ 項 又 は 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 職 員 に 対 し て 前 項 各 号 に

給

付

に

関

す

る

必

要

な

事

項

+

号

第

七

+

条

 \mathcal{O}

兀

第

2

条

三

合 規 掲 に 定 げ 限 に る ょ 事 る 項 場 を に 合 知 ょ に 5 9 お せ 7 け る 行 る 場 わ 第 合 \equiv な は け 号 n に 次 ば 掲 \mathcal{O} な げ 各 号 る 方 に 7 法 撂 に げ る 0 1 1 7 ず は れ カン 当 \mathcal{O} 該 方 法 職 員 が 口 希 条 望 第 す る 項

場

 \mathcal{O}

5

な

面 談 12 ょ る 方 法

る

書 面 を 交 付 す る 方 法

 \equiv 員 5 が れ 電 当 子 る 該 電 X 電 気 子 通 ル X そ 信 \mathcal{O} 以 他 ル 等 下 \mathcal{O} そ \mathcal{O} 記 雷 \mathcal{O} 受 録 子 を メ 信 出] を す 力 ル す 等 る 者 る ک لح を لح 特 1 定 に う ょ L n 7 書 情 \mathcal{O} 送 報 面 を 信 を 作 に 伝 成 ょ 達 す す る る 方 る ح た 法 لح \Diamond が 当 に で 該 用 き 職 1

る ŧ \mathcal{O} に 限 る

に 掲 + げ 五. る 条 措 \mathcal{O} 置 六 に あ 条 例 0 7 第 は + 六 職 条 員 \mathcal{O} が 兀 希 第 望 す 項 る \mathcal{O} 場 東 合 京 に 都 限 北 区 る 0 規 則 で は 定 次 \Diamond に る 掲 措 げ 置 る 措 第 三 置 لح

号

第

面 談 す

る

0

書 面 \mathcal{O} 交 付

三 ょ ŋ 電 子 書 面 X を 作 ル 成 等 す \mathcal{O} る 送 $\sum_{}$ 信 と 当 が で 該 き 職 る 員 が ŧ 当 \mathcal{O} 12 該 限 電 子 る 0 メ] ル 等 \mathcal{O} 記 録 を 出 力 す る

勤 務 環 境 \mathcal{O} 整 備 12 関 す る 措 置

第

五

条

 \mathcal{O}

条

例

第

条

 \mathcal{O}

五

第

第

三

号

 \mathcal{O}

東

京

北

区

規

則

で

定

 \Diamond

る

介

護

両

立 支 + 援 制 度 等 七 に 係 る 勤 務 十 環 六 境 \mathcal{O} 整 備 に 関 項 す る 措 置 は 都 次 に 掲 げ る 措 置 لح す る

事 例 職 \mathcal{O} 員 提 \mathcal{O} 供 介 護 両 立 支 援 制 度 等 \mathcal{O} 利 用 に 関 す る 事 例 \mathcal{O} 収 集 及 U 職 員 に 対 す る 当 該

す る 職 方 員 針 に \mathcal{O} 対 周 す 知 る 介 護 両 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 支 援 制 度 等 及 び 介 護 両 <u>\(\frac{\frac{1}{3}}{2} \)</u> 支 援 制 度 等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 促 進

に

関

لح

に

第 +六 条 の中 \neg 前 式 条 を _ 第 <u>_</u> +五 条 \bigcirc に 改 \Diamond る

酤 別 崮 記 搏 第 豥 三 免 号 深 継 様 * 1 中 に 綵 核 搏 務 進 强 • 莔 崮 搏 豥 些 環 * ₩ _ を 旅 奃 搏 箊 些 冠

| | - | | _ |
|--------------|------------|--------------------------------------|---|
| 1 1 1 | 超過勤務の免除・制限 | 次のとおり(口養 | 次のとおり(コ寮 |
| | 免除 | | 菱 介: |
|) | • | 直搬 | |
| î | | のため | |
| | _ に改める。 | □深夜における勤務の制限 □超過勤務の免除 □超過勤務の制限 | □深夜における勤務の制限〕 □超過勤務の制限 (職員の勤務時間、休日、休 □ 第9条の3 □ |
| | | を請求します。 | 受 |
| ¬ | | 17 | + , |
| 1 | | に、 | を |
| ‡ | | _ | |
| 4 | | 樹 | |
|) | | 23 通 | |
| 7 | | 雙 | |
| > | | 落 | |
| * | | 9 | |
| | | 豐 | |
| - | | 舜 | |
| | | _ | |
|) | | を | |
| 0 | | <u>_</u> | |

別 別 ic 記 第 第 Ξ 五. 号 号 \mathcal{O} O) Ξ 様 桪 式 江 中 \bigcirc 次 _ 超 に 次 崮 廋 \mathcal{O} 三 赘 9 様 些 式 を 滋 _ 加 え を る 0 超 声 廋 箊 9 充 渓 # _ 12 改 X る 第5号の3様式(第25条の3関係)

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 申 請 書

年 月 日提出 所 属 申 (任命権者) 請 職務名 殿 者 氏 名 次のとおり子育て部分休暇の承認を申請します。 氏 名 1 申請に係る子 続 柄 等 生年月日 年 月 日 期 間 時 間 午前 時 分から 年 月 日から □毎日 時 分まで 午後 時 分から 年 月 日まで □その他 2 申請期間 時 分まで () 及び時間 午前 時 分から 年 月 □毎日 日から 分まで 時 分から 午後 時 年 月 日まで □その他 時 分まで) (考 3 備 決 ※承認権者記入欄 □ 承認 □ 不承認 裁 欄

- 注 ① 請求に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。
 - ② 該当する口には 1印を記入すること。

| LH | 人事担当 | | 給与 | 担当 | 福利担当 | | |
|----|------|--|----|----|------|--|--|
| 処 | | | | | | | |
| 理 | | | | | | | |
| 欄 | | | | | | | |
| ., | | | | | | | |

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 取 消 申 請 書

年 月分

| (任命権者) | 所属 |
|--------|-----|
| 殿 | 職務名 |
| "~ | 氏名 |

次のとおり子育て部分休暇の承認の取消しを申請します。

| H | 日 休暇の承認を取り消された時間 | | | 時間数 | 申請 | 承認権 | 担当 | 備考 | |
|---|--------------------------------------|------------|--------------------------------------|------------|-----------|-----|----|-------|---------|
| 付 | 午 | 前 | 午 | 後 | 6.0 HJ 88 | 者印 | 者印 | 者印 | C. titl |
| | · · · · · · · · | 分から 分まで | · · · · · · · · | 分から 分まで | 時間 分 | | | H . 1 | |
| | 時 時 | 分から 分まで | 時 時 | 分から 分まで | 時間 分 | | | | |
| | 時 時 | 分から 分まで | 時 時 | 分から 分まで | 時間 分 | | | | |
| | 時 時 | 分から 分まで | 時 時 | 分から 分まで | 時間 分 | | | | |
| | 時 時 | 分から 分まで | 時 時 | 分から 分まで | 時間 分 | | | | |
| | 時 時 | 分から 分まで | 時 時 | 分から 分まで | 時間 分 | | | | |
| | 時 時 | 分から 分まで | 時 時 | 分から 分まで | 時間分 | | | | |
| | 時 時 | 分から 分まで | 時 時 | 分から 分まで | 時間分 | | | | |
| | 時時 | 分から 分まで | 時時 | 分から 分まで | 時間分 | | | | |
| | 時 | 分から 分まで | 時時 | 分から 分まで | 時間分 | | | | |
| 月 | | 間 | | min | 時間分 | | | | |

養 育 状 況 変 更 届

年 月 日 提出

| (任命権者) |
|--|
| 殿 Language Tanguage Tan |
| 所属 |
| 職務名 |
| 氏 名 |
| |
| 次のとおり 子育て部分休暇 に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。 |
| 1 届 出 の 事 由 |
| □ 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった。 |
| □ 同居しなくなった。 □ 負傷・疾病 □ その他() |
| □ 子育て部分休暇に係る子が死亡した。 |
| □ 子育て部分休暇に係る子と離縁した。 |
| □ 子育で部分休暇に係る子との養子縁組が取り消された。 |
| □ 子育て部分休暇に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 |
| □ 子育て部分休暇に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家 事審判事件が終了した。 |
| □ 子育て部分休暇に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号 の規定による措置が解除された。 |
| □ その他() |
| 2 届出事由が発生した日 |
| 年 月 日 |
| |

(注)該当する□にはレ印を記入すること。

2 1 第 部 $\sum_{}$ 分 施 経

行

期

日

0

付

則

3

過

措

置

ک 施 +休 行 \mathcal{O} \mathcal{O} 暇 兀 規 前 規 条 則 則 \mathcal{O} \mathcal{O} は 申 \mathcal{O} に 準 請 五 ょ 備 に る 令 は 規 改 和 ک 定 七 正 す 年 \mathcal{O} 後 る 兀 規 \mathcal{O} 則 子 職 月 \mathcal{O} \mathcal{O} 員 看 施 \mathcal{O} 日 行 護 勤 カン \mathcal{O} 等 務 ら 休 施 日 時 暇 間 行 前 に 及 す U お 休 る

第

+

五.

条

 \mathcal{O}

三

に

規

定

す

る

子

育

7

日

休

暇

等 に

関

す

る

条

例

施

行

規

則

1

て

ŧ

行

う

لح

が

で

き

る

で に 関 \sum_{i} 現 す \mathcal{O} に る 規 条 残 則 存 例 \mathcal{O} す 施 施 る 行 行 ŧ 規 \mathcal{O} 則 \mathcal{O} 際 は 别 ` ک 記 第 \mathcal{O} 所 三 要 規 則 \mathcal{O} 号 12 修 \mathcal{O} 正 ょ を 様 る 加 式 改 え 及 正 \mathcal{U} 前 な 第 \mathcal{O} 三 職 お 使 号 員 用 \bigcirc \mathcal{O} す 三 勤 る 務 様 ک 式 時 لح 間 \bigcirc 規 が 定 休 で き に 日 ょ る る 休 用 暇 紙 等

- 13 -

を 公

布 す る。

令 和

七年三月二十五

日

会 計 年

度 任 用 職 員 \bigcirc 勤 務 時 間、 休 日、 休 暇 等 に 関 す る 規 則 0 部 を 改 正 す る 規

則

東 京 都 北 区 長 Щ

田 加 奈

子

東 京 都 北 X 規 則 第 + 뭉

会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 ` 休 暇 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る

規 則

会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 休 暇 等 に 関 す る 規 則 令 和 年 三 月 東 京 都

X 規 則 第 \equiv + \equiv 号 \mathcal{O} 部 を 次 \bigcirc ょ う に 改 正 す る

北

第 + 条 \mathcal{O} 見 出 L 中 制 限 を \neg 免 除 等 に 改 \Diamond 口 条 中 \neg 制 限 _ を _ 免 除 及

び

制

限 に 改 \Diamond る

条

 \mathcal{O}

見

L

を

第 + 五. 条 中 _ 子 \mathcal{O} 看 護 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 休 暇 を _ 子 \mathcal{O} 看 護 等 休 暇 _ に 改 \Diamond る

 \mathcal{O} た 第 \Diamond + \mathcal{O} 六 休 暇 を 出 _ 子 \mathcal{O} 看 護 築 子 休 \mathcal{O} 暇 看 _ 護 に 等 休 暇 + 歳 に に 改 達 す る 同 条 日 又 は 小 項 学 中 校 子 義 \mathcal{O} 務 看

8

第

校 \mathcal{O} 前 期 課 程 若 L < は 特 别 支 援 学 校 \mathcal{O} 小 学 部 \mathcal{O} 課 程 を 修 了 L た 日 \mathcal{O} 1 ず n

育

学

1

日

日

を 以 後 限 度 \mathcal{O} لح 最 す 初 る \mathcal{O} 三 $\overline{}$ 月 三 ま で 十 \mathcal{O} 間 日 に $\overline{}$ あ た る だ を + 次 五 に 歳 掲 に げ 達 す る \sqsubseteq る に 日 以 後 \mathcal{O} 看 護 最 初 _ \mathcal{O} 三 を 月 \neg 三 看

等 昭 和 三 に ` + 三 年 又 法 は 疾 律 第 病 五 十 を 六 号 $\overline{}$ 疾 病 第 に + 条 \mathcal{O} 規 を 定 行 に う ょ る を 学 校 若 \mathcal{O} L 休 < 業 は 学 そ 校 \mathcal{O} 保 他 $\sum_{}$ 健 n 安 全 に 準 法

そ ず \mathcal{O} る 事 他 \mathcal{L} 由 n に 12 伴 準 う ず そ る \mathcal{O} 式 子 典 \mathcal{O} 世 \sim \mathcal{O} 話 参 を 行 加 を う ک す る と 又 に は 改 入 亰 \Diamond 卒 同 項 亰 12 次 入 学 \mathcal{O} 各 若 号 L を < 加 は え 卒 業 る \mathcal{O} 式 典

満

+

歳

に

達

す

る

日

又

は

小

学

校

義

務

教

育

学

校

 \mathcal{O}

前

期

課

程

若

L

<

は

特

別

支

援

教

護

カン

遅

護

十

学 た 校 だ \mathcal{O} 小 L 学 満 部 + \mathcal{O} 五 課 歳 程 に を 達 修 了 す る L た 日 以 日 後 \mathcal{O} \mathcal{O} 11 ず 最 初 れ カン \mathcal{O} 三 遅 月 1 三 日 十 以 後 \mathcal{O} 日 を 最 限 初 度 \mathcal{O} 三 لح す 月 三 る + 日 ま

での間にある子

初 \mathcal{O} 満 三 + 月 三 歳 十 に 達 す 日 ま る で 日 \mathcal{O} 以 間 後 に \mathcal{O} あ 最 る 初 子 \mathcal{O} 兀 で 月 あ 0 て 日 カン 次 6 \mathcal{O} 満 十 11 ず 八 歳 れ 12 か に 達 該 す 当 る す 日 る 以 \$ 後 \mathcal{O} \mathcal{O} 最

1 規 定 身 に 体 ょ 障 る 害 身 者 体 福 障 祉 害 法 者 手 昭 帳 和 \mathcal{O} 交 + 付 兀 を 年 受 法 け 律 7 第 1 る 百 者 八 + 三 号 $\overline{}$ 第 + 五 条 第 兀 項

口 又 に 談 児 は 規 所 愛 定 又 童 \mathcal{O} す は 福 手 祉 る 知 法 帳 知 的 \mathcal{O} 的 障 交 障 害 昭 付 害 者 和 を 者 福 受 更 祉 + け 生 法 7 相 年 1 談 昭 法 る 所 和 律 者 \equiv に 第 + お 百 1 五 六 7 年 + 兀 知 法 号 的 律 $\overline{}$ 障 第 第 害 \equiv 者 + 十 と 七 判 뭉 条 定 12 を 規 第 受 定 + す け 療 条 る 児 育 第 手 童

号 精 第 神 兀 保 + 健 五 及 てバ 条 第 精 神 項 障 \mathcal{O} 害 規 者 定 福 に 祉 ょ に 関 る 精 す 神 る 障 法 害 律 者 保 昭 健 和 福 祉 + 手 五 帳 年 \mathcal{O} 法 交 律 付 第 を 百 受 け + \equiv て

1

る

者

= が 三 生 定 号 活 治 8 及 療 る 第 U 方 程 兀 社 法 度 会 条 が で 第 生 確 あ 活 立 る 項 を L 者 \mathcal{O} 総 7 政 合 1 令 的 な で に 1 定 支 疾 8 援 病 す そ る る ŧ> \mathcal{O} \mathcal{O} た 他 に \Diamond \mathcal{O} ょ \mathcal{O} 特 る 法 殊 障 律 \mathcal{O} 害 疾 亚 \mathcal{O} 病 程 成 で 度 + あ が 七 0 同 年 7 項 障 法 \mathcal{O} 律 害 主 第 者 務 百 \mathcal{O} 大 日

臣

十

常

帳

項

相

 \mathcal{O}

ホ 特 別 支 援 学 校 \mathcal{O} 中 学 部 特 别 支 援 学 校 \mathcal{O} 高 等 部 若 L < は 特 别 支 援 学 級 に 在

籍 す る 者 又 は 学 校 教 育 法 施 行 規 則 昭 和 + 年 文 部 省 令 第 + 号 第 百 几

十 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ 1) 特 別 \mathcal{O} 教 育 課 程 が 編 成 さ れ 7 1 る 者

護 等 第 休 十 暇 六 に 条 改 第 \Diamond 項 同 か 条 5 第 第 六 五. 項 項 中 ま で _ 子 \mathcal{O} \mathcal{O} 規 看 定 中 護 \mathcal{O} _ た 子 \mathcal{O} \Diamond \mathcal{O} 看 休 護 暇 \mathcal{O} た を \Diamond \mathcal{O} 子 休 暇 \mathcal{O} _ 看 護 を 等 子 休 暇 \mathcal{O} 看

に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第 + 八 条 第 項 中 限 る 0 \mathcal{O} 下 に _ 第 三 十 --- 条 \mathcal{O} 兀 に お 7 7 介 護

休

暇

対

象

親 族 等 _ と 1 う 0 _ を 加 え る 0

暇 条 第 第 に \equiv + 項 に 条 基 規 第 準 定 三 時 す 項 間 る 中 _ 育 を 児 又 時 は 間 第 時 又 間 は + 第 基 \equiv 条 準 十 第 時 間 条 項 が に \mathcal{O} 規 時 第 定 間 す を 項 る 下 に 育 回 児 規 る 定 時 場 す 間 合 る は 子 を 育 基 て 準 部 第 時 分 間 休 +

に \neg 又 は 当 該 育 児 時 間 を 当 該 育 児 時 間 又 は 当 該 子 育 7 部 分 休 暇 _ に 改 \Diamond る

(子育て部分休暇)

第

三

+

条

 \mathcal{O}

次

12

次

 \mathcal{O}

兀

条

を

加

え

る

第 \equiv + 日 \mathcal{O} __ 条 勤 務 \mathcal{O} 時 間 任 \mathcal{O} 命 部 権 に 者 0 は き 勤 会 務 計 L 年 な 度 任 1 用 لح 職 が 員 相 が 当 次 12 で 掲 あ る げ と る 認 子 \Diamond を 6 養 育 れ る す 場 る 合 た に 8 お

満 六 歳 に 達 す る 日 \mathcal{O} 꽢 日 以 後 \mathcal{O} 最 初 \mathcal{O} 兀 月 日 カン ら 満 + 歳 に 達 す る 日

け

る

休

暇

と

L

7

子

育

7

部

分

休

暇

を

承

認

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

لح

す

る

以

後

3 場 時 合 間 子 育

2

7

部

分

休

暇

 \mathcal{O}

承

認

は

申

請

す

る

会

計

年

度

任

用

職

員

に

0

1

7

定

 \Diamond

5

ħ

た

勤

務

0

7

第

以

後

 \mathcal{O}

最

三 初 課 ま + \mathcal{O} 満 程 で 日 \equiv + 六 \mathcal{O} 若 間 条 月 た L 三 第 歳 に だ < + に あ し は 項 --- 達 る 特 当 第 日 す + 别 ま る 該 五. 支 号 で 日 職 歳 援 1 \mathcal{O} 以 員 に 学 か 間 後 又 達 校 に は 6 \mathcal{O} す \mathcal{O} 最 そ る 小 あ ホ ま る 初 \mathcal{O} 日 学 当 で \mathcal{O} 配 以 部 偶 後 \mathcal{O} 該 匹 \mathcal{O} 者 11 職 月 \mathcal{O} 課 ず 員 筡 最 程 又 初 n 日 \mathcal{O} を は か 子 修 カン \mathcal{O} \equiv そ 6 了 に 満 該 \mathcal{O} 月 L 三 た 当 十 配 す 偶 八 + 日 者 歳 以 る \$ 等 に 日 後 を \mathcal{O} \mathcal{O} 達 \mathcal{O} 子 す 限 最 る 度 で 初 あ 日 لح \mathcal{O}

 \mathcal{O}

子

満

+

歳

に

達

す

る

日

以

後

 \mathcal{O}

最

初

 \mathcal{O}

兀

月

日

カコ

6

小

学

校

義

務

教

育

学

校

 \mathcal{O}

前

期

 \equiv

月

 \equiv

+

す

る

 \mathcal{O}

最

初

 \mathcal{O} 三

月

三

+

日

ま

で

 \mathcal{O}

間

に

あ

る

当

該

会

計

年

度

任

用

職

員

又

は

そ

 \mathcal{O}

配

偶

者

筡

減 半 け 11 条 U 該 て 第 職 7 た 育 員 は 勤 は \mathcal{O} 時 児 \mathcal{O} 務 項 始 間 育 時 L に 基 \Diamond を 間 な 規 児 準 又 日 超 定 休 に 11 時 は え 当 す 業 間 終 0 時 等 な 該 き 間 る わ 11 介 が 育 に を ŋ 範 護 時 児 関 超 12 あ 囲 時 間 る 時 す え お 内 会 間 間 る な 1 又 て で 又 基 計 条 1 行 は 準 年 は 例 範 う 当 時 度 第 第 井 ___ 三 + \$ 該 間 任 内 日 部 が 用 + 五. で に \mathcal{O} 条 条 と 分 職 0 す 時 三 休 員 第 第 き 業 十 間 に る \mathcal{O} を 項 項 分 時 対 下 す 12 承 に を 間 認 口 る 規 規 単 を る 子 定 定 位 基 受 لح 場 育 す す 準 け 合 7 る る 時 L 7 は 部 介 部 7 間 勤 分 護 分 行 が 務 休 時 休 う 基 潍 時 L 暇 間 業 \$ な 時 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 間 11 間 承 第 と を 承 時 認 認 す 下 間 カン に を + る 口 受 を 5 る 0

4 任 命 権 者 は 子 育 7 部 分 休 暇 に 0 1 7 養 育 を 必 要 と す る 事 由 を 確 認 す る 必

が あ る لح 認 \Diamond る と き は 証 明 書 等 \mathcal{O} 提 出 を 求 \Diamond る ک لح が で き る

5 職 員 勤 務 時 間 規 則 第 + 五 条 \mathcal{O} 三 第 五 項 カン 5 第 九 項 ま で \mathcal{O} 規 定 は 会 計

年

度

任

要

用 職 員 \mathcal{O} 子 育 て 部 分 休 暇 \mathcal{O} 申 請 及 び 承 認 等 に 0 1 7 準 用 す る

子 育 7 部 分 休 暇 を 承 認 す る $\sum_{}$ لح が で き る 会 計 年 度 任 用 職 員

第 三 + --- 条 \mathcal{O} 三 任 命 権 者 は 会 計 年 度 任 用 職 員 が 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} 1 ず れ に ŧ 該 当 す

る

場 合 に 子 育 7 部 分 休 暇 を 承 認 す る \$ \mathcal{O} لح す る

当 該 会 計 年 度 任 用 職 員 に 0 1 7 定 \Diamond 5 n た 週 間 \mathcal{O} 勤 務 日 数 が 三 日 以 上 又 は

年 間 日 に \mathcal{O} 勤 0 き 務 定 日 \Diamond 数 5 が n 百 た + 勤 務 時 日 間 以 が 上 六 で 時 あ 間 る + 五. لح 分 以 上 で あ る 勤

介 護 休 暇 対 象 親 族 等 が 介 護 を 必 要 と す る 状 況 に 至 0 た 会 計 年 度 任 用 職 員 に

る 意 向 確 認 等

第 \equiv + 五. + 条 --- \mathcal{O} 条 六 \mathcal{O} ま 兀 で \mathcal{O} 条 例 規 定 第 は + 六 介 条 護 \mathcal{O} 休 兀 暇 及 び 対 象 職 親 員 族 勤 等 務 が 時 間 介 規 護 則 を 必 第 要 + لح す 五 る 条 状 \mathcal{O} 況 兀 に カン 至 5 第 0 た

勤 境 \mathcal{O} 整 備 に 関 す る 措 置

会

計

年

度

任

用

職

員

12

対

す

る

意

向

確

認

等

に

9

1

7

潍

用

す

る

務 環

第 三 会 + 計 年 度 条 任 \mathcal{O} 用 五 職 員 条 例 \mathcal{O} 勤 第 務 + 環 六 境 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 整 五 備 及 に び 関 職 す 員 る 勤 措 務 置 時 に 間 規 0 則 11 7 第 準 用 + す 五. る 条 \mathcal{O} 七 \mathcal{O} 規 定 は

務

日

が

あ

る

と

対

す

則 令 和 七 年 兀 月 一 日 カュ 5 施 行する。

令和七年三月二十五日

員 \mathcal{O} 高 齢 者 部 分 休 業 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

職

北区長 山 田 加 奈 子

東

京

都

東 京 都 北 区 規 則 第 + 三

職 員 \mathcal{O} 職 員 高 齢 \mathcal{O} 者 高 部 齢 分 者 休 部 業 分 に 休号 関 業 に す る 関 条 す る 例 施 条 行 例 規 施 則 行 規 令 則 和 \mathcal{O} 五. _ 部 年 + を 改 月 東 正 京 す 都 る 北 規 則 区 規 則

第

五.

+ Ŧī. 号 $\overline{}$ \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

護 務 時 第 時 間 間 条 _ 条 第 例 \mathcal{O} 第 下 兀 + に 項 八 _ 中 条 又 \neg は \mathcal{O} 又 \equiv 勤 は 第 務 勤 時 務 間 時 項 条 間 \mathcal{O} 条 規 例 定 第 例 + に ょ 六 を る 条 \mathcal{O} 子 育 \equiv 勤 第 務 て _ 部 時 分 項 間 若 休 条 暇 例 L < _ _ を は に 加 幼 改 え 稚 \Diamond 亰 教 \neg 育 12 又 ょ は 職 当 員 る 該 勤 介

付 則 介

護

時

間

を

当

該

介

護

時

間

又

は

当

該

子

育

7

部

分

休

暇

_

に

改

 \Diamond

る

 \sum \mathcal{O} 規 則 は ` 令 和 七 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

令和七年三月二十五日

員 \mathcal{O} 育 児 休 業 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \bigcirc 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

職

区長 山 田 加 奈 子

東

京

都

北

東京都北区規則第二十四

号

職 員 職 \mathcal{O} 育 員 児 \mathcal{O} 休 育 業 児 等 休 に 業 関 等 す に 関 る 条 す る 例 施 条 行 例 規 施 行 則 $\overline{}$ 規 平 則 成 \mathcal{O} 兀 年 部 三 を 改 月 東 正 京 す 都 る 北 規 区 則 規 則 第 五. 号

一部を次のように改正する。

 \mathcal{O}

第 第 + 六 七 条 条 中 第 子 項 \bigcirc 第 看 三 護 号 \bigcirc 中 た _ \Diamond そ \mathcal{O} \mathcal{O} 休 他 暇 れ を を 子 _ \bigcirc 看 護 司 法 等 第 休 七 暇 + 条 に \mathcal{O} 改 \equiv \Diamond 第 る 項 に 規

定

す

別 記 第 _ 号 様 式 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る

る

育

児

休

業

支

援

手

当

金

そ

 \mathcal{O}

他

ک

れ

5

に

改

 \Diamond

る

育児休業承認請求書

年 月 日提出 所 属 (任命権者) 請 求 職務名 者 殿 氏 名 次のとおり 育 児 休 業 の 承 認 を請求します。 育児休業の期間の延長 氏 名 築 1 請求に係る子 柄 続 生 年 月 年 月 日 日 □ 育児休業の承認(次に掲げる育児休業の承認を除く。) □ 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認(既に2回の育児休 業(育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得 した場合の者に限る。) □ 育児休業の期間の最初の延長 □ 育児休業の期間の再度の延長 2 請求内容 (同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得し た場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長、非常勤職 員の1歳6か月までの子の育児休業の承認又は非常勤職員の2歳まで の子の育児休業の承認が必要な事情を記入) 3 請求期間 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 年 月 4 既に育児休業 月 日から 日まで をした期間 年 月 日まで 日から 年 月 年 月 目から 年 月 日まで 5 配偶者又はパ 氏 名 ートナーシップ 育児休業期間 年 月 日から 年 月 日まで 関係の相手方 6 備 考 決 ※承認権者記入欄 □ 承認 □ 不承認 裁 欄

(裏面)

記入上の注意

- 1 請求(条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。)に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。
- 2 「2 請求内容」欄の「1歳6か月までの子の育児休業」とは、条例第2条の3 第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいい、「2歳までの子の育児休業」 とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう(5において同じ。)。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以降の期間とし、 「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の提示は、出生後速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第7号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、 所属、職務名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄 のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業(条例第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業をいう。)、1歳6か月までの子の育児休業又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、 その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合におい ては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休 業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び 当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する□には ▶印を記入すること。

| _ | | | | | | | | |
|---|-----|------|--|----|----|------|--|--|
| | | 人事担当 | | 給与 | 担当 | 福利担当 | | |
| | 処理欄 | | | | | | | |

育児短時間勤務承認請求書

| | | | | | | | 年 | 月 | 日提出 |
|------------|--|---------------------------|------|----------------|------------|--------|--------------|------|-----|
| (f | 壬命権者) | | 請 | 所属 | | | | | |
| | | | 求 | 職務名 | | | | | |
| | | 殿 | 者 | 氏名 | | | | | |
| ž | 次のとおり育 児 短 時 間 勤 務 の 承 認 育児短時間勤務の期間の延長を請求します。 | | | | | | | | |
| | | 氏 名 | | | | | | | |
| 1 | 請求に係る子 | 続 柄 等 | | | | | | | |
| | | 生 年 月 日 | | 年 | F F | 1 | 日 | | |
| | | □ 育児短時間勤務の承 | 認 | | 育児短 | 時間勤和 | 务の期間の | 延長 | |
| 2 | 請求内容 | □ 再度の育児短時間勤務 | の承認 | 忍(再度の育児短 | 豆時間勤 | 務が必要 | 長な事情を言 | 2入) | |
| | | | | | | | | | |
| 3 | 請求期間 | 年 月 | 日オ | 146 | 年 | 月 | 日まで | | |
| 4 | 勤務の形態 | 週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第15 | Į 🗆 | 第1号 □ 第4号 □ | 第2号 第5号 | □第 | 3号 の勤 | 務形態) | |
| | 勤務の日及び | 月(: ~ | : |)火(| : | ~ | : |) | |
| | 時間帯 | 水(: ~ | : |)木(| : | \sim | : |) | |
| 5 | 既に育児短時 | 金(: ~ | : |) | H- | п | пъм | | |
| | 間勤務をした | 年 月 | 日 7. | 136 | 年 | 月 | 日まで | | |
| | 期間 | 年月 | 日オ | 116 | 年 | 月 | 日まで | | |
| 6 | 備考 | | | | | | | | |
| | | | | | | 決 | | | |
| ¾ 7 | 承認権者記入欄 | □ 承認 □ 刁 | 下承記 | 忍 | | 裁 | | | |
| | | | | | | 欄 | | | |
| (20 | \ | | |) III) | | 1 | | 1 | I |

- (注)① 請求に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。
 - ② 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以降の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の提示は、出生後、速やかに行うこと。
 - ③ 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「6 備考」欄に必要な事項を記入すること。
 - ④ 「6 備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
 - ⑤ 該当する□にはレ印を記入すること。

| ١. | | 人事 | 担当 | 給与 | 担当 | 福利 | 担当 |
|----------|---|----|----|----|----|----|----|
| 処理欄 | | | | | | | |
| † | 量 | | | | | | |
| | | | | | | | |

部分休業承認請求書

| | | | | | | | | 年 | 月 | 日提出 | |
|-------------|---------------------|------|-----|-------|----------|-----|--------|------|--------|------------|--|
| (任命権者) | | | | 請 | 所 | 属 | | | | | |
| (1. | | | | 求 | 職利 | 8名 | | | | | |
| | 殿 | | | | | 名 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| Y | 次のとおり部分休業の承認を請求します。 | | | | | | | | | | |
| | | 氏 | | 名 | | | | | | | |
| 1 | 請求に係る子 | 続析 | 丙 | 等 | | | | | | | |
| | | 生 年 | 月 | Ш | | | 年 | 月 | 日 | | |
| | | | 期 | | | 間 | | 時 | | 間 | |
| | | 年 | 月 | 日え | いら | □毎Ⅰ | 3 | 午前 | 時 | 分から | |
| | | 年 | 月 | 日首 | まで | 口その | の他 | 午後 | 時 時 | 分まで 分から | |
| 2 | 請求期間及び時間 | , | , , | , - | | (|) | , 50 | 時 | 分まで | |
| | | 年 | 月 | 日え | 136 | □毎日 | 3 | 午前 | 時 | 分から | |
| | | 年 | 月 | 日第 | まで | 口その | の他 | 午後 | 時 時 | 分まで 分から | |
| | | , | ,, | ,, 3 | | (|) | | 時 | 分まで | |
| | | | | | | | | | | | |
| 3 | 備考 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| * 72 | 承認権者記入欄 | □ 承認 | |] 不遠 | 承認 | | 決 裁 | | | | |
| ,•\/. | THE HEAVIN | | | - 1/1 | , - H-U. | | 欄 | | | | |

- 注 ① 請求に当たっては、母子健康手帳等を提示すること。
 - ② 該当する口には 1印を記入すること。

| / m | 人事担当 | 給与 | 5担当 | 福利担当 | | |
|-----|------|----|-----|------|--|--|
| 処理欄 | | | | | | |

別 記 第 六 号 様 式 中 及 ζ 艦 1 5 夈 を 舥 1 5 夈 _ 12 改 \Diamond る

施 行 付 期

則

この規則は(施行期日)

1

 \sum_{i} \bigcirc 規 則 は 令 和 七 年 兀 月 日 カュ 5 施 行 す

る

0

経過措置)

2 施 行 $\overset{\sim}{\smile}$ 規 \mathcal{O} 則 規 別 則 \mathcal{O} 記 第 施 行 号 \mathcal{O} 様 際 式 ک 及 U \mathcal{O} 第 規 兀 則 号 に 様 ょ 式 る 改 カン 5 正 第 前 六 \mathcal{O} 号 職 様 員 式 \mathcal{O} ま 育 で 児 休 に ょ 業 る 等 用 に 紙 関 で す る 現 条 に 例

る ŧ \mathcal{O} は 所 要 \mathcal{O} 修 正 を 加 え な お 使 用 す る _ ر لح が で き る

残

存

す

則 を

会

計

年

度

任

用

職 員 \mathcal{O}

給

与 及 び 費

用

弁

償 に

関 す る 条

例 施

行 規

則

 \mathcal{O}

部 を 改 正 す る 規

公 布 す る。

和 七 年 三 月 二 十 五. 日

令

東 京 都 北 区 長

加

奈 子

Щ

田

東 京 都 北 区 規 則 第 + 五. 号

会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 給 与 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

る 規 則

会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 給 与 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 令 和 年 三 月 東 京

都 北 区 規 則 第 三 + 号 $\overline{}$ \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第 九 条 中 \mathcal{O} 各 号 __ を 削 ŋ 第 九 号 を 第 + 号 لح L 第 号 か 5 第 八 号 ま で

ず 9 繰 ŋ 下 げ 第 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 号 を 加 え る

五. 日 を 限 度 と す る 0

病

気

休

暇

__

会

計

年

度

当

た

n

病

気

休

暇

を

開

始

す

る

日

カン

5

起

算

L

7

引

き

続

<

を

--

号

12 に ょ 第 規 り 定 + 勤 す 務 兀 る L 条 子 な 第 \equiv 育 11 7 時 項 中 部 間 分 休 \mathcal{O} 又 暇 下 は に 育 児 以 _ 下 又 休 業 は 子 会 法 計 育 7 年 を 部 度 \neg 任 分 育 休 用 暇 職 児 _ 休 員 勤 業 と 務 法 1 _ う 時 間 に 規 改 に 則 \Diamond 第 ょ 三 ŋ 勤 十 部 務 分 L 条 休 な \mathcal{O} 業

1 時 間 _ を 加 え る

を

加

え

る

付

則

子 年 育 度 第 7 任 部 十 用 分 職 兀 休 員 条 暇 勤 \mathcal{O} 務 を 時 第 三 加 間 え 規 項 則 中 同 _ 条 に 若 第 改 し 五 < 8 項 は 中 会 計 介 介 護 年 護 時 度 時 任 間 用 間 لح 職 員 \mathcal{O} 1 下 勤 う に 務 時 間 子 規 \mathcal{O} 育 下 則 7 12 部 _ を 若 分 _ 休 L 会 暇 < は 計

令和七年三月二十五日

東

京

都 北

区

長

Щ

田

加

職

員

 \bigcirc

期

末

手

当 に

関

す

る

規

則

 \bigcirc

部を

改 正

す

る 規

則 を

公布す

る。

奈子

東 京 都 北 区 規 則 第 + 六

号

職 員 \mathcal{O} 職 期 員 末 \mathcal{O} 手 期 当 末 に 手 当 関 に す 関 規 す 則 る 規 昭 則 \mathcal{O} 和 五. + 部 を 年 兀 改 正 東 す 京 る 都 規 北 則 区 規

部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

る

月

則

第

三

+

八

号

 \mathcal{O}

第 条 第 __ 項 中 第 十 号 を 第 + 三 号 لح L 第 + 号 を 第 + 号 と L 第 + 号 を

+ 号 لح L 第 九 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} --- 号 を 加 え る

第

+ 教 育 公 務 員 特 例 法 昭 和 + 兀 年 法 律 第 号 第 + 六 条 第 項 \mathcal{O} 規 定

う 0

ょ

り

大

学

院

修

学

休

業

を

L

7

1

る

職

員

以

下

_

大

学

院

修

学

休

業

中

 \mathcal{O}

職

員

_

と

1

に

第 条 第 項 第 号 中 第 + 号 _ を _ 第 + 三 号 _ に 改 \Diamond る

第 条 \mathcal{O} 中 _ \mathcal{O} 各 号 を 削 ŋ 第 七 号 を 第 八 号 لح L 第 六 号 を 第 七 号 لح L

第 五. 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} --- 号 を 加 え る

六 大 学 院 修 学 休 業 中 \mathcal{O} 職 員 と し て 在 職 L た 期 間

+ 号 第 _ 兀 を 条 第 第 __ + 項 中 __ 号 _ 第 八 に 号 改 8 を 第 十 第 九 号 号 を 第 に + 三 号 第 لح 九 号 L ` _ 第 を 七 _ 号 第 + か 号 6 _ 第 十 に 号 ま 第

七 大 学 院 修 学 休 業 中 \mathcal{O} 職 員 لح L 7 在 職 L た 期

で

を

号

ず

0

繰

ŋ

下

げ

第

六

号

 \mathcal{O}

次

に

次

 \mathcal{O}

号

を

加

え

る

間

第 兀 条 第 五 項 中 _ 又 は 修 学 部 分 休 業 を 修 学 部 分 休 業 \sqsubseteq に 改 \Diamond 部

分

休

業 育 て に ょ り 分 休 勤 務 暇 にし な ょ ٧, 勤 時 間 \mathcal{O} い下 に 時 \neg 又 は 加 勤 務 え 時 る 間 条 例 第 + 六 条 0 三 に 規 定 す る 子

付 則 部

り

務

L

な

間

_

を

ر \mathcal{O} 規 則 は ` 令 和 七 年 兀 月 日 カュ 5 施 行 す る。

- 2 -

令和七年三月二十五日

東

京

都 北

区

長

Щ

田

加

職 員 \bigcirc 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則 \bigcirc 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

奈子

東 京 都 北 区 規 則 第 + 七

職 員 \mathcal{O} 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る

規

則

号

職 員 \mathcal{O} 勤 勉 手 当 に 関 す る 規 則 昭 和 五. + 兀 年 三 月 東 京 都 北 区 規 則 第 九 号 \mathcal{O}

部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第 条 第 __ 項 中 第 + 号 を 第 + 三 号 لح L 第 + 号 を 第 + 号 と L 第 +号 を

号 لح L 第 九 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} -- 号 を 加 え る

第

+ + 教 育 公 務 員 特 例 法 昭 和 + 兀 年 法 律 第 号 $\overline{}$ 第 + 六 条 第

項

 \mathcal{O}

規

定

に

1

ょ り 大 学 院 修 学 休 業 を し 7 1 る 職 員 以 下 _ 大 学 院 修 学 休 業 中 \mathcal{O} 職 員 と

う 0

第 条 第 項 第 号 中 第 + 号 _ を _ 第 + 三 号 _ に 改 \Diamond る

第 条 \mathcal{O} 中 _ \mathcal{O} 各 号 を 削 ŋ 第 八 号 を 第 九 号 لح L 第 七 号 を 第 八 号 لح

六 号 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} --- 号 を 加 え る

第

七 大 学 院 修 学 休 業 中 \mathcal{O} 職 員 と L て 在 職 L た 期 間

+ 兀 条 に 掲 げ 項 る 事 由 に 該 休 当 L 7 休 職 さ n 7 1 る 期 間 以 下 _ 結 核 休 職 期 間 と

う を 加 え 百 項 第 三 号 中 結 核 休 養 期 間 \sqsubseteq \mathcal{O} 下 に \neg 及 U 結 核 休 職 期 間 に 改

1

第

第

三

条

第

 \equiv

中

結

核

養

期

間

لح

11

う

 \mathcal{O}

下

に

 \neg

又

は

教

育

公

務

員

特

例

法

 \Diamond を 加 る え 同 項 第 + 号 に 掲 げ る 期 間 を 結 核 休 養 期 間 及 び 結 核 休 職 期 間

+ 第 六 第 三 号 + ま 兀 条 で 号 \mathcal{O} を 第 を 号 ず 第 項 + 中 0 繰 六 号 ŋ 第 下 九 号 げ に _ 改 第 \Diamond を + \neg 第 第 + 号 + 号 を 七 _ 第 号 + を に 三 第 号 + と 九 第 + L 号 号 と _ 同 L 号 を \mathcal{O} 第 _ + 次 第 \equiv に + 次 号 __ 号 \mathcal{O} カン _ 5 号 第 に

を 加 え る

+ 兀 結 核 休 職 期 間

第 三 条 \mathcal{O} 第 --- 項 中 第 + 号 を 第 十 号 と L 第 七 号 カン 5 第 + 号 ま で を 号 ず

0 七 繰 り 大 下 学 げ 院 修 第 学 六 休 号 業 \mathcal{O} 中 次 12 \mathcal{O} 職 次 員 \mathcal{O} لح L 号 7 を 加 在 職 え L る た 期

間

介 第 三 護 時 条 間 \mathcal{O} کے 第 五. 1 う 項 中 若 L \mathcal{O} 下 < 12 は 勤 _ 若 務 時 間 < は 条 勤 例 _ 務 時 を 間 条 例 勤 第 務 + 時 六 間 条 条 例 \mathcal{O} 三 _

又 は _ を \neg 子 育 7 部 分 休 暇 又 は _ に 改 \Diamond る

る

子

育

7

部

分

休

暇

以

下

子

育

7

部

分

休

暇

と

1

う

を

加

え

同

条

第

七

項

中

に

規

定

す

に

改

 \Diamond

付

則

ک \mathcal{O} 規 則 は ` 令 和 七 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

令和七年三月二十五日

東 京 都 北 区 組 織 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

北区長 山 田 加 奈

東

京 都

子

東 京 都 北 区 規 則 第 +

東 京 都 北 X 組 織 八 規 程 号 \mathcal{O} 部

を 改 正 す る 規

に 改 正 す る

う

東

京

都

北

X

組

織

規

程

 $\overline{}$

昭

和

五.

十

年

兀

月

東

京

都

北

区

規

則

第

兀

+

号

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

則

第

条 危 機 管 理 室 \mathcal{O} 部 に 次 \mathcal{O} ょ う に 加

八 え る

八 条 地 域 振 興 部 \mathcal{O} 部 地 域 振 興 課 \mathcal{O} 項

 \mathcal{O}

次

に

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

加

え

る

第

地

域

防

災

推

進

課

第 文 化 施 策 推 進 課

八 条 福 祉 部 \mathcal{O} 部 介 護 保 険 課 \mathcal{O} 項 中 給 付 調 整

係

_

を

事 介 護 給 付 係

に

改

 \Diamond

る

管

理

計

画

係

業 者 支 援 係

+ 条 広 報 課 \mathcal{O} 部 中 第 兀 号 及 \mathcal{U} 第 五. 号 を 削 り 第 六 号 を 第 兀 号 لح L

加 え る

り

同

部

第

八

号

中

及

U

広

聴

_

を

削

り

同

号

を

同

部

第

五

号

لح

L

同 部

に

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

第

七

号

を

削

第

課 務 担 当 主 査

広 聴 活 動 \mathcal{O} 企 画 及 び 調 整 12 関

区 民 \mathcal{O} 要 望 及 び 苦 情 に 0 11 7 す \mathcal{O} 窓 る П 相 لح 談 他 に あ 規 0 せ 定 す λ 及 る \mathcal{U} Ł 処 \mathcal{O} 理 を に 除 関 < す

る

ک °

 \equiv 区 民 相 談 に 関 す る ک と

兀 そ \mathcal{O} 他 広 聴 に 関 す る と

三 号 第 لح + L --- 条 同 \mathcal{O} 部 第 防 七 災 号 • 中 危 機 防 管 災 理 無 課 線 \mathcal{O} 通 部 信 中 第 を 三 号 防 カコ 災 5 無 第 線 五. 通 号 信 ま 及 で び を 防 削 災

五 防 災 セ ン タ に 関 す る لح

に

改

 \Diamond

同

号

を

同

部

第

兀

号

کے

し

同

号

 \mathcal{O}

次

に

次

 \mathcal{O}

号

を

加

え

る

り

第

六

号

を

第

情

報

シ

ス

テ

第 す +る 第 号 + ŧ か \mathcal{O} _ 条 5 を 第 \mathcal{O} 除 _ + < 0 防 八 号 災 ま を で 危 加 を 機 え 管 号 理 同 ず 課 号 0 \mathcal{O} を 繰 部 同 り 第 部 上 八 第 げ 号 六 中 号 同 لح \neg 部 関 中 す ` る 同 部 と 中 _ 第 九 \mathcal{O} 号 下 を に 第 _ 七 号 他 لح に L 規 定

課 務 担 当 主 査

区 民 防 災 組 織 に 関 す る ک لح

防 災 意 識 \mathcal{O} 高 揚 及 び 啓 発 に 関 す る ۲ ک °

を

削

り

三 防 災 訓 練 に 関 す る と

同

条

に

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

加

え

る

地 域 防 災 推 進 課

区 民 防 災 組 織 に 関 す る

防 災 意 識 \mathcal{O} 高 揚 及 び 啓 発 に لح 関 す

る ک

لح

三 防 災 訓 練 に 関 す る ک と

兀 防 災 施 設 \mathcal{O} 設 置 及 び 維 持 管 理 に 関 す る ک と

六 消 防 寸 に 関 す る لح

五

消

防

関

係

機

関

と

 \mathcal{O}

連

絡

調

整

に

関

す

る

لح

他

に

規

定

す

る

t

 \mathcal{O}

を

除

<

第 +_ 条 \mathcal{O} \equiv 地 域 振 興 課 \mathcal{O} 部 地 域 振 興 係 \mathcal{O} 項 中 第 九 号 を 削 り ` 第 + 号 を 第

課 務 担 当 主 査

区

 \mathcal{O}

文

化

施

策

に

関

す

る

لح

L

第

+

号

を

第

+

号

لح

L

第

+

号

を

第

+

号

لح

同

部

中

九

号

と

を 削 り 同 部 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ょ う 12 加 え

る

三 文 推 区 化 進 仮 \mathcal{O} 称 振 文 興 化 芥 財 施

兀

F

ナ

ル

ド

丰

ン

顕

彰

事

業

に

関

す

る

Щ

龍

之

介

記

念

館

に

関

す

る

と

寸

に

関

す

る

策

に

関

す

る

と

文

化

施

策

課

第 + 条 戸 籍 住 民 課 \mathcal{O} 部 個 人 番 号 力 ド 交 付 係 \mathcal{O} 項 12 次 \mathcal{O} 号 を 加 え る 0

 \equiv 公 的 個 人 認 証 に 関 す る لح

+ 条 玉 保 年 金 課 \mathcal{O} 部 玉 保 給 付 係 \mathcal{O} 項 第 五 号 を 削 る

第

第 + _ 条 \mathcal{O} 三 地 域 福 祉 課 \mathcal{O} 部 地 域 福 祉 係 \mathcal{O} 項 中 第 + 号 を 削 ŋ 第 + 号 を 第 +

号 لح L 第 号 カン 5 第 九 号 ま で を 号 ず 0 繰 ŋ 下 げ 同 項 に 第 号 と L 7 次 \mathcal{O} 号

を 加 え る

地 域 保 健 福 祉 に 関 す る 調 査 計 画 及 び 調 整 12 関 す る ک と 他 に 規 定 す

る

t \mathcal{O} を 除 < $\overline{}$

第 +条 \mathcal{O} 三 地 域 福 祉 課 \mathcal{O} 部 事 業 調 整 係 \mathcal{O} 項 中 第 三 号 を 削 n 第 兀 号 を 第 \equiv 号 と

及 第 CK 五 社 号 会 を 福 第 祉 几 号 充 実 لح 計 L 画 \mathcal{O} 同 承 項 認 第 _ 六 を 号 中 区 \neg が 社 所 会 轄 福 庁 祉 لح 法 な 人 に る 社 関 会 す 福 る 祉 報 法 告 人 \mathcal{O} _ 徴 に 収 改 8 指 獐

同 号 を 同 項 第 五. 号 لح す る

監

査

L

第 + 条 \mathcal{O} 三 介 護 保 険 課 \mathcal{O} 部 給 付 調 整 係 \mathcal{O} 項 中 \neg 給 付 調 整 係 _ を 管 理 計 画 係

第 に 八 改 号 \Diamond を 第 同 五 項 号 第 三 号 L 中 第 九 広 号 報 か 及 U 5 第 十 を \equiv 削 号 1) ま で 同 を 項 削 中 第 五 第 号 + カン 兀 5 号 第 七 を 第 号 六 ま 号 で を L 削 V) 第

り

と

لح

十 五 号 及 U 第 + 六 号 を 削 n 第 十 七 号 を 第 七 号 と L 同 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} ょ う に 加 え る

介 護 給 付 係

介 護 保 険 及 び 介 護 予 防 • 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 \mathcal{O} 給 付 に 関 す る ک

と

高 額 介 護 サ ビ ス 費 及 び 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ピ ス 費 \mathcal{O} 支 給 に 関 す る ک

三 セ ル フ プ ラ ン \mathcal{O} 受 付 及 び 作 成 指 獐 に 関 す る と

兀 介 護

保

険

シ

ス

テ

A

 \mathcal{O}

運

用

及

び

調

整

に

関

す

る

と

と

事 業 者 支 居 宅 援 係

介 護 支 援 介 護 予 防 支 援 地 域 密 着 型 サ ピ ス 及 び 介 護 予 防

日

常

生 活 支 援 総 合 事 業 \mathcal{O} 事 業 者 \mathcal{O} 指 定 及 び 監 督 に 関 す る

三 介 介 護 護 給 給 付 付 等 等 対 対 象 象 サ サ ピ ス ス 事 事 業 業 者 者 \mathcal{O} \mathcal{O} 支 指 援 導 監 に 関 査 す に 関 る す لح

ピ

五. 不 正 利 得 12 関 す る ک と

几

介

護

給

付

等

対

象

サ

ピ

ス

事

業

者

 \mathcal{O}

苦

情

相

談

に

関

す

る

لح

る

と

六 保 険 給 付 \mathcal{O} 適 正 化 に 関 す る と

 \mathcal{O} 管 第 同 五 理 部 号 介 を に 護 第 改 保 兀 \Diamond 険 号 料 لح 同 係 L 項 \mathcal{O} 中 項 第 第 第 六 号 号 号 を を 中 削 削 第 ŋ ŋ 号 第 第 三 七 被 号 号 保 を を 険 第 第 者 五 \mathcal{O} 号 号 資 لح لح 格 管 L L 理 第 司 項 兀 を 第 号 八 を 被 保 号 第 三 中 険 号 者 減 と 資

号

لح

L

第

+

号

を

削

ŋ

第

+

号

を

第

八

号

لح

L

第

+

号

及

び

第

+

三

号

を

削

る

免

 \mathcal{O}

下

に

及

び

徴

収

猶

予

を

加

え

同

号

を

同

項

第

六

뭉

لح

L

同

項

中

第

九

号

を

第

七

L

格

L

第

+

条

 \mathcal{O}

 \equiv

介

護

保

険

課

 \mathcal{O}

部

認

定

調

査

係

 \mathcal{O}

項

中

第

兀

号

を

削

n

第

五.

号

を

第

兀

号

と

る 規 定 第 + لح す _ る 五 条 \mathcal{O} t 土 下 \mathcal{O} 木 に を 除 政 _ 策 < 課 他 に \mathcal{O} 部 規 定 事 を す 業 加 る 計 え ŧ 画 \mathcal{O} 同 係 を 条 \mathcal{O} 除 道 項 < 路 第 公 号 遠 _ 課 中 を \mathcal{O} 加 関 部 す え 公 亰 る 同 係 部 \mathcal{O} と _ に 項 次 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 下 ょ に 号 う 中 \neg に 加 関 他 え す に

課 務 担 当 主 査 る

公 亰 等 \mathcal{O} 魅 力 向 上 に 係 る 調 整 及

び

計

画

に

関

す

る

ک

と

公 袁 等 \mathcal{O} 利 活 用 に 関 す る لح

別 表 第 第 六 号 中

中 里 保 育 袁

> 里 三 \mathcal{O} \mathcal{O} 八

中

同

同

桐

ケ

丘

南

保

育

遠

同

赤 羽 西 五. \mathcal{O} 五 \mathcal{O} 七 \bigcirc

を

桐 ケ 丘 南 保 育 袁 赤 羽 西 五. \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 七 __ \bigcirc に 改 8 る

ま で 別 を 表 第 _ \equiv 号 ず 中 第 0 + 繰 \equiv り 号 上 げ を 削 同 ŋ 表 に 第 次 + \mathcal{O} 兀 -- 号 号 を を 第 加 十 え 三 る 号 と L 第 + 五. 号 か 5 第 三 + 三 号

付 則 三

+

 \equiv

東

京

都

北

区

子

لخ

ŧ

 \mathcal{O}

権

利

委

員

会

令和七年三月二十五日

東 京 都 北 区 公 印 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

北区長 山 田 加 奈

東

京 都

子

東 京 都 北 区 規 則 第 十 九 号

東 京 都 北 区 公 印 規 則 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 規

東 京 都 北 区 公 印 規 則 昭 和 三 + 年 八 月 東 京 都 北 区 規 則 第 兀 号 \mathcal{O} 部 を 次

 \mathcal{O}

ょ

則

う に 改 正 す る

第 兀 条 第 項 第 号 中 _ 前 項 を 前 号 _ に 改 \Diamond る

别 表 福 祉 第 部 _ 介 専 護 用 保 東 京 険 課 都 北 管 理 X 計 印 画 \mathcal{O} 係 部 長 3 \mathcal{O} に 2 改 \mathcal{O} 項 \Diamond 中 同 表 福 専 祉 部 用 北 介 護 区 印 保 \mathcal{O} 険 部 課 給 4 付 \mathcal{O} 調 3 \mathcal{O} 整 項 係

_

 \mathcal{O}

次

長

12 次 \mathcal{O} ょ う に 加 え る

を

4 \mathcal{O} 4 同 同 用 個 人 番 号 力 ド K. 課 区 個 民 交 付 部 人 係 番 戸 号 長 籍 力 住 民

別 表 第 専 用 東 京 都 北 区 長 印 \mathcal{O} 部 11 \mathcal{O} 14 \mathcal{O} 項 及 び 11 \mathcal{O} 15 \mathcal{O} 項 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る

及び 11 \mathcal{O} \mathcal{O} 15 11 14 削 除 を

てん書
オートル

に

別 表 第 専 用 東 京 都 北 区 長 印 \mathcal{O} 部 11 \mathcal{O} 16 \mathcal{O} 項 中

同

同

を

てん書 オートル に

印

 \mathcal{O}

部

23

 \mathcal{O}

14

 \mathcal{O}

項

及

び

23

 \mathcal{O}

15

 \mathcal{O}

項

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

8)

る

係

長

を

改 \Diamond 同 部 17 \mathcal{O} 5 \mathcal{O} 項 中 福 祉 部 介 護 保 険 課 給 付 調

整

福 祉 部 介 護 保 険 課 管 理 計 画 係 長 _ に 改 め 同 表 専 用 東 京 都 北 区 長 代 理 之

及び 23 \mathcal{O} \mathcal{O} 15 23 14 削 除

表 第 専 用 東 京 都 北 区 長 代 理 之 印 \mathcal{O} 部 23 \mathcal{O} 16 \mathcal{O} 項

別

中同同同

改 \Diamond 同 部 29 \mathcal{O} 5 0) 項 中 \neg 福 祉 部 介 護 保 険 課 給 付 調

7 • 8 • 9 • 10 • 别 H • H Ø 2 • H Ø 表 $3 \cdot 11004 \cdot 1100$ 第 5・11の6・11の 7 • 1100 9 • 1100 $10 \cdot 110011 \cdot 1100$ 中 13・11の16・11の 17・11の18・13の 5・17の4・17の $7 \cdot 8 \cdot 9 \cdot 10 \cdot$ $5 \cdot 17006 \cdot 1700$ 11・11の2・11の 8・17の9・17の 3 • 1100 4 • 1100 $10 \cdot 170011 \cdot 1700$ 5 • 1100 6 • 1100 12・17の13・17の 7 • 1100 9 • 1100 $14 \cdot 170015$ 10 • 110011 • 1100 13・11の15・11の 北東 **[**0] 16 • 110017 • 1100 \times 18 • 1300 5 • 1700 + 寡 4・17の5・17の Ŀ 6 · 17Ø 8 · 17Ø 用 即都 務 9 • 1700 10 • 1700 11・17の12・17の 13・17の14・17の 15 に 北東 何 \times 4 京 19 • 20 • 21 • 22 • 23 · 23Ø 2 · 23Ø 扣 印都 務 3・23の4・23の 5・23の6・23の 7・23の9・23の を 10 • 230011 • 2300 13 • 230015 • 2300 16 · 23@17 · 23@ 18・25の5・29の 4・29の5・29の 8 • 290) 9 • 290) 10・29の11・29の 12・29の13・29の 14 専 代東 何 京 理都 事 之北 \times 印度 用 務

整

係

長

を

 \neg

福

祉

部

介

護

保

険

課

管

理

計

画

係

長

_

に

改

8

る

0

 \mathcal{O} 規 則 は ` 令 和 七 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

付

則

23 • 23 Ø 2 • 23 Ø 3・23の4・23の 5・23の6・23の 7・23の9・23の 10・23の11・23の 13・23の16・23の 17・23の18・25の 5・29の4・29の 5・29の8・29の 9 • 290010 • 2900 11・29の12・29の 13 • 29@14 代束 何. 京 琿 邶 事 之上 $|\mathbf{x}|$ 印長 用 務 に 改 \Diamond

19 - 20 - 21 - 22 -

る

を

令和七年三月二十五日

京 都 北 区 会 計 事 務 規 則 *(*) 部 を 改 正 す る 規 則 を 公布 す る。

東

京都北区長 山 田 加 奈

東

子

東 京 都 北 区 規 則 第 三 十

号

東 京 都 北 区 会 計 事 規 \mathcal{O} _ 十 部 を 年 改 三正 す 月 東 る 規 則

九

京

都

北

区

規

則 第

号

 \mathcal{O}

部 を

次

 \mathcal{O} 東 京 都 北 区 会 計 事 務 規 則 務 $\overline{}$ 昭 則 和 三

ょ う に 改 正 す る

第 五. +七 条 第 六 項 を 削 る

則 第 五. 項 に 次 \mathcal{O} _ 号 を 加 え る

六 付 \mathcal{O} 規 子 定 تلح に ŧ 基 • づ 子 き 育 窓 7 支 П 交 援 付 法 方 式 平 に 成 ょ り + 支 几 払 年 う 法 妊 律 婦 第 支 六 援 十 給 五 付 号 金

> 第 + 条

 \mathcal{O} +

兀 第

項

別 表 福 付 祉 部 介 護 保 険 課 給 付 調 整 係 長 \mathcal{O} 項 を 削

る

 \sum_{i} \mathcal{O} 規 則 は則 令 和 七 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

則

東

京

都

北

区保育所等の

利用調整

及

び 保

育

の 利

用 に 関

する

規

則 の

部

を改正する規

を公布する。

令和七年三月二十七日

東京都北区長

奈子

山田加

東 京 都 北 区 規 則 第 三 十

号

東 京 都 北 区 保 育 所 等 \mathcal{O} 利 用 調 整 及 び 保 育 \mathcal{O} 利 用 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

る 規 則

東 京 都 北 区 保 育 所 等 \mathcal{O} 利 用 調 整 及 び 保 育 \mathcal{O} 利 用 に 関 す る 規 則 令 和 六 年 三 月 東 京

都 北 X 規 則 第 十 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

别 表 第 -中 _ 緗 声 ~1 \vdash を _ 絁 亭 0 12 仁 引 朱 翭 9 到 赋 49 쌾

别 る

表 第 中 _ 緗 引 ~ を _ 緗 卓 9 に 改 8

付 則 復

凝

(1)

黓

4

 \mathcal{N}

12

0

 \mathcal{C}

4

 \mathcal{W}

を

 \vdash

 $rac{1}{2}$

A.

 \mathcal{W}

_

12

改

D

る

望

4

 \mathcal{N}

7][[

0

_

を

 \sum_{i} \mathcal{O} 規 則 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 6 施

行

す

る

1

施

行

期

日

経 過 措 置

2 \sum_{i} \mathcal{O} 規 則 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 東 京 都 北 区 保 育 所 等 \mathcal{O} 利 用 調 整 及 U 保 育 \mathcal{O} 利 用 に 関 す

始 る す 規 る 則 場 别 合 表 \mathcal{O} 第 利 用 及 申 U 請 別 に 表 係 第 る 利 \mathcal{O} 用 規 調 定 整 は に 令 0 和 1 七 7 適 年 用 五 月 L 同 日 日 以 前 後 に \mathcal{O} 保 t \mathcal{O} 育 に \mathcal{O} 係 利 る 用 利 を 用 開

調 整 に 0 1 7 は な お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る

を 公 布 す

東

京

都

北

区

長 0)

職 務

を 代

理 す る

副

区

長

 \mathcal{O} 順

序 を 定 め

る 規

則

 \mathcal{O}

部 を

改 正 す る 規 則

る。

令

和

七

年

三

月 二 十

八

日

東 京 都 北 区 長

田 加

Щ

奈

子

東 京 都 東北 区 規 北 則 区 第 長 三 の 十 職二

京 都 務 号 を 代 理 す る 副 区 長 \mathcal{O} 順 序 を 定 \Diamond る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る

規 則

北 区 東 規 京 則 都 北 第 五. 区 + 長 \mathcal{O} 職 務 \mathcal{O} を 部 代 理 次 す る 副 区 長 改 \mathcal{O} 正 順 序 を 定 め る 規 則 令 和 五. 年 六

月

東

京

都

中 \neg \Diamond

犬 餇

号

を

 \mathcal{O}

ょ

う

に

す

る

る

本

則

武 _ を \neg 小 林 孝 _ に 改

付 則

ک \mathcal{O} 規 則 は 令 和 七 年 兀 月 日 カコ 5 施 行 す る

令和七年三月二十八日

東 京 都 北 区 医 療 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

東京都北区長 山 田 加 奈

子

東 京 都 北 X 規 則 第 \equiv + \equiv 뭉

東 京 都 北 X 医 療 法 施 行 細 則 \mathcal{O} _ 部 を 改 正 す る 規

則

東 京 都 北 区 医 療 法 施 行 細 則 $\overline{}$ 平 成 九 年 三 月 東 京 都 北 区 規 則 第 + 五. 号 $\overline{}$ \mathcal{O} 部 を 次

 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

同 条 第 中 十 \neg 省 条 令 \bigcirc _ 見 \mathcal{O} 出 下 L に を 第 診 + 療 七 用 条 放 \mathcal{O} 射 三 性 第 同 _ 位 項 元 又 素 は 使 用 器 を 具 等 診 \mathcal{O} 療 備 所 付 に 届 _ \sqsubseteq \mathcal{O} 下 に に 改 8 診

療 用 放 射 性 同 位 元 素 使 用 器 具 _ を 加 え 及 び を 又 は _ に 改 \Diamond る

第 + _ 条 中 _ 第 + 七 条 第 \equiv 項 \mathcal{O} 下 に _ 第 + 七 条 \mathcal{O} 三 第 項 _ を

療

用

放

射

線

照

射

器

具

 \mathcal{O}

下

に

診

療

用

放

射

性

同

位

元

素

使

用

器

具

を

加

え

る

診

に 第 _ + 診 療 用 条 粒 第 子 線 号 _ 照 中 射 装 診 置 療 12 用 関 高 す 工 る ネ 変 ル 更 ギ 届] 放 射 を 線 発 放 生 装 射 性 置 に 同 位 関 元 す 素 る 装 変 備 更 診 届 _ 療 機 \mathcal{O} 器 下

に 関 す る 変 更 届 _ \mathcal{O} 下 に \neg 診 療 用 放 射 性 同 位 元 素 使 用 器 具 に 関 す る 変 更 届 を 加

療 用 第 粒 + 子 \equiv 線 照 条 射 第 装 号 置 廃 中 止 診 届 _ 療 を 用 高 工 放 ネ 射 ル 性 ギ 同] 位 放 元 射 素 線 装 発 備 生 診 装 療 置 機 廃 器 止 廃 届 止 \sqsubseteq 届 \mathcal{O} 下 \mathcal{O} に 下 に 診

用 元 放 素 射 廃 性 止 同 後 位 \mathcal{O} 措 元 素 置 廃 届 止 及 後 \mathcal{U} \mathcal{O} 措 を 置 届 診 及 療 び 用 放 に 射 改 性 8 口 位 る 元 素 使 用 器 具 廃 止 \mathcal{O} 措 置 届 診

診

療

用

放

射

性

同

位

元

素

使

用

器

具

廃

止

届

_

を

加

え

同

条

第

 \equiv

号

中

診

療

用

放

射

性

同

位

療

え

る

別 記 第二十 五 号 様 式 (第1片) (表) か 5 同 様 式 (第2片) (表) ま で を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 め

る。

(第1片) (表)

年 月 日

東京都北区長殿

住 管理者 氏 名

診療用エックス線装置備付届

下記のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

記

| 診 痻 所 | 名 | | | 称 | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|----|--------|----|---------|--------------|---|----------------|---------|-----------------------|------------|-----|-----|--|
| 診療所 | 所 | 在 | - | 地 | | | 電話者 ファクシミリる | | (|) | | | |
| 診 | 製 | 作 | 者 | 名 | | | | | | | | | |
| 診 療 用 エ | 型 | | | 式 | | | | | | | | | |
| ツ ク ス | | | 連 | 続 | | | ミリフ | アンペ | ト (k) ア (m) | | | | |
| ツクス線装置に関する事項 | 定格 | 出力 短時間 | | 寺 間 | | | ミリフ | ボルマンペボル | ト (k'ア (m / k')ト (k') | A) | | 秒 | |
| | | | 蓄力 | | | | | | ・ラッド | , | F) | | |
| | エッ | クス | 線管 | の数 | 管球 | | | | | | | | |
| 項 | 用 | | | 途 | 一般 i その i | | • 透 視 | • | СТ | | • 歯 | 科 用 | |
| エ医線技の大の | 氏 | | | 名 | 職 | 種 | エック | クス幾 | 息診療り | こ関 | する | 経 歴 | |
| クス線診療に従事する、歯科医師、診療放射師又は診療エックス線の氏名及び経歴 | | | | | | | | | | | | | |
| 備 | | 丰 | 月 | 日 | | 年 | 月 | | 日 | | | | |

(日本産業規格A列4番)

| | | 法施行規則第30条第1項第1号に規定する ウス線管及び照射筒の遮蔽 | 有 | · 無 |
|--------|------------------|---|--------|-----------------------|
| | 総 | ろ 過 | ミリメートル | アルミニウム当量 モリブデン当量 |
| | | 患者への入射線量率50ミリグレイ/分 | 以下 | 超える |
| | | 一定時間経過時に警告音等を発すること のできる透視時間を積算するタイマー | 有 | · 無 |
| | | 高線量率透視制御 | 有 | · 無 |
| | | 焦点皮膚間距離が30センチメートル以上 になるような装置又はインターロック | 有 | · |
| | 透 | 受像面を超えないように照射野を絞る装置 | 有 | · 無 |
| 診療用 | 透視装置 | 受像器を通過したエックス線が150マイクログレイ/時(接触可能表面から10センチメートル) | 以下 | ・ 超える |
| エックス | | 最大受像面を3センチメートル超える部分 を通過したエックス線が150マイクログレ イ/時(接触可能表面から10センチメー トル) | 以下 | ・ 超える |
| 線装置の | | 利用線錐以外のエックス線を有効に遮蔽 するための適切な手段 | 有 | · |
| の放 | 撮影 | 照 射 野 絞 り 装 置 | 有 | • <u></u> |
| 放射線障害の | 撮影装置 | 医療法施行規則第30条第3項第2号に 規定する焦点皮膚間距離 | 以上 | ・未満 |
| 防 | | 利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない 照射野絞り装置 | 有 | · 無 |
| 止に関す | 胸部集検用接撮影装 | 接触可能表面から10センチメートルに おいて1マイクログレイ/1ばく射以下 となる受像器の一次遮蔽体 | 有 | · 無 |
| する構造設備 | A 検 用 影装置 | 10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮蔽物 | 有 | · 無 |
| 偏の概要 | 移型 装 | エックス線管焦点及び患者から2メートル 以上離れて操作できる構造 | 有 | · 無 |
| | · 携 帯 等 | 装置の保管場所 | | |
| | 治療用置 | ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の 発生を遮断するインターロック | 有 | · 無 |
| | 日 内 法 | 照射筒先端における照射野の直径 | t | ンチメートル |
| | 手持ち口内法 | 70キロボルト0.25ミリメートル鉛当量 以上の取り外しのできない後方散乱 エックス線シールド構造 | 有 | · 無 |

| (第2片 | ') | | | | | (3 | 長) | | | | | | |
|----------------------------|------------|-----------|-----------|------|-----|----|-----|---|----------|---|---|---|---|
| | 使 | 用 | Ø | 場 | 所 | | | | | | | | |
| | 診療室の防護物の概要 | 遮蔽 ける: | 物を設 場所 | 遮蔽物 | b . | 構 | 造 | ` | 材 | 料 | ` | 厚 | さ |
| | | 天 | | | 井 | | | | | | | | |
| エック | | 床 | | | | | | | | | | | |
| 線診療室の | | | | | (東) | | | | | | | | |
| クス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 | | 周 | | | (西) | | | | | | | | |
| | | 周囲の画壁等 | | | (南) | | | | | | | | |
| | | ., | | | (北) | | | | | | | | |
| | | | 監 | 視 圧 | 窓 | | | | | | | | |
| | | 出 | 入 | ロの | 屝 | | | | | | | | |
| | | その他の開口部 | | | | | | | | | | | |
| | | 操 | 1 | 作 | 室 | 有 | • 無 | (| | | | |) |
| | | 診り | 索 室 | の標 | 震 識 | | | 有 | <u>.</u> | • | 無 | | |

(日本産業規格A列4番)

別 記 第二十 六 号 様 式 (第1片) (表) を 次 \mathcal{O} ょ うに 改 \Diamond る。

(第1片) (表)

年 月 日

東京都北区長 殿

管理者住所 名

診療用高エネルギー放射線発生装置備付届

下記のとおり診療用高エネルギー放射線発生装置を備えるので、医療法第15条 第3項及び医療法施行規則第25条の規定により届け出ます。

記

| | 名 | | 称 | | | | | | |
|--------------------------------|-------|-------|---|---|-----|---|------|----|-------|
| 診療所 | 所 | 在 | 地 | | 話クシ | | 号番号 | (|) |
| 診放す療射る | 製作 | 者 | 名 | | | | | | |
| 用線事高発項 | 型 | | 式 | | | | | | |
| 工生装置ルル | 定格出力 | 電子 | 線 | | | メ | ガ電子ボ | ルト | (MeV) |
| ギに 関 | 足俗四刀 | エックス | 線 | | | メ | ガボルト | (M | V) |
| 放師射 | 氏 | | 名 | 職 | # | 重 | 放射線診 | 療に | 関する経歴 |
| 射線診療に従事する医、歯科医師又は診療放線技師の氏名及び経歴 | | | | | | | | | |
| 予 定 | 使 用 開 | 月 始 時 | 期 | | 名 | 年 | 月 | | 日 |

(日本産業規格A列4番)

 \mathcal{O} ょ 別 う 記 第 に 改 + \otimes 六 る。 号 様 式 (第1片) (裏) 中 嶣 > 5 杨 を \neg 嶣 檢 杨 \sqsubseteq に 改 め、 同 様 式 (第2片)

を 次

- 8 -

(第2片)

| | | 射線障害の防止に必要注 意 事 項 の 掲 示 | 有 | • | 無 |
|-------------|------|---|--------|----|---|
| 診 療 射 | | 入口の使用中自動表示 | 有 | • | 無 |
| 用線高工 | が | 壁 等 外 側 の 実 効 線 量 1 ミリシーベルト/週以下 なる措置 | 有 | • | 無 |
| ネのル防 | 管 | 管理区域を設ける場所 | 別添図面のと | おり | |
| ギルに放関 | 理区 | 境界における実効線量が 1.3ミリシーベルト/3月 以下となる措置 | 有 | • | 無 |
| 射す | 域 | 立 入 制 限 措 置 | 有 | • | 無 |
| 線る発子 | | 標 | 有 | • | 無 |
| 生装置置 | 敷地の | 敷地内居住区域及び境界 に お け る 実 効 線 量 が 250マイクロシーベルト/ 3 月以下となる措置 | 有 | • | 無 |
| 使用概要の | の境界等 | 入院患者(診療により被ばくする放射線を除く)の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置 | 有 | • | 無 |
| | その他 | 取扱者の被ばく測定器具 | | | |

注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室図は、照射方向、発生管の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離 (メートル) 並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。
- 4 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免 許登録番号及び年月を記入すること。
- 5 漏えい放射線測定記録は、届出に添付不要であるが、測定記録を保管しておくこと。

(日本産業規格A列4番)

別 記 第二十 七 号 様 式 (第1片) (表) を 次 *(*) ょ うに 改 \Diamond る。

(第1片) (表)

| | | 年 | 月 | 日 |
|-----------------------------|---|------|-----|-----|
| 東京都 | [区長 殿 | | | |
| | 管理者住所 氏 名 | | | |
| | 診療用放射線照射装置備付届 | | | |
| | : おり診療用放射線照射装置を備えるので、医療法 則第26条の規定により届け出ます。 | 第15条 | 第3項 | 及び医 |
| | 記 | | | |
| | 名称 | | | |
| 診療所 | 所 在 地 電 話 番 号 ファクシミリ番号 | (|) | |
| 診に | 製 作 者 名 | | | |
| 療 関 用 す | 型式及び個数 | | | |
| 療用放射線関する事項 | 装備する放射性同位元素の 種類 | | | |
| 放射線照射装置 | 装備する放射性同位元素の 数量(ベクレル) | | | |
| 道 | 用途 | | | |
| 放師射射、線 | 氏 名 職 種 放射線 | 泉診療に | 関する | 経歴 |
| 線診療に従事する医歯科医師又は診療放技師の氏名及び経歴 | | | | |
| 予 定 | 使 用 開 始 時 期 年 | 月 | | 日 |

(日本産業規格A列4番)

を 次 別 記 \mathcal{O} 第 ょ う に + 七 改 号 め 様 る。 式 (第1片) (裏) 中 嶣 > ご 杨 を \neg 嶣 檢 杨一 に 改 め、 同 様 式 (第2片)

(表)

| | 建 | 築 | i t | 物 | 0) | 構 | 造 | | 耐 | 火構. | 造 | • | 不 | 燃材 | *料 | |
|---------------|------|-----------|-------|------|------------|------------|------|--------|-------------|---------|----|---|----------|--------|-----|--------|
| 治療症 | 遮蔽を記 | | 〜 る場所 | ·/ | | 遮 | 蔽物 | 構 | 造 | ` | 材 | ¥ | 와 | ` | 厚 | さ |
| 室の | 7/5 | 天 | | | | | 井 | | | | | | | | | |
| 放射 | 治療 | | | Ŀ | 末 | | | | | | | | | | | |
| | 病室 | | | | | (| (東) | | | | | | | | | |
| lの 防 | 0 | 周 | | | | (| (西) | | | | | | | | | |
| 上に関 | 防護 | 囲の | | | | (| (南) | | | | | | | | | |
| に関する構造設備 | 物の | 画壁 | | | | (| (北) | | | | | | | | | |
| 横 造 設 | 概 | 等 | 出 | 入 | П | の | 扉 | | | | | | | | | |
| \mathcal{O} | 要 | | そ | の化 | 上の | 開「 | 口部 | | | | | | | | | |
| 概要 | 出 | | 入 | П | | の | 数 | 通 非 | 常出常 | 入口 口 | | | | | | 所 所 |
| | 治 | 療 | 病 | 室 | <i>(</i>) | 標 | 識 | | | 有 | | • | | 無 | | |
| 貯蔵 | 貯 | j | 蔵 | の | | 方 | 法 | | | 貯蔵 | 室 | • | 貯 | 蔵箱 | i | |
| 蔵施設 | 貯 | 蔵室 | 区又 | は貯 | 蔵翁 | 箱の! | 場所 | 別海 | 於図 面 | 前のと | おり |) | | | | |
| の放射線障 | 貯 | 蔵 | 施 | 設 | 0) | 構 | 造 | | 筋 = D他 | | ク | リ | _ | ト) | · 金 | 達庫 |
| | 貯 | 蔵 | 施割 | えの | 遮 | 蔽杉 | 才 料 | | | | | | | | | |
| 害の防 | | | | 出 | 入 | П <i>О</i> | 数 | 通常 | 常出力 | П | 筃 | 所 | • 非 | 常口 | ĺ | 箇所 |
| 別止に関する構造設備 | | 蔵室の | | 特別該当 | 定防当す | 火設る防 | 備に火戸 | | | 有 | | • | | 無 | | |
| トラス | | | | 閉 | 鎖 | 設 | 備 | カゝ | ぎ・ | その |)他 | (| | | |) |
| 構造 | 貯 | 蔵 | 箱 | の | 閉 | 鎖設 | 備 | | | 有 | | • | | 無 | | |
| 設 | 貯 | 蔵 | 容器 | 号 の | 遮 | 蔽核 | 才 料 | | | | | | | | | |
| 畑の概要 | 貯澗 | 載物 | の種 | 類及 | び数 | (量の | 表示 | | | 有 | | • | | 無 | | |
| 要 | 標 | | | | | | 識 | | | 有 | | • | | 無 | | |

別 記 第二十 八 号 様 式 (第1片) (表) を 次 *(*) ょ うに 改 め る。

(第1片) (表)

年 月 日 東京都北区長 殿 管理者住所 氏 名 診療用放射線照射器具備付届 下記のとおり診療用放射線照射器具を備えるので、医療法第15条第3項及び医療 法施行規則第27条の規定により届け出ます。 名 称 診療所 電 話 番 号 () 在 所 地 ファクシミリ番号) 放射性同位元素の種類 診 物 理 的 半 減 期 療用放射線照射器具に関する事 型 式 1個当たりの数量(ベクレ ル)及び個数 年間使用予定数量 物理的 (ベクレル) 半減期 最大貯蔵予定数量 30目以 (ベクレル) 下のも 一日最大使用予定 数量(ベクレル) \mathcal{O} 項 用 途 放師射 射、線 氏 名 職 放射線診療に関する経歴 線歯技 診科師 療医の に師氏 従又名 事は及 す診び る療経 医放歴 予 使 用 開 始時 期 年 月 定 日

を 次 別 記 \mathcal{O} 第 ょ う に + 八 改 号 め 様 る。 式 (第1片) (裏) 中 嶣 <u>〉</u>ご 一场 を 「漁 檢 杨 _ に 改 め、 同 様 式 (第2片) (表)

(第2片) (表)

| 貯の | 貯 | 蔵 | Ē. | 0 | | 方 | | 法 | | 貯 | 嚴室 | • | 貯 | 蔵箱 | 箱 | | |
|-------------------|-------|------------|----------------------|-----------|----------|------------------|-----------|--------|----|--------------|----|-----|-----|--------|---|---|---|
| 蔵施設概要 | 貯 | 蔵室 | 又は | 貯 | 蔵弁 | 首の | 場 | 所 | 別湯 | (図面の | とま | 39 | | | | | |
| \mathcal{O} | 貯 | 蔵 | 施 | 設 | 0) | 7 | 構 | 造 | | 筋 コ 、)他(| ンク | ・リ | _ | ト) | • | 金 | 戽 |
| 放射線 | 貯 | 蔵施 | 記設 | の | 遮 | 蔽 | 材 | 料 | | | | | | | | | |
| 射線障害の | | | | 出 | 入 | П | の | 数 | 通常 | 出入口 | 1 | 箇所 | · 非 | 常「 | ⊐ | 筃 | 訶 |
| 音 の 防 止 | 貯庫口 (| 蔵室の の構造 | 出入 | | 定り | | | | | - | 有 | | | 無 | | | |
| に関する構造設 | | | | 閉 | 鎖 | į | 設 | 備 | か | ぎ・そ | の他 | 1 (| | | | |) |
| する | 貯 | 蔵 | 箱 の |) [| 月 釺 | 鎖 | 設 | 備 | | 7 | 有 | | | 無 | | | |
| 構 | 貯 | 蔵 容 | ド 器 | の | 遮 | 蔽 | 材 | 料 | | | | | | | | | |
| 設 | 貯澗 | 蔵物の | 種類 | [及] | び数 | 量(| の表 | 示 | | 7 | 有 | • | | 無 | | | |
| 備 | 標 | | | | | | | 識 | | 7 | 有 | • | | 無 | | | |
| 運障る 搬害構 | 容 | 器 | 1 | の | | 構 | | 造 | | | | | | | | | |
| 容器の放にの数に | 貯澗 | 蔵物⊄ | 種類 | 及证 | び数 | 量(| の表 | 示 | | 7 | 有 | • | | 無 | | | |
| 射関概線す要 | 標 | | | | | | | 識 | | 7 | 有 | • | | 無 | | | |
| - 4 | 放注 | 射 線 意 | 障 害 事 | 防項 | 止 に の | | 〉 要 掲 | な 示 | | 7 | 有 | • | | 無 | | | |
| 診療田に関す | 画型シー | 匿等外 -ベル | 側の: | 実效 週以 | 線量 下と | 量が : な | 1ミ る排 | リ諸置 | | 7 | 有 | • | | 無 | | | |
| 放る | 管 | 管理 | 区域 | 支を | 設し | ける | 5 場 | 所 | 別滑 | (図面の | 通り |) | | | | | |
| 用放射線照射する予防措置 | 理 | 1.3 | にお ミリシ とな | /— | ベル | 効 ト | 線量 / 3 | で 月 | | 7 | 有 | • | | 無 | | | |
| 器の無 | 区 | 立 | 入 | 制 | 限 | | 措 | 置 | | 7 | 有 | • | | 無 | | | |
| [] 一概 要 | 域 | 標 | | | | | | 識 | | 7 | 有 | • | | 無 | | | |
| 器具使用室の放射の概要 | 敷地の | おけクロ | 内居りる実 | 効線ベル | 量 | が2! | 50マ | イ | | 7 | 有 | • | | 無 | | | |
| 放射線障害の内 | 境界等 | くす効線 | 患者 る放 量が 3月 | 射線 1.3 | を買 | 全 シ |) O | 実ル | | 7 | 有 | • | | 無 | | | |
| 防止 | その他 | 取扱 | :者の | 被心 | ばく | 測 | 定器 | 具 | | | | | | | | | |

```
別
  記
  第二十
  九
  号
  様
  式
(表)
  を
  次
  \bigcirc
  よう
  に
  改
  め
  る。
```

(表)

年 月 日

東京都北区長 殿

管理者住所 氏 名

放射性同位元素装備診療機器備付届

下記のとおり放射性同位元素装備診療機器を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の2の規定により届け出ます。

記

| | 名 | | | 5 | 称 | | | | | | | |
|---------------------------------|-------|--------------|-------|----------|---|-----|----------|------|---------|-----|-----|--------------|
| 診療所 | 所 | Ī | 生 | ; | 地 | 電ファ | 話 ・クシ | 番ミリオ | 号 番号 | (|) | |
| 放機射器 | 製 | 作 | 者 | ` | 名 | | | | | | | |
| 射 器 性 に 同 関 | 型 | | | = | 式 | | | | | | | |
| 性同位元素装備診療に関する事項 | 装備 種類 | する放射 | 性同位 | 位元素 | の | | | | | | | |
| 装 備 診 | 装備 数量 | する放射 (ベクレ | 性同(ル) | 位元素 | の | | | | | | | |
| 療 | 用 | | | į | 途 | | | | | | | |
| 放師射射、線 | 氏 | | | á | 名 | 職 | | 種 | 放射 | 線診療 | 寮に関 | 引する経歴 |
| 対線診療に従事する医が、歯科医師又は診療放験技師の氏名及び経歴 | | | | | | | | | | | | |
| 予 定 | 使 | 用開 | 始 | 時 | 期 | | | | 年 | | 月 | Ħ |

別 別 記 記 第 第 三 + + 号 九 号 様 式 様 式 (第1片) (裏) (表) 中 を 次 嶣 > \bigcirc 5 ょ う を _ に 改 を め る。 嶣 檢 楼 _ に 改 め る。

- 20 -

(第1片)

(表)

| 午 | H | |
|---|---|--|
| 4 | 刀 | |

東京都北区長 殿

管理者住所 氏 名

診療用放射性同位元素使用器具

診療用放射性同位元素

備付届

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

診療用放射性同位元素使用器具

下記のとおり 診療用放射性同位元素

を備えるので、

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の3第1項又は第28条第1項の規定 により届け出ます。

| | 名 | | 称 | | | | | | |
|------------------------|--------|-----------------|---|---|-----|----|------|------|-----|
| 診療所 | 所 | 在 | 地 | | 話 番 | | (|) | |
| 診具陽位 | 種 | | 類 | | | | | | |
| 療、電元 用診子素 | 形 | | 状 | | | | | | |
| 放療断に 射用層関 性放撮す | 年間使用 | 子 定 数 (ベクレル | | | | | | | |
| 同射影る 位性診事 元同療項 | 最大貯蔵 | き予定数 (ベクレル | | | | | | | |
| 素位用 使元放 用素射 | 3月間最大個 | 吏用予定数量 (ベクレル | | | | | | | |
| 器又性 は同 | 1日最大何 | き用予定数 (ベクレル | | | | | | | |
| 放師び | 氏 | | 名 | 職 | 種 | 放身 | 寸線診療 | ぼに関す | る経歴 |
| 射線診療に従事する医又は歯科医師の氏名及経歴 | | | | | | | | | |
| 予定 | 使 用 開 | 始 時 | 期 | | | 年 | 月 | | 日 |

性 別 司 記 位 第 元 三 素 + 使 用 号 器 様 式 具 (第1片) 診 (裏) 療 用 中 放 診 射 療 性 用 司 放 位 射 元 性 素 使 同 用 位 元 室 素 又 は 使 用 に 室 又 は _ 嶣 > を 5 \neg 診 杒 療 を 用 放 射

に 改 \emptyset 同 様 式 (第2片) (表) を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \otimes る

嶣

檢

極

(第2片) (表)

| | 貯 | 蔵 | 7 | 5 | | 法 | | | 貝 | 宁蔵雪 | 宦 | • | Į | 貯蔵箱 | 育 | | |
|------------------|-------------|--------------------|-------|-----|------------|------------|-----|-----|----|-----|----|----|---|----------|---|---|----|
| | 貯蔵 | 室又は | 貯蔵 | 箱(| の場 | 所 | 別添図 | 面面面 | のと | おり | | | | | | | |
| | 貯 | 蔵 施 | 設 | り | 構 | 造 | 鉄 | 筋 | コ | ン | ク | IJ | _ | <u>۲</u> | • | 金 | 庫 |
| | | | | | | | その他 | ī (| | | | | | | | |) |
| 貯蔵 | 貯蔵 | 施 設 | の遮 | 蔽 | 材 | 料 | | | | | | | | | | | |
| 施設 | | | 出フ | \ | コの | 数 | 通常出 | 人口 |] | í | 箇所 | • | 非 | 常 | П | | 箇所 |
| の 放 射 線 | 貯蔵領口の村 | 室の出入 | | | 、設備 る防火 | | | | | 有 | | | | 無 | | | |
| 障害 | | | 閉 | 鎖 | 設 | 備 | カゝ | | ぎ | • | その | 他 | (| | |) | |
| の 防 | 貯店 | 瀬 箱 の | 閉 | 鎖 | 設 | 備 | カゝ | | ぎ | • | その | 他 | (| | |) | |
| 止 に 関 | 貯 | 遮 | 蔽 | 材 | - | 料 | | | | | | | | | | | |
| する | 蔵容品 | 空気汚 | 5 染 [| 方」 | 上措 | 置 | | | | 有 | | • | | 無 | | | |
| 構造設 | 器 の 構 | 液体の | こぼれ | い防 | i 止措 | 置 | | | | 有 | | • | | 無 | | | |
| 備の | 造 及 | 浸 透 | 防 | 止 | 措 | 置 | | | | 有 | | • | | 無 | | | |
| 概要 | び汚染 | 受 皿 | • | 吸 | 収 | 材 | | | | 有 | | • | | 無 | | | |
| | 防止措 | 貯蔵物 <i>0</i> 表示 | り種類 | 及て | が数量 | (の | | | | 有 | | | | 無 | | | |
| | 置 | 標 | | | | 識 | | | | 有 | | • | | 無 | | | |
| | 貯 | 蔵 室 | の | , | 標 | 識 | | | | 有 | | • | | 無 | | | |
| VE - 14. | 気 体 | : 汚 染 発 | 善 生 [| 方 丄 | 上措 | 置 | | | | 有 | | • | | 無 | | | |
| 運物容器に | 液体 | のこぼれ | ・浸え | 秀防 | 近措 | 置 | | | | 有 | | • | | 無 | | | |
| の関 放す | 受 | <u> </u> | 吸 | J | 収 | 材 | | | | 有 | | • | | 無 | | | |
| 対線障害 | 運搬 | 物の種類 | 及び数 |) 量 | の表 | 示 | | | | 有 | | • | | 無 | | | |
| 害設 | 標 | | | | | 識 | | | | 有 | | | | 無 | | | |

別 別 記 記 第 第 \equiv 三 + + _ 号 号 様 式 様 式 (第2片) を (裏) 次 \bigcirc 中 ょ 嶣 う に > 5 改 \Diamond \mathbb{H} 絽 る 具一 を \neg 浜 檢 \equiv 絽 _ に 改 め る。

第31号様式(第21条関係)

年 月 日

東京都北区長 殿

管理者住所 氏 名

診療用放射性線照射器具 診療用放射性同位元素使用器具 診療用放射性同位元素

翌年使用予定届

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条第3項 医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の3第2項 医療法第15条第3項及び医療法施行規則第27条の3第2項

下記のとおり、 医療法第15条第3項及び医療法施行規則第28条第2項

の規定により

医療法第15条第3項及び医療法施行規則第28条第2項

物理的半減期30日以下の診療用放射線照射器具 診療用放射性同位元素使用器具 診療用放射性同位元素 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

の翌年における使用予定を届け出ます。

記

| | | | | | - | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|---|--|---|--|--|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 診療証 | 名 | | 称 | | | | | | | | | | | |
| 127年7月 | 所 | 在 | 地 | , | 電話 | | (|) | , | ファクシミリ | | (|) | |
| 物の理が | 種 | | 類 | | | | | | | | | | | |
| 的 射 線 脳 脳 | 型 | | 式 | | | | | | | | | | | |
| 期 | 個 | | 数 | | | | | | | | | | | |
| 以下 | 数 (^ | シャラン | 量(ル) | | | | | | | | | | | |
| 診 用位影 療 器元診 | 種 | | 類 | | | | | | | | | | | |
| 用 具素療 放 診は | 形 | | 式 | | | | | | | | | | | |
| 性同位元素使療用放射性同位元素使 | 数 (^ | ド ク レ | 量(ル) | | | | | | | | | | | |
| | 理的半減期30日以下 放射線照射器具 位元素又は陽電 が射線照射器具 に対して が対象照射器具 に対して にが に対して にが にが にが にが にが にが にが にが にが にが | 療 物理的半減期30日以下 診療用放射性同 所種 型 個 数 (種 形 所種 型 個 数 (種 形 | 療物理的半減期30日以下診療用放射性同所種型個数べ種形所種型個数べ種形が乗ががががががかか <td>療 物理的半減期30日以下 診療用放射性同 所種 型 個 数 へ の放射線照射器具 位元素又は陽電 形 様 大 の放射線照射器具 が 種 形 財務 大 大 大 の放射線照射器具 が 様 大 の放射線照射器具 が 様 大 の放射線照射器具 大 大 の放射線照射器具 大 大 の 大</td> <td>診療 大</td> <td>名 新 名 所 在 類 式 数 型 個 数 量 レル 類 式 数 が 力 が 乗 が が が 乗 が 乗 お ボクレル が 乗 お ボクレル お 乗 お ボクレル お ボクリン カース ボクリン カース<!--</td--><td>名 新 名 所 在 類 式 数 型 個 数 よ 少レル 種 形 形 診療用放射性同 大 診療用放射性同 大 診療用放射性同 大 下 ・ 診療用放射性同 大 ・ ・</td><td>名 称 名 所 在 類 一 型 個 数 数 型 個 数 数 二 少レル 類 一 一 診療用放射性同 形 お療用放射性同 形</td><td>名 称 方 在 地 重話 () 種型 型 型 個 数 量 () 人 数 型 数 量 () 人 () 上 () 人 ()</td><td>名 称 方 在 地 重話 () 物理的 類 型 型 個 数 数 量 () () 財務 要 () () <</td><td>診療所 有 本 所在地 電話 () ファクシミリ 物理的 数 型 式 型 式 個 数 数 量 (ベクレル) 種 診療用放射性同 形 式 ボー</td><td>診療所 有 本 所 在 地 電話 () ファクシミリ 物理的 数 型 式 型 式 型 式 週 数 量 以下 影診病用放射性同 形 式 世 形 式 大</td><td>診療所 名 称 所在地 電話 () ファクシミリ (物理のの放射線照射器型型 式 型 式 個数 数 日以下 類 が変別用が表別の方式を変別の表別である。 類 一般である。 対 一般である。 が 一般である。 でクレル) おります。 対 一般である。 対 日本のである。 対</td><td> 名 称 所 在 地 電話 () 77/クンミリ () 物理的 が射線照射 器具以下</td></td> | 療 物理的半減期30日以下 診療用放射性同 所種 型 個 数 へ の放射線照射器具 位元素又は陽電 形 様 大 の放射線照射器具 が 種 形 財務 大 大 大 の放射線照射器具 が 様 大 の放射線照射器具 が 様 大 の放射線照射器具 大 大 の放射線照射器具 大 大 の 大 | 診療 大 | 名 新 名 所 在 類 式 数 型 個 数 量 レル 類 式 数 が 力 が 乗 が が が 乗 が 乗 お ボクレル が 乗 お ボクレル お 乗 お ボクレル お ボクリン カース ボクリン カース </td <td>名 新 名 所 在 類 式 数 型 個 数 よ 少レル 種 形 形 診療用放射性同 大 診療用放射性同 大 診療用放射性同 大 下 ・ 診療用放射性同 大 ・ ・</td> <td>名 称 名 所 在 類 一 型 個 数 数 型 個 数 数 二 少レル 類 一 一 診療用放射性同 形 お療用放射性同 形</td> <td>名 称 方 在 地 重話 () 種型 型 型 個 数 量 () 人 数 型 数 量 () 人 () 上 () 人 ()</td> <td>名 称 方 在 地 重話 () 物理的 類 型 型 個 数 数 量 () () 財務 要 () () <</td> <td>診療所 有 本 所在地 電話 () ファクシミリ 物理的 数 型 式 型 式 個 数 数 量 (ベクレル) 種 診療用放射性同 形 式 ボー</td> <td>診療所 有 本 所 在 地 電話 () ファクシミリ 物理的 数 型 式 型 式 型 式 週 数 量 以下 影診病用放射性同 形 式 世 形 式 大</td> <td>診療所 名 称 所在地 電話 () ファクシミリ (物理のの放射線照射器型型 式 型 式 個数 数 日以下 類 が変別用が表別の方式を変別の表別である。 類 一般である。 対 一般である。 が 一般である。 でクレル) おります。 対 一般である。 対 日本のである。 対</td> <td> 名 称 所 在 地 電話 () 77/クンミリ () 物理的 が射線照射 器具以下</td> | 名 新 名 所 在 類 式 数 型 個 数 よ 少レル 種 形 形 診療用放射性同 大 診療用放射性同 大 診療用放射性同 大 下 ・ 診療用放射性同 大 ・ ・ | 名 称 名 所 在 類 一 型 個 数 数 型 個 数 数 二 少レル 類 一 一 診療用放射性同 形 お療用放射性同 形 | 名 称 方 在 地 重話 () 種型 型 型 個 数 量 () 人 数 型 数 量 () 人 () 上 () 人 () | 名 称 方 在 地 重話 () 物理的 類 型 型 個 数 数 量 () () 財務 要 () () < | 診療所 有 本 所在地 電話 () ファクシミリ 物理的 数 型 式 型 式 個 数 数 量 (ベクレル) 種 診療用放射性同 形 式 ボー | 診療所 有 本 所 在 地 電話 () ファクシミリ 物理的 数 型 式 型 式 型 式 週 数 量 以下 影診病用放射性同 形 式 世 形 式 大 | 診療所 名 称 所在地 電話 () ファクシミリ (物理のの放射線照射器型型 式 型 式 個数 数 日以下 類 が変別用が表別の方式を変別の表別である。 類 一般である。 対 一般である。 が 一般である。 でクレル) おります。 対 一般である。 対 日本のである。 対 | 名 称 所 在 地 電話 () 77/クンミリ () 物理的 が射線照射 器具以下 |

年 月 日

東京都北区長 殿

管理者住所 名

診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置 診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器 診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

下記のとおり、(使用室・貯蔵施設・廃棄施設・従事職員)を変更するので、医療法第15 条第3項及び医療法施行規則第29条第2項の規定により届け出ます。

記

| 診療 | ₩ ₩ | 名 | | 称 | | | | | | | | | |
|------------|---------|-----|-----|----|----|---|---|----|-----|----|---|---|--|
| 砂炸 | | 所 | 在 | 地 | 電話 | (|) | ファ | クシミ | IJ | (|) | |
| 変見 | 更し」 | こうと | するヨ | 理由 | | | | | | | | | |
| 変 | 更 | 年 | 月 | 日 | | | 年 | J |] | 日 | | | |
| 変更しようとする事項 | 変 | J | Į. | 前 | | | | | | | | | |
| とする事項 | 変 | J | Į. | 後 | | | | | | | | | |

東京都北区長 殿

管理者住所 氏 名

診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置 診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素使用器具 廃止届 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

記

| 診療所 | 名 | | 称 | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|----------------------|-----|----|---|---|---|----|----|----|---|---|---|--|
| 砂水川 | 所 | 在 | 地 | 電話 | (|) | | ファ | クシ | ミリ | | (|) | |
| 廃止 | 種 | | 類 | | | | | | | | | | | |
| た装置、 | 型式 | こ又は形 | 状 | | | | | | | | | | | |
| 廃止した装置、器具、機器又は放射性同位元素 | 放射 | 時におけ 線源の数 シクレル | 女値 | | | | | | | | | | | |
| は放射性 | 廃止 | : した理 | ! 由 | | | | | | | | | | | |
| 同位元素 | 廃」 | 上年月 | 目 | | | | 年 | | 月 | | 日 | | | |
| | 廃止 | 後の処分力 | 方法 | | | | | | | | | | | |
| 廃止後 | の使用 | 国室等の月 | 用途 | | | | | | | | | | | |

年 月 日

東京都北区長 殿

管理者住所 名

診療用放射性同位元素使用器具

診療用放射性同位元素

廃止後の措置届

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

年 月 日付けをもって廃止した診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素については、下記のとおり措置したので、医療法第15条第3項及び 医療法施行規則第29条第3項の規定により届け出ます。

記

| 診療所 | 名 | | 称 | | | | | | | |
|---------|---------|----------------|-----------|----|---|---|--------|---|---|--|
| 砂炼川 | 所 | 在 | 地 | 電話 | (|) | ファクシミリ | (|) | |
| | | | | | | | | | | |
| 診療用加 | 女射性 | 上同位 | 九元 | | | | | | | |
| 素使用器 | 又具岩 | ては記 | 診療 | | | | | | | |
| 用放射性 | 生同位 | 元素 | 素に | | | | | | | |
| よる汚り | た除ま | その根 | 既要 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| ⇒ ★ 田 + | <i></i> | L | ÷ — | | | | | | | |
| 診療用加 | | | | | | | | | | |
| 素使用器 | | | | | | | | | | |
| 用放射性 | | | | | | | | | | |
| よって注 | 5染さ | られた | 上物 | | | | | | | |
| の譲渡と | ては屋 | を乗り |)概 | | | | | | | |
| 要 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

注意事項

診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素を譲渡したときは、受領書の写しを添付すること。

お

使

用

す

る

لح

が

で

き

る

2

経

過

措

置

定 に \sum_{i} ょ \mathcal{O} 規 ŋ 則 調 製 \mathcal{O} 施 L た 行 用 \mathcal{O} 紙 際 で 現 \mathcal{O} に 規 則 残 存 に す ょ る る 改 ŧ

 \mathcal{O}

に

0

1

7

は

所

要

 \mathcal{O}

修

正

を

加

え

な

正

前

 \mathcal{O}

東

京

都

北

区

医

療

法

施

行

細

則 0)

規

1

同

様

式

(第2片)

(表)

七

年

兀

月

日

カン 5

施

行

す

る

 $\sum_{}$ 施 0) 行 規 期

付

則

則 日 は `

公 布 \mathcal{O} 日 カン 5 施 行 す る 0

ま で \mathcal{O} 改 正 規 定 第 別 +

た

だ

記

第

五.

号

+五 号 様 式 (第1片) (裏) に 係 る 部 分 に 限 る 0

は

令

和

様 式 (第1片)

(表)

カン 5

- 31 -

令和七年三月二十八日

東 京 都 北 区 児 童 福 祉 法 施 行 細 則 0) __ 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布 す る。

東京都北区長 山 田

加

奈

子

東京都北区規則第三十四

号

京 都 東 北 京 区 都 児 北 童 区 児 福 祉 童 法 福 施 祉 法 行 施 細 則 行 細 昭 則 和 \mathcal{O} 兀 _ + 部 年 を 三 改 月 正 東 す る 京 規 都 北 則 区 規 則 第

+

号

 $\overline{}$

 \mathcal{O}

部を次のように改正する。

東

第 条 \mathcal{O} 兀 第 \equiv 項 中 _ 医 療 型 児 童 発 達 支 援 に 係 る 通 所 給 付 決 定 を を \neg 法 第 +

める。一条の五の二十九第

_

項

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

り

肢

体

不

自

由

児

通

所

医

療

費

 \mathcal{O}

支

給

を

決

定

_

に

改

別 記 第 号 様 式 (表) を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 め る

口保育所等訪問支援

口居宅訪問型児童発達支援

(表)

| ,,, | <u> </u> | | | | | | | | | | | |
|-----------|------------------|-----------|------------------|---------|-----------------|----------|-------|--------------------|------|---|-----|--|
| | | | | | 所給付費支 3額減額・1 | | | | | | | |
| J | 東京都北区長 | ₹ | 兼 | | | | | | | | | |
| Ş | 欠のとおり申 | ョ請しぇ | ます。 | | | | 由譚 | 青年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| | フリガ | <u></u> ナ | | | | | 7- 0- | 1十万 H | | | _ н | |
| 申請 | 氏 | 名 | 個人番号: | | | 生年 | 月日 | | 年 | 月 | 日 | |
| | | | 〒 | | | | | | | | | |
| 者 | 居住 | 地 | | | | | 電 | 話番号 | | | | |
| | フリガナ | | | | | 生年 | 月日 | | 年 | 月 | 日 | |
| | 支給申請に係 児 童 氏 | | 個人番号: | | | 続 | 柄 | | | | | |
| | 身体障害者 手 帳 番 号 | | | 療育手帳番 号 | | | | 精神障害者保健福 祉 手 帳 番 号 | | | | |
| | 疾病名 | | | | | | | | | | | |
| | <u> </u> | | | | | | | | | | | |
| サービス利用の状況 | 障 害 福 関係サー | | 利用中のサービ | スの種類と内: | 容等 | | | | | | | |
| | | | 支援の種類 | 頁 | | <u> </u> | | 申請に係る | 具体的内 | 容 | | |
| | 口児童発達 治療を行 | | (肢体不自由 を除く。) | のある児童 | に対して | | | | | | | |
| 申請す | 口児童発達 治療を行 | | (肢体不自由 に限る。) | のある児童 | を は 対して | | | | | | | |
| 申請する支援 | □放課後等 | 等デイ | サービス | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

障害児支援利用計画又は通所支援計画を作成するために必要があるときは、通所支援の利用に関する意向 聴取の内容及び医師意見書の全部又は一部を、東京都北区から指定障害児相談支援事業者、通所支援事業者 若しくは障害児入所施設の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

严 別 \bowtie 記 蔟 第 \bowtie 三 H 号 \mathcal{O} 三 様 式 冞 中 ဤ 魁 \neg 三 拉 瘇 定 発 障 删 딜 涶 4 用 \not 援 を × Ħ 三 瘇 発 を 漸 \neg $\forall \forall$ 描 蔟 定 9 漸 严 Λι 4 $\forall +$ 浴 蔟 1 療 (1 井 庥 \mathbb{H} \mathcal{W} 型 \mathbb{C}^{+} 湩

9 14 に 筱 に 保 険 辨 __ を 1 達 \angle $\forall +$ 4 蔟 寀 険 (健 康 保 険 生 田 溪 槳 žž N Z 7 1 7

>, 1 K 1 ブ R 5 ٧٧ 0 樂 に 並 定 闲 ဤ 型 三 瘇 発 漸 $\forall \downarrow$ 蔟 # 牃 肥 を 益 定 딜 瘇 発

連 \forall 蔟 # 牃 严 爫 庺 Pt. 疒 ٧٧ Œ. 0 r) 冠 \mathcal{N} に 拉 定 單 删 三 涶 严 $\forall +$ 援 兠 を \neg 並 計 湩

所大嫌等」に改める。

別 記 第 三 号 \mathcal{O} 兀 様 式 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 85 る

| | | 肢体不自由児 | 通所医療 | 受給者訂 | E | | |
|------|-------------|--------------------------|------|------|-----|---|---|
| | 費負担者番号 | | | | | | |
| 通所給付 | 居住地 | | | | | | |
| 決定保 | フリガナ | | | | 生年月 | 日 | |
| 護者 | 氏 名 | | | | 年 | 月 | 目 |
| 賃 | 自担上限月額 | 肢体不自由児通所医療 (食事療養を除く。) | 月額 | | | 円 | |
| | 適用期間 | | | | | | |
| 7 | 交付年月日 | | 年 月 | 日 | | | |
| 支 | 京給市町村名 及び印 | | | | | | |

注意事項欄

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 児童発達支援のうち治療に係るもの(以下「肢体不自由児通所医療」という。)を受けようとするときは、必ずこの証に障害児通所受給者証及びマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをいう。)等を添えて、指定児童発達支援事業所(治療を行うものに限る。)に提示してください。
- 3 肢体不自由児通所医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。
- 4 肢体不自由児通所医療の負担上限月額は毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
- 5 児童発達支援に係る障害児通所給付費の給付決定期間を経過したときは、肢体不自由児通所医療費の支給を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に市町村にこの証を添えて、児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給の再申請をしてください。
- 6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 7 給付決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。
- また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村に届け出てください。
- 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
- また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、市町村に返してください。
- 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

(表)

障害児通所給付費支給変更申請書兼 利用者負担額減額 · 免除等変更申請書

| | 東京都北區 | 区長 | 様 | | | | | | | | |
|-----------|----------------------|------------|-------------------|---------|-----|----|----------|---------------|----------|---|---|
| | 次のとおり | 申請し | 、ます 。 | | | | 申請 | 5年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 申請 | <u>フリガ</u> 氏 | ナ 名 | 個人番号: | | | 生年 | 月日 | | 年 | 月 | B |
| 者 | 居住 | 地 | 〒 | | | | Ī | 記話番号 | | | |
| | フリガナ | | | | | 生年 | 月日 | | 年 | 月 | 日 |
| | を給申請に係 記 童 氏 | | 個人番号: | | | 続 | 柄 | | <u>'</u> | | |
| | ┣ ┣ ┣ 帳 番 号 | | | 療育手帳番 号 | | | | 精神障害者保健福祉手帳番号 | | | |
| | 疾病名 | | | | | | | | | | |
| サービス利用の状況 | 障害福男係サー | ビス | 利用中のサービ | 人の性類と内部 | 삼·寺 | | | | | | |
| | | - | | | | | | | | | |
| | 口旧辛桑等 | | 援の種類 (肢体不自由の | のちて旧 | | | <u> </u> | 請に係る具体的 | 内容 | | |
| 変 | | | (版体不自由)を行うものを | | | | | | | | |
| 更を記 | | | (肢体不自由 を行うものに『 | | | | | | | | |
| 請す | □放課後等 | 等デイ+ | サービス | | | | | | | | |
| 変更を申請する支援 | □保育所領 | 等訪問3 | 支援 | | | | | | | | |
| | □居宅訪問 | 問型児園 | 童発達支援 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

1 施 行 付 期 日 則

0) 規 則 は ` 公 布 \mathcal{O} 日 カコ 5 施 行

す

る 0

経 過 措 置

2 別 \mathcal{O} 記 は 第 \mathcal{O} 所 規 要 号 則 様 \bigcirc \mathcal{O} 修 式 施 正 及 行 を び \mathcal{O} 加 第 際 え 三 号 ک \mathcal{O} \bigcirc お 七 規 使 様 則 式 用 に す \mathcal{O} ょ 規 る る 定 改 に 正 が ょ 前 で り \mathcal{O} き 調 東 る 製 京 0 L 都 た 北 用 区 紙 児 で 童 現 福 に 祉 残 法 存 施 す 行

る

ŧ

細

則

な

لح

- 7 -

則 \mathcal{O}

部

を

改

正 す

る

規

則

を

公 布

す

る。

東 京

都

北

区

障

害

者

 \mathcal{O}

日

常 生

活

及

び

社 会

生

活 を

総 合

的に

支

援

す る

た め

0 法 律 施 行 細

令 和 七 年 月 二 十

三 八 日

東 京 都 北 区 長

田 加

Щ

奈 子

東 京 都 東北 区 規 北 則 区 第 三 害 十

五.

京 都 障 者 の号 日 常 生 活 及 \mathcal{U} 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る

た

 \otimes

 \mathcal{O}

法

律

施

 \mathcal{O}

法

律

施

行

細

正

す

る

細 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

行

東 平 京 成 都 +北 八 区 年 障 \equiv 害 者 月 東 \mathcal{O} 京 日 都 常 北 生 区 活 規 及 則 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 第 社 六 会 +生 活 兀 号 を 総 \bigcirc 合 的 部 に を 支 次 援 \mathcal{O} す ょ る う た に \Diamond 改

則

 \mathcal{O} \equiv 第 \equiv (表)項 中 _ に ょ り 行 う を に ょ る _ に 改

 \Diamond

る

を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る

别

記

第

号

様

式

第

+

条

- 1 -

(表)

| 次のとおり申請します。 中請年月日 年月日 支給申請に係る 機大衛子・ 本年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 支給申請に係る 日本に審告号 本年月日 年月日 本日 本年所のを確定とした。 本年所のを確定といるを申請する者に限る。) 有・無日 本年所の状況 本年所のを確定といるを申請する者に限る。) 本年所の表した。 本無日 本年所のを確定といるを申請する者に限る。) 本年所のを確定といるを申請する者に限る。) 本年所のを定める。) 本年所のを定める。) 本年ののを定める。) 本年ののを定める。 本年ののを定める。) 本年ののを定める。) 本年ののを定める。 本年ののを定める。 本年ののを定める。 本年ののを定める。 本年ののを定める。 本年ののを定める。 本のを定める。 またままののを定める。 本ののを定める。 またままののを定める。 またままののを定める。 またままののを定める。 またままののを定める。 またままののを定める。 またままののを定める。 またままののを定める。 またままののを定める。 | 東京 | 「都北区 | | 蒦給付費 É | 支約 | 合申請 | 付費 書兼和 | 刊用者(| 負担額 | 咸額• | 免除 | 等申記 | 清書 | 火火1及 | 사다 1.7 | 貝) | | | |
|---|-----|------|----------|------------|--------|-----|-----------|------|---------|-----|-----|-------------|-----|-------------|---------|----------|---------|----------|----------|
| 申請 氏名 個人番号: 生年月日 年月日 年月日 日日 | 次の | とおり | 申請しま | きす。 | | | | | | | | 申 | 請年 | 月日 | | 年 | Ē | 月 | 日 |
| 者 居 住 地 〒 電話番号 フリガナ 女給申請に係る 児 童 氏 名 個人番号: 様柄 株 柄 身体障害者 養 | | | | 個人番 | 号: | | | | | 生年 | 三月日 | | | | 年 | | 月 | 日 | |
| 支給申請に係る 児 童 氏 名 個人番号: 女統障害者 手帳 番号 集育手帳 番子号 接柄名 精神障害者保健 福祉手帳番号 疾病名 戸書基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援サービスを申請する者に限る。) 有・無 個保サービス 利用中のサービスの種類と内容等 図分 1 2 3 4 5 6 有効 非該当 期間 利用中のサービスの種類と内容等 要介護度 の一定 要方護度 の他 事務当 申請に係る具体的内容 中 請請 所不・その他 一屆 定 介 護 の他 回航 労 定 着 支 援 の他 申請に係る具体的内容 中 請請 所不・その他 一屆 定 市 新 接 回 立 生 活 援 助 の他 中請に係る具体的内容 中 方 援 の他 一日 立 生 活 援 助 の他 中請に係る具体的内容 中 方 援 の他 一日 立 生 活 援 助 の所 の性 本 (機能 訓 練) の所 の性 本 (機能 訓 練) の所 の性 本 (機能 訓 練) の所 の手の性 本 (機能 訓 練) の所 の所 の手の性 本 (機能 訓 練) の所 の所 の所 の所 の所 の所 の所 の所 の所 の の の の の の | 者 | 居 | 住 地 | | | | | | | | | | 電 | 話番号 | ļ. | | | | |
| 児 童 氏 名 個人番号: 線 柄 特神障害者保健 福祉手帳番号 疾病名 事体 番 号 原育手帳 番 号 精神障害者保健 福祉手帳番号 疾病名 障害基礎年金1級の受給の有無 (就労継続支援サービスを申請する者に限る。) 有 ・ 無 財間 (係サービス 利用中のサービスの種類と内容等 利用中のサービスの種類と内容等 財間 (別 サービスの種類 と内容等 サービスの種類と内容等 日 定分 (力 護 所) (別 力) (別 | | | | | | | | | | 生年 | 三月日 | | | | 年 | <u> </u> | 月 | 日 | |
| 下版 留 方 | 身份 | 童 | 氏 名 者 | 個人番 | 号: | 療育 | 手帳 | | | | | 者保付 | 建 | | | 佐田 | | | |
| サービス 期間 期間 期間 月 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 | 手「 | 長番 - | 号 | 1級の受 | 給の | 番 | 号 | 継続支 | 援サー | 福 | 祉手帕 | 長番号 | 7 | 限る。) |) | 大力 | | <u> </u> | 無 |
| The part | | | | 1 | | | | ı | | | | | | | I | 1 | | | |
| 関係サービス 利用中のサービスの種類と内容等 | | 障害 | : 福 祉 | 区分 | 7)認 | 定 ゙ | | | 非 | | 3 4 | 5 (| 3 | | | | | | |
| 田の | ビス | 関係す | ナービス | 利用中 | のサー | -ビス | の種類 | 巨と内容 | 字等 | | | | | | | | | | |
| P | 用の状 | 介護サー | 保険ビス | | | | | | | 度要 | 支援 | () | • 要 | 介護 | 1 | 2 | 3 | 4 5 | 5 |
| 中 | | 巨八 | | <u> </u> | | サ | ービン | スの種類 | 頻 | | | | | | コラ主) ァ | -1G 7 | 日什 | 仍此交 | ₹ |
| 計 | 申 | 凸分 | | | | | | - 0 | | | | 1. | 1-5 | Н | 一百月(こ | -1ボる | ・共平 | ロソドリ名 | <u> </u> |
| ボ・マの他 行 援 護 □短 期 入 所 □重度障害者等包括支援 □短 期 入 所 □重度障害者等包括支援 □塩 方 護 □自立訓練(機能訓練) □介護サービス包括型□介護サービス包括型□和・サービス利用型□和・サービス利用型□和・サービス対用型□和・サービス支援型□和・サービス | 請 | 訪問 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プログラ | | 系• | | | | | | | | | | / | / | | | | | | |
| □療 養 介 護 □自立訓練 (機能訓練) ※①希望する事業所の種類 □生 活 介 護 □自立訓練 (生活訓練) ○ 介護サービス包括型 □ 内部サービス利用型 □ 日中サービス支援型 ②入浴等介護提供の希望の有無 □就 労 継 続 支 援 A 型 □ 無 □就 労 継 続 支 援 B 型 ③□ サテライト型住居 目住系 □施 設 入 所 支 援 □共同生活援助(グループホーム)※ ④その他 4その他 4をの他 4をの | す | の | □短 | | フ フ | | 所 | | | / | | | | | | | | | |
| サ □生 活 介 護 □自立訓練(生活訓練) □ 介護サービス包括型 □ 外部サービス利用型 □ 日中サービス支援型 ②入浴等介護提供の希望の有無 □就 労 継 続 支 援 A 型 □ 無 □就 労 継 続 支 援 B 型 ③□ サテライト型住居 ビ 居住系 □施 設 入 所 支 援 □共同生活援助(グループホーム)※ ③・サテライト型住居 ス 地域 日地 域 移 行 支 援 相談 □地 域 移 行 支 援 | る | | | | | | | □自 | 立訓組 | 東(フ | 機能 | 訓縛 | ₹) | ※ ①₹ | 6望す | -る事 | 業所の | の種類 | |
| 中活動系 | サ | Ħ | □生 | 活 | 介 | _ | 護 | | | | | | | | | | | | |
| 京 | 1 | 中活 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ビ □就労継続支援B型 ③□サテライト型住居 居住系□施設入所支援 □共同生活援助(グループホーム)※ ス地域 □地域移行支援 相談 □地域移行支援 | | | | | | | | | - 12 11 | | | | | | | | | | |
| A | ビ | | | | | | | | | | | | | 30 |] # | テラ | イト型 | 型住居 | |
| | ス | 地域 | | | | | | 口共同 | 引生活接 | 助(グ | ルーフ | ゚ホー | ム)※ | (4)-(| この他 | ī | | | |
| | | 相談 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

書の全部又は一部を、東京都北区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支 援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

沙 別 記 1 第 \downarrow -+ 三 号 \\ \;\;\ 様 式 [中 K [「被 7, 采 7 7 倹 辨 ν 0 を にく 改入 めナ る。 寀 倹 剣 票 疧 倹 生 田 溪 鎟 がべ

N

別 記 第 三 号 様 式 の <u>-</u> を 次 0) ょ うに 改 め る。

注意事項欄

- う。)等を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。 及びマイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカードをい この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 療養介護を受けようとするときは、必ずこの証に障害福祉サービス受給者証
- 減免後の額が表示されています。) 一月当たりの上限になります。(※医療型個別減免等の認定を受けた場合には 療養介護医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が

ω

2

- 費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に市町村にこの証 で、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してくださ 療養介護に係る介護給付費の支給決定期間を経過したときは、療養介護医療 療養介護医療の負担上限月額は毎年利用者の収入等に応じて決定しますの
- 町村にその旨を届け出てください。 を添えて、療養介護に係る介護給付費の支給の再申請をしてください。 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、

6

IJ

- また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以 市町村にご連絡、 支給決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した ご相談ください。
- 内に、この証を添えて、この証を交付した市町村に届け出てください。 8 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、市町 交付を受けてください。
- 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を市町村に返してくださ 村に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

10

(表)

| 東京 | 打都北区 | 公 大 | 様 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|----------|-----------------------------------|---------------------------|--|--|---|--|-------------------|-----------------------|------------------|-------------|---|----------------|--|--|----------------------------|------|
| 欠の | つとおり | 申請し | ます | 0 | | | | | | | | 申 | 請年月 | 月日 | | 年 | , | 月 | F |
| 申 | フリ | リガナ | | | | | | | | | - | | | | - | | | | |
| 清 | 氏 | 名 | 個 | 人番号 | 클: | | | | | 生生 | 年月日 | | | | 年 | 月 | | 日 | |
| 者 | 居 | 住 地 | ₹ | | | | | | | | | | 電詞 | 話番号 | | | | | |
| | フリカ | | | | | | | | | 生 生生 | 年月日 | 1 | | | 年 | 月 | | 日 | |
| 児 | | 氏 名 | 個 | 人番号 | 클: | | | | | 続 | 枦 | Ī | | | 1 | | | | |
| | は で と で と で と で ま で ま で ま で ま で ま で ま で ま | | | | | 療育番 | 手帳 号 | | | | 神障害 [祉手] | | | | | 疾病名 | 5 | | |
| 镥 | 基礎年 | 金1級 | の受 | 給の有 | 無(| 就労約 | 継続支 | 援A型 | !・B型 | 型のサ | ービス | を申 | 清する | る者に限 | ₹る。 |) 1 | Ì | • | 無 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| _ | | : | 障 , 区 | 害分の | 支 : | 援定 | 有・無 | [| 区分 | 1 2 非該当 | 3 4 | 4 5 | 6 | 有効期間 | | | | | |
| | 障 害関係す | ・ 福 神ナービン | ш. | | | | の種類 | | | ッド呼 | 7 | | | 対用則 | 1 | | | | |
| rl II | 1 | | - 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ij | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 介護 | . 保 『 | 免 | | 護認 | | | | 要介護 | 態度 要 | 更支援 | () | • 要 | 介護 | 1 | 2 3 | 4 | 1 5 | 5 |
| 月つ犬 | 介護サー | 保に | 食 利 | | | | 有の種類 | | | 度度 男 | 要支援 | () | ・要 | 介護 | 1 | 2 3 | 4 | 1 5 | 5 |
| 目つたえ | サー | ・ビン | | | | | | | | 度 要 | 要支援 | () | •要2 | 介護 | 1 | 2 3 | 4 | 1 5 | 5 |
| 目つたえ | 介 護サー変更の | ・ビン | | | | | | | | 捷度 嬰 | 更支援 | () | • 要 | 介護 | 1 | 2 3 | 4 | 1 5 | 5 |
| 月の代記 | サー | ・ビン | ス 村 | 用中の | クサー | -ビス | | 巨と内容 | 容等 類 | | | | • 要 | | | 2 3 係る具 | | | |
| 月の代記 | 要更の | 理由 | ス 利 | 用中の | かサー | - ビス サ | の種類 | - ラ マ の 種 | 容等 類 訓 | 練等 | 給付費 | | | | | | | | |
| 目の代記 | 変更の区分 | 理由 | ス 村 | 用中 <i>0</i> 介護給 宅 | かサー | サ | - の種類 - 一 ビン | - トゥック | 容等 類 <u></u> 別 | 練等 | 給付費 | 支 | 援 | | | | | | |
| 月の代記 ジョン・ディー・ジョン・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー | サ 変更 区分 訪問 | 理由 | 度 | 用中 <i>0</i> 介護給 宅 訪 | かサー | サ | の種類 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | - ラ マ の 種 | 容等 類 訓 | 練等 | 給付費 | | | | | | | | |
| 目のされ こうこう | サ 変更 区分 訪問系・ | 理由 | 度 | 用中 <i>0</i> 介護給 宅 訪 行 | かサー 計付費 介 問 援 | - ビス 介 髪 | の種類 | - トゥック | 容等 類 <u></u> 別 | 練等 | 給付費 | 支 | 援 | | | | | | |
| 目の代記 ジョン・ション・ション・ション・ション・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイ | サ 変 区 訪問系・その | 理由 | 度 | 用中 <i>0</i> 介護給 宅 訪 | かサー | ・ビス | の種類 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | - トゥック | 容等 類 <u></u> 別 | 練等 | 給付費 | 支 | 援 | | | | | | |
| | サ 変 区分 訪問系・そ | . ビ カー 単曲 | 度 | 用中 <i>0</i> | かサー | かか | - の種類 - 一ビン - 護 - 護 - 護 - 護 - 護 - 万 | - トゥック | 容等 類 <u></u> 別 | 練等 | 給付費 | 支 | 援 | | | | | | |
| | サ 変 区 訪問系・その | 世 理由 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | ス | 用中 <i>0</i> | かサー | - ビス サ 介 : : : : : : : : : : : : : : : : : : : | - の種類 - 一ビン - 護 - 護 - 護 - 護 - 護 - 万 | マの種 □就 □自 | 容等 類 <u></u> 別 | 定生 | 給付費着活 | 支援 | 援助 | 申: | 請に望す | 係る具 | 体的 | 小 内容 | ZT. |
| | サ 変 区 訪問系・その | ビ 理由 □ 居 重 同 行 短 □ □ 重 □ | を関する。 | 用中の | か 付費 介 問 援 入 包 | - ビス サ | の種類というできます。 | c 内 | 容等 類 労 立 | 練等 定 生 | 給付費着活 | 支援訓練 | 援助 (1) | 申 } *①希 | 請に 望す 介 | 係る具 る事業産 | 体 体 が だ ス | 竹内容 | 型型 |
| | サ 変 区 訪問系・その他 日 | E | を関する。 | 用中 の | かサー | - ビス サ | の種類では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種 | c 内 | 容等 類 労 立 立 訓 | 定生 集(| 給付費 活 機能 | 支援 | 援助 (1) | 申ii ※①希: | 請に 望 介 外 | 係る具 る事業/ 護サー 部サー | 体 的 | 竹内容 | 型型型 |
| | サ 変 区 訪問系・その他 日中活 | E | を関する。 | 用中 の | かサー | - ビス サ | の種類では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種 | では、 の種 | 容等 類 労 立 立 訓 | 定生 集(| 給付費 着 活 機能 | 支援 | 援助 | 申 ※①希: □ | 請に 望 介 外 日 | 係る具 る事業産 | 体的 ボンス ス | % % % % % % % % % % | 型型型型 |
| | サ 変 区 訪問系・その他 日中 | E | を関する。 | 用中 の | かサー | - ビス サ | の種類では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種 | (本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)<td>容等 類 が 労立 立訓 訓 泊</td><td>練 定 生 練 ((</td><td>給付費 活 機 生 1 元</td><td>支援訓訓訓訓支</td><td>援助し、練援</td><td>申i ※①希: □ □ ②入i</td><td>請に 望 介 外 日</td><td>係る具 る事業 し で サー 中サー</td><td> 体的 ボンス ス</td><td>% % % % % % % % % %</td><td>型型型型</td> | 容等 類 が 労立 立訓 訓 泊 | 練 定 生 練 ((| 給付費 活 機 生 1 元 | 支援訓訓訓訓支 | 援助し、練援 | 申i ※①希: □ □ ②入i | 請に 望 介 外 日 | 係る具 る事業 し で サー 中サー | 体的 ボンス ス | % % % % % % % % % % | 型型型型 |
| | サ 変 区 訪問系・その他 日中活動 | E | を関する。 | 用中 の | かサー | - ビス サ | の種類では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種 | c c c c c c c c c c | 容等 類 労立 立立 訓 当 が み | 東等定生 ((「「教授」 | 給付費 活 機 生 1 元 | 支援訓訓訓支施記 | 援助 () 練援) | 申i ※①希: □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | 請については、おおおります。 | 係る具 る事業が 中ででである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 体的 所 ビ ス ス ス マ ス ス ス マ ス ス ス マ ス ス ス マ ス | 内内容 種類 哲利 支援 望の ご | 型型型型 |
| | サ 変 区 訪問系・その他 日中活動 | E | を関する。 | 用中 の | かサー | - ビス サ | の種類では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種 | と の 種 | 容等 類 労立 立立 訓 当 が み | 練 定 生 ((「 | 給着活 機生 行 後 z | 支援 訓訓訓支施 A | 援助 () 練援)型 | 申i **① 命: ② 口 口 入i □ 口 3 口 | 清に望かれています。 | 係る具 る事業 し で サー 中サー | 体的 所 ビ ス ス ス マ ス ス ス マ ス ス ス マ ス ス ス マ ス | 内内容 種類 哲利 支援 望の ご | 型型型型 |
| | サ 変 区 訪問系・その他 日中活動 | E | を関する。 | 用中 の | かサー | - ビス サ | の種類では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種では、一種 | A | 容等 類 労立 訓訓 対対 労労 | 練定生 ((6 接続 | 給 着 活 人 機 生 自 行 (支 支 | 支援訓訓」支施AB | 援助) 練援)型型 | 申i ※①希: □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | 清に望かれています。 | 係る具 る事業が 中ででである。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | 体的 所 ビ ス ス ス マ ス ス ス マ ス ス ス マ ス ス ス マ ス | 内内容 種類 哲利 支援 望の ご | 型型型型 |

書の全部又は一部を、東京都北区から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

別 記 第 + 兀 号 様 式 第 + 兀 号 様 式 \mathcal{O} 及 び 第 +五. 号 様 式 (表) 中

被 寐 籅 辨 を 厌 ဤ 采 険 に 改 \Diamond る

別 記 第 + 六 号 様 式 \mathcal{O} 中 健 康 寀 廃 9 〕 \subset _ を

展 裕 瘟 に 改 \Diamond る

别 療 寀 + 険 9 鶭 報 がな 雒 認 S M \mathcal{O} 卌 鮏 9 祌 \subset 改

付 則

記

第

七

号

様

式

中

筱

寀

溪

華

を

厌

庺

寐

険

_

に

 \Diamond

る

施

行

期

日

1

ر \mathcal{O} 規 則 は 公 布 \mathcal{O} 日 か 5 施 行 す る

経 過 措 置

2

存 様 式 び 式 社 す $\sum_{}$ る 会 第 \mathcal{O} 三 生 ŧ 第 規 号 + 活 則 \mathcal{O} に 六 様 を \mathcal{O} 号 式 総 施 0 合 1 様 \mathcal{O} 行 式 的 \mathcal{O} 7 ` は \mathcal{O} に 際 第 支 援 $\sum_{}$ 所 及 五 す 要 び 号 \mathcal{O} 第 様 \mathcal{O} る 規 修 + 式 た 則 正 七 \Diamond に を 号 第 \mathcal{O} ょ 加 様 法 る + え 式 兀 律 改 \mathcal{O} 号 施 正 規 様 行 な 前 定 式 お 細 \mathcal{O} 使 に 則 東 用 ょ 别 京 第 都 す ŋ + 記 る 北 調 兀 第 製 号 区 لح L 様 号 障 様 害 が た 式 式 で 者 用 \mathcal{O} 紙 \mathcal{O} き る で 第 日 三 常 第 現 + 号 生 に 五 様 活 残 号 及

令 和 七 年三 東 京

都

北

区 建 築

基 準

法

施 行 細 則

 \mathcal{O} _

部

を

改 正 す

る 規 則

を

公 布

す

る。

月 二 十 八 日

東 京

都 北

区

長

Щ

田

加

奈

子

東 京 都 北 区 規 則 第 三 + 六 号

東 京 都 北 区 建 築 基 準 法 施 行 細 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

東 京 都 北 区 建 築 基 準 法 施 行 細 則 昭 和 五 + 八 年 兀 月 東 京 都 北 区 規 則 第 十

号

 \mathcal{O}

部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第 \equiv 条 第 項 及 \mathcal{U} 第 兀 条 第 五 項 中 第 兀 項 _ を \neg 第 五 項 に \neg 同 条 第 十 兀 項

を 同 条 第 \equiv + 八 項 _ に 改 \Diamond る

第 兀 条 \mathcal{O} 中 第 六 条 \mathcal{O} __ を \neg 第 六 条 \mathcal{O} 第 項 又 は 第 + 八 条 第 兀 項

ら \mathcal{O} 規 定 を _ 12 改 \Diamond る 0

第 Ŧi. 条 第 三 項 中 第 兀 項 _ を _ 第 五 項 に \neg 百 条 第 + 兀 項 を 同 条

八 項 _ に 改 \Diamond る

五.

項

に

别

表

第

を

别

表

に

 \Diamond

同

条

第

項

中

第

八

条

 \mathcal{O}

第

を

第 八 条 \mathcal{O} 見 出 L 中 調 書 \mathcal{O} 下 に 改 等 を 加 え 同 条 第 項 中 第 兀 項 項 を 第

_ 第 八 条 \mathcal{O} \mathcal{O} <u>-</u> _ 12 改 \Diamond 同 条 第 兀 項 中 \neg 第 六 号 \mathcal{O} 様 式 _ を \neg 第 六 号 様 式 \mathcal{O}

に 改 8 同 条 に 次 \mathcal{O} \equiv 項 を 加 え る

5 三 え _ る 条 号 建 0 第 义 築 書 以 物 は 項 下 \mathcal{O} $\sum_{}$ た 工 だ そ \mathcal{O} ネ 号 れ L ル ぞ 書 及 ギ れ 又 U 次 は 第 消 に 第 + 費 + 掲 六 性 げ 条 能 条 \mathcal{O} \mathcal{O} る ŧ 第 \equiv 向 \mathcal{O} に 上 等 項 お た す に 11 だ る 関 7 L す 書 建 る \mathcal{O} 築 法 規 物 律 定 省 \mathcal{O} 平 工 適 ネ 成 用 法 _ を 十 受 と 七 け 年 1 る う 法 場 律 合 第 12 第 五 添 十 +

と

第

三

十

n

7 6 n け る 優 省 成 第 n \mathcal{O} 合 有 法 以 す 項 玉 前 場 を 第 + 五. ば 項 良 建 す 下 工 る 第 土 建 項 各 第 含 住 築 る 同 ネ 設 交 築 合 な 三 に \mathcal{O} 号 む 宅 物 条 じ 法 計 号 物 6 ŧ 年 涌 項 \mathcal{O} 省 第 第 あ 义 な に \mathcal{O} 住 法 \mathcal{O} 省 \mathcal{O} 書 に 普 で 宅 9 11 掲 工 律 規 令 工 げ 7 を 規 \mathcal{O} 及 ネ あ 項 に 条 性 第 定 第 ネ 第 は 確 る 定 規 \mathcal{O} 法 る 第 適 能 八 が 五. ル 認 図 す 定 促 施 設 合 --- 評 十 適 号 ギ 第 申 書 る に 進 行 計 号 す 項 用] 価 六 に 長 ょ に 規 住 に 第 書 号 さ 消 請 る 以 三 号 書 期 る 関 則 宅 規 住 れ 下 費 0 様 لح 使 定 宅 号 認 す 第 性 当 る 性 11 以 _ 式 併 用 す لح に 下 7 定 る 能 該 場 建 能 \mathcal{O} 構 通 評 る 規 合 せ は 法 条 同 住 築 \mathcal{O} \neg 三 7 造 知 律 第 工 等 定 宅 物 向 価 住 提 等 書 に す が 上 \mathcal{O} 確 第 ネ 以 宅 住 省 若 提 出 認 七 項 限 上 る 建 品 宅 等 \mathcal{O} 工 ル 出 で 申 る ギ 建 築 に 確 L 条 第 \mathcal{O} \mathcal{O} ネ 確 三 認 < 築 物 品 関 に き 請 工 法 法 _ 号 ょ な 書 書 は 第 消 物 工 質 す ネ 施 若 n を そ 八 費 لح 11 \mathcal{O} 又 ル 工 ネ 確 行 る 場 提 L \mathcal{O} は 性 ギ ネ 保 法 条 規 ル 11 規 出 < 写 第 そ ギ 前 合 定 能 ル う \mathcal{O} 則 律 ギ 項 又 L は L が 消 促 施 \mathcal{O} を そ \mathcal{O} は た 又 項 写 1 費 消 進 لح 適 行 規 提 建 \mathcal{O} は に 用 う 消 費 第 等 規 L 性 1 0 定 写 さ 費 六 出 築 住 お 能 性 に う 則 に L 宅 関 が 主 11 n 以 性 能 条 $\overline{}$ 事 す ょ 木 品 7 る 下 建 能 基 第 平 る 難 に 確 準 場 同 築 基 準 __ る 第 成 提 と 提 法 用 ľ 準 合 物 項 法 出 見 出 第 す 省 建 に 律 条 + を 12 込 L 六 る 長 工 1/ 築 規 第 八

え

る

と

が

で

き

る

代

ま

な

条

場

期

ネ

を

う

物

定

平

年

第 + 兀 条 \mathcal{O} 三 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る

建 築 工 事 施 工 計 画 等 \mathcal{O} 報 告

第

+ 則 該 る を \mathcal{O} 第 除 12 工 \$ 兀 + 事 < \mathcal{O} 限 条 兀 に 階 る \mathcal{O} \mathcal{O} \equiv 条 着 工 数 第 手 事 が す 監 三 --- \mathcal{O} 法 理 項 る 以 う 第 者 上 六 \mathcal{O} 前 ち 及 規 に \mathcal{O} 条 定 第 U ŧ 第 に + 工 \mathcal{O} \mathcal{O} --- 事 ょ __ で 建 項 ŋ 号 当 第 \mathcal{O} 築 東 様 該 物 施 京 式 工 部 に 号 都 \mathcal{O} 者 分 お 又 は は 知 \mathcal{O} け に 事 床 る 第 が ょ 法 新 面 定 第 積 号 る 築 + に \Diamond 建 \mathcal{O} <u>_</u> る 築 合 規 増 لح 工 条 計 定 築 ۲ 第 が 事 す 又 3 施 五 は る 五. 12 工 項 百 改 建 ょ 計 \mathcal{O} 平 築 築 n 方 に 画 規 物 記 報 定 X 係 告 12 載 る 木 L 書 基 1 部 造 た に づ 分 ル 以 書 き を 外 \mathcal{O} 類 都 超 地 \mathcal{O} え を 規 当 階 ŧ

え 建 に に 条 第 第 第 築 + 係 掲 第 + 八 + \equiv げ 八 材 る 条 六 _ 料 + 第 項 る 条 \mathcal{O} 条 + 第 \mathcal{O} 工 八 を \mathcal{O} 種 兀 削 事 項 + \mathcal{O} を \equiv 類 条 n 六 \mathcal{O} 第 __ 項 及 \mathcal{O} 種 に _ び 三 改 に 第 同 類 項 別 第 七 項 \Diamond 改 を 中 と 表 第 \Diamond 条 _ 第 項 \mathcal{O} に 第 第 \equiv 兀 号 別 + 八 (あ) を 第 表 八 中 そ 又 条 欄 第 条 は れ \neg \mathcal{O} 12 ぞ 第 第 項 第 第 れ(あ)二 _ 撂 + 七 + 第 げ 欄 三 兀 条 别 十 \mathcal{O} + 号 る 条 下 に 項 \mathcal{O} 表 三 工 \mathcal{O} に 第 掲 様 項 三 げ 事 式 第 に _ __ 一(い)る _ 若 \mathcal{O} \mathcal{O} 及 種 に 項 欄 建 L び < _ 類 改 及 築 第 \mathcal{O} 十 は び 材 \Diamond \mathcal{O} 第 _ 料 八 と 第 下 别 八 表 \mathcal{O} 条 を に 十 に 条 别 八 第 第 削 種 \mathcal{O} \equiv 表 若 + 1) そ 条 類 第 し(い)及 れ 第 九 第 ぞ 三 欄 < U 項 同 (あ)十 十 れ は に 别 項 _ 别 欄 第 掲 表 第 七 を 表 に + げ 第 項 項 --- 三 第 撂 八 る 第 号 事(あ)十 げ を 条 中 を

る

加

第

項

欄

八

添

え

7

区

長

に

工

事

 \mathcal{O}

施

工

計

画

を

報

告

L

な

け

れ

ば

な

5

な

1

を 上 欄 除 及 \mathcal{O} < 階 び 階 数 别 数 を 表 が 第 有 三 三 す る (\ \ \) 以 上 欄 に \mathcal{O} を 掲 に げ 改 \mathcal{O} る 事 8 建 項 築 同 物 に 条 に 係 第 る お \equiv _ け 項 る を 第 新 削 五 築 n 뭉 を 増 同 次 条 築 第 \mathcal{O} 又 は ょ う 改 項 に 築 中 改 に \Diamond 係 地 る る 階 部 を 分 除 < \mathcal{O} \equiv 地

以(い)

階

五.

建

築

物

省

エ

ネ

法

第

十

条

第

項

12

規

定

す

る

建

築

物

次

12

撂

げ

る

場

合

に

応

ľ

`

そ

ア れ ぞ 工 定 準 性 事 判 に を 仕 れ 監 ょ 次 定 1 様 _ 理 る う に 基 建 定 状 لح 潍 況 築 \Diamond 1 報 う 物 に る 東 告 書 工 ょ 京 書 ネ る 類 都 そ を 確 ル 北 \mathcal{O} 受 ギ 認 区 け 済 他 丰 た 区 消 証 数 長 場 費 \mathcal{O} 料 が 合 性 交 条 付 必 能 例 要 第 又 適 别 لح + 合 は 表 三 性 建 認 号 8 判 築 \mathcal{O} 様 定 物 る 三 書 式 省 $\overline{}$ \mathcal{O} 類 \mathcal{O} 以 工 ネ 几 下 \mathcal{O} ک 法 \mathcal{O} 項 六 \mathcal{O} 第 に 号 + に 規 ょ に ___ 定 る お 条 す 省 1 第 る 工 7 ネ 項 仕 基 適 \mathcal{O} 様 準 合 規 基

1 式 る \mathcal{O} 仕 仕 兀 様 様 \mathcal{O} • 七 計 計 に 算 算 ょ 併 併 る 用 用 省 法 法 を 工 ネ 1 東 基 う 京 0 準 都 工 北 事 に 区 監 ょ 手 理 1) 数 状 適 料 況 合 条 性 報 例 告 判 別 定 書 表 を そ 受 \mathcal{O} \mathcal{O} け 他 三 区 た \mathcal{O} 長 場 が 合 \mathcal{O} 必 項 要 第 に لح 十 認 \equiv 規 8 号 定 る 様 す

ウ ょ 計 る 算 標 省 法 潍 工 を 計 ル ネ 11 建 算 基 う 法 準 法 工 東 事 15 京 監 ょ 京 都 理 ŋ 北 状 適 北 区 合 況 手 区 性 報 手 数 告 判 数 料 書 定 条 そ を 例 受 \mathcal{O} 别 け 他 表 区 た 長 場 \mathcal{O} が 合 三 必 \mathcal{O} 要 第 لح + \mathcal{O} \mathcal{O} \equiv 認 項 뭉 8 に る 様 項 規 書 式 に 定 類 \mathcal{O} 規 兀 す 定 \mathcal{O} る 八 標 に 準

工

干

デ

物

東

都

料

条

例

别

表

第

 \mathcal{O}

 \equiv

 \mathcal{O}

す

る

書

類

区 \mathcal{O} 干 九 デ 長 が 又 ル は 建 必 要 第 物 と 法 + \equiv 認 を 号 8 1 様 う る 書 式 類 \mathcal{O} 兀 に ょ \mathcal{O} + n に 適 ょ 合 性 る 省 判 定 工 ネ を 基 受 準 け 工 た 事 場 監 合 理 状 第 況 + 三 報 告 号 書 様 そ 式 \mathcal{O} \mathcal{O}

兀

他

丰 力 才 規 能 第 建 物 第 \mathcal{O} 標 る 0 \equiv 則 + 項 築 + 準 確 軽 1 工 ア 1 標 三 第 微 に 保 て 物 ネ 条 入 \mathcal{O} \mathcal{O} 潍 九 計 な 号 お に 力 場 工 ル \mathcal{O} 場 入 ょ 条 変 様 建 ギ 法 画 1 ネ 合 合 カ 式 等 第 に 更 7 築 ル に る で で 法 潍 0 説 \mathcal{O} 物 ギ 消 規 省 を あ 箬 あ 定 項 明 兀 用 省 費 工 1 1 <u>つ</u> 0 う に 書 \mathcal{O} す 工 消 性 す ネ 7 7 7 東 お + る ネ 費 能 る 基 京 _ 場 準 1 建 法 性 確 軽 カン カン 都 に 微 7 築 合 施 能 工 保 に 北 0 0 準 物 ょ を 行 計 な 事 ょ 確 区 監 用 る 含 規 保 変 り 省 画 適 手 確 す 工 建 ts. 則 計 更 理 適 合 認 数 築 状 る ネ 第 建 を 合 画 済 料 性 場 性 法 物 五 築 行 況 を 判 証 条 合 エ 条 物 0 報 判 施 に 1 定 を 例 告 を ネ 規 た 定 行 う 省 受 を 別 0 場 書 含 定 建 工 を 規 ル 受 け 表 そ 受 ギ す 合 む 則 築 ネ 以 け た 第 下 又 \mathcal{O} け 第 る 物 法 た 住 ح は た 五 消 軽 省 第 他 建 宅 \mathcal{O} 区 場 に 条 費 微 + 適 工 \mathcal{O} 三 築 \mathcal{O} 性 合 長 規 な ネ 号 合 \mathcal{O} 計 物 が 定 建 能 変 法 に 条 性 工 画 す 基 判 築 更 施 第 必 お 第 ネ \mathcal{O} に 準 要 る を 行 定 + 物 11 項 ル 0 \equiv 省 行 لح 軽 \sim 規 て 項 を ギ に 受 微 工 \mathcal{O} 0 則 同 に 1 認 号 て 規 な ネ 適 た 第 じ 規 け 8 様 変 法 消 合 場 九 定 た る 式 定 条 す す 更 施 費 12 合 建 規 書 \mathcal{O}

行

0

た

場

合

第

+

 \equiv

号

様

式

 \mathcal{O}

兀

 \mathcal{O}

+

 \equiv

に

ょ

る

建

築

物

工

ネ

ル

ギ

消

費

性

能

確

保

を

行

性

に

る

築

則

類

兀

る

第

係

計 画 に 係 る 軽 微 な 変 更 説 明 書

ク 行 規 能 則 9 確 ウ た 第 保 \mathcal{O} 場 九 計 場 合 条 画 合 第 に で 第 0 あ 十 項 1 0 三 に 7 7 号 お 様 1 建 カン 式 て 築 0 \mathcal{O} 準 物 兀 用 省 適 \mathcal{O} す 工 合 + ネ る 性 場 法 兀 判 に 合 施 定 を ょ 行 を 含 る 規 受 建 む 則 け 築 第 た 物 五. 建 条 に 工 築 規 ネ 物 定 ル 建 工 す ギ 築 ネ る 物 ル 消 軽 省 工 ギ 微 費 性 な ネ 消 能 変 法 費 確 更 施 を 行 保 性

計 画 に 係 る 軽 微 な 変 更 説 明 書

ケ 更 消 施 確 保 を 行 費 工 計 行 規 性 又 画 則 能 0 は た 第 に 確 才 係 場 保 九 \mathcal{O} る 合 条 計 場 第 軽 画 合 微 第 に で + な 項 0 あ 変 三 12 1 0 更 号 お 7 7 建 説 様 1 明 式 7 築 か 書 \mathcal{O} 準 物 0 兀 用 省 す \mathcal{O} 工 適 ネ + る 合 場 五. 法 性 に 合 施 判 ょ を 行 定 含 る 規 を 建 む 則 受 0 第 築 け 五. 物 た エ に 条 建 ネ 規 築 定 建 ル 物 ギ す 築 工 る 物 ネ 消 軽 省 費 微 工 ル 性 な ネ ギ 能 変 法

三 号 及 様 U 式 别 及 表 び 第 第 \equiv を 号 削 様 n 式 别 次 表 第 を 别 改 表 لح す る

别

記

第

兀

を

 \mathcal{O}

ょ

う

に

 \Diamond

る

别

表

第

工事監理者届

| | | | | | | 経任(解任)した 届出します。 | こので、 | 東京都北区建 | 築基準法 | 施行細 |
|-------|-------------------|----------|-------------|---------------|----------------|--------------------|------|----------------------|---------|----------|
| A.1.2 | 41 - 7 | NAT 4 | (V) //L/N | | , , | 畑田しより。 | | | 年 月 | 日 |
| 3 | 建 | 庭 主 | 事 展 | <u>几</u> 汉 | / - | • =r | | | | |
| | | | 建 | 築主 | <u>住</u> | | | | | |
| | | | ,_ | >/C | 丑 | 5 名 | /s | | 4.76.75 | \ |
| | | | | | | | | にあっては、その 及び名称並びに代 | | 1 |
| | | 資 | 格 | (|) | 建築士 | (|)登録第 | | 号 |
| | 選 | 住 | 所 | | | | | 電話(|) | <u>番</u> |
| 1 | | 氏 | 名 | | | | | | | |
| エ | 任 | 建築士 | | (|) | 建築士事務所 | (|)登録第 | | 号 |
| 事 | | 所の名び 所 る | | | | | | 電話(|) | <u>番</u> |
| 監 | | 資 | 格 | (|) | 建築士 | (|)登録第 | | 号 |
| 理 | 解 | 住 | 所 | | | | | 電話(|) | 番 |
| 者 | | 氏 | 名 | | | | | | | |
| | 任 | 建築士 | 事務 | (|) | 建築士事務所 | (|)登録第 | | 号 |
| | | 所の名び 所る | | | | | | 電話 (|) | <u>番</u> |
| 2 | 確認番 | 恩 年 月 | 日号 | | 年 | 月 | 日 | 確認第 | | 号 |
| 3 | | の地名は | 也番 | | | | | | | |
| 4 | 建築 | 物の用 | 建 | | | | | | | |
| | 解信 | £ の 期 | 日 | | | | | | | |
| 5 | 及 | び理 | 由 | | | | | | | |
| * | | | | | | | | | | |
| 受 | | | | | | | | | | |
| 付 | | | | | | | | | | |
| 欄 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

(注意) ※印のある欄は、記入しないでください。

工 事 施 工 者 届

| | | | | | | 任(変更) 届出します。 | | で、東京都北 | 2区建築基 | 準法施行細 |
|---------------|-------|-----------|---------------------------------------|---|----|------------------|---------|--------------------|-------|---------|
| | | , | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | | | 建築 <u>:</u> 住 | 主等 所 | | 年 | 月 日 |
| 3 | 建築 | 主主 | 事 殿 | | | <u>氏</u> 記 | (法) | 人にあっては、 地及び名称並び | | |
| | 選 | 建設許可 | 業の | | | 許可 | (|)第 | | 号 |
| | 任 | 住 | 所 | | | | | 電話 (|) | 番 |
| 1 | 変要 | 氏 | 名 | | | | | | | |
| 工事 | (変更後) | 責任格住 | 現場の 者の資 所氏名 | (|) | 級建築士 | (|)登録第 | 7 | 号 |
| 施 | | 建設許可 | 業の | | | 許可 | (|)第 | | 号 |
| エ | 変 | 住 | 所 | | | | | 電話(|) | 番 |
| 者 | 更 | 氏 | 名 | | | | | | | |
| | 前 | 責任 | 現場の 者の資 所氏名 | (|) | 級建築士 | (|)登録第 | i i | 号 |
| 2 | | 忍 • | 承 認 番号 | | 年年 | 月 月 | 日 日 | 確認 承認 | | 号 号 |
| 3 | 敷地 | の地名 | Z 地番 | | | | | | | |
| 4 | 建築 | 物等の |)用途 | | | | | | | |
| 5 | | 更の び 理 | | | | | | | | |
| ※ 受 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 付 | | | | | | | | | | |
| 欄 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

- (注意) 1 建築主等は、建築物にあっては建築主、建築設備にあっては設置者、工作物にあっては築造主を記入してください。
 - 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

を 別別 記記 第 第 六 六 号 号 様の 式 二 \bigcirc 様 式 と 中 し「 徭 同 6 様 卓 式 9 \mathcal{O} 2 次 蔟 に 廾 次 のを 様 괢 式の を 垣 加 蔟 え 뇃 る。 9 12 _ 12 改 め、 同 様 式

- 9 -

□ その他

官言書

| | 年 月 日 |
|---|--|
| 殿 | |
| 建築主又は設計者 住 所 氏 名 | 電 話 () |
| (法人にあつては、その事務 | 答所の所在地、名称及び代表者の氏名) |
| 設計住宅性能評価、長期優良住宅等計画認定又は長期使評価等」という。)を受けることにより、建築物エネルギー定」という。)を省略することを予定しておりますが、設計画の認定通知書若しくは長期使用構造等である旨の確認その写し」という。)を提出できないときは、適合性判定を取り下げるものとします。 | 一消費性能適合性判定(以下「適合性判 計住宅性能評価書、長期優良住宅建築等 図書又はその写し(以下「評価書等又は |
| 記 | |
| 1.提出予定の評価書等又はその写しについて□ (1)設計住宅性能評価書□ (2)長期優良住宅建築等計画の認定通知書□ (3)長期使用構造等である旨の確認書 | |
| 2. 設計住宅性能評価等の申請状況について | |
| □ 申請済 申請年月日 (年 月□ 申請予定 申請予定年月日 (年 月申請先の名称 | , , , |
| 及び所在地※ | |
| ※申請先の名称について、1.の (1)、(3) を選択 1.の (2) を選択した場合は認定の申請をする建設 ※所在地の記載は、東京都○○区、市、町、村程度 | 設地の所管行政庁名を御記入ください。 |
| 記 載 欄 | 受付欄 |
| 設計住宅性能評価書等の提出等 | |
| □ 提出有 (提出日 年 月 日) | |
| │□ 提出無 (本書の取下げ) | |

| 7-1- | - | NI foto a o for fot | | 建 | | T. | 事施 | | | | 書 | 40 4 | | 1 | | | |
|------|--|---------------------|------------|---------------------------------------|-------------------|------|-------|-------|--------|-----------------------|----------------|----------|-----|---|------------|------------|----------------|
| | | 法第12条第 | | | | | - | | | | 計画を | :報告 | テしま | す。 | | | |
| _ | の報音 | 書及び添付 | 凶 | 」(二記) | 戦の争 | 垻は | 、、争夫に | - 附廷 | めりませ | \mathcal{N}_{\circ} | | | 乍 | Ę. | 月 | 1 | ∃ |
| 東 | 京都北 | 区長 殿 | | | | | | | | | | | | Γ | 71 | 1 | 4 |
| | 代表 | となる工事 | 監理 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 住 所 会社名 氏 名 | | | | | 及建築士 及 建 領 | | 沂(|) 登 | 经会会会会 | <u>;</u> (|) 등) 등 | |
| | | 工事 | 施工 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 住 所 会社名 氏 名 | | | | | の許可 | 大臣 | . 知 | | 第 | (|)号 | |
| | (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 品質窓口責任者氏名 電話 () | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 記 | | | | | | | | | |
| (1) | 工事現場 | 名 称 | | | | | | | 工区棟 | 工事0 | の種類 | ĺ | 新夠 | 矣•₺ | 曽築 | ・改績 | |
| (1) | 現場 | 所在地 | | | | 区 | | | | | | . | | | | | |
| (2) | 構造 | 設計者 | <u>⊀</u> . | 氏名 | | | | 所属会社 | | | 電話 | i | (|) | | | |
| (3) | 現場代 | 理人(所長 |) . | 氏名 | | | 現場事務所 | | | | 電話 | i | (|) | | | |
| (4) | 階数 | 地上 | 階• | 地下 | 階 | 塔 | 屋階 | (5) 延 | 建築面積 | | \mathbf{m}^2 | (6) | 延べ | 面積 | | | \mathbf{m}^2 |
| (7) | 構 造 | 木造・S造 | 불 • R | C造· | WRC造・ | · SR | C造・混构 | 構造(| ì | 告十 | | 造) • | ・その | 他(| 1 | |) |
| (8) | 高さ | 軒高 | | m : | 最高 | | m | (9)商 | 全認済証3 | 交付機関 | İ | | | | | | |
| (10) | 確認• | 計画通知 | 、年 | 月日 | 及び番 | 号 | | 年 | 月 | 日 | | 第 | | 号 | • | | |
| (11) | 計画 | 変更年 | 月日 | 日及 | び番 | 号 | | 年年 | 月 月 | 日日 | | 第 第 | | 号 号 | | | |
| (12) | 構造計 | 算の方法 | (X) | ルー | - } (| |) (Y) | ルー | - ト (|)、そ | の他 | (| | | | |) |
| (13) | RC | 造·WRC造 | | | 階から | | 階まで | (14) | PCa • | HPCa | | | | | | | |
| 構造 | | SRC造 | | | 階から | | 階まで | 使 | PO | 2 | | | | | | | |
| | | S造 | | | 階から | _ | 階まで | 用部位 | CF | Т | | | | | _ | | |
| 階(と) | | | | 階から | | 階まで | 位 | | | _ | | | | | | | |
| (15) | コン | クリー | <u>۲</u> | | | | | | | | | | * | 受 | 付 | 欄 | |
| 認定 | 錙 | 材 | 等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 認定材料 | 免震 | ・制振部 | 材 | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | そ | 0) | 他 | | | | | | | | | | | | | | |

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 代表となる工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容と確認済証及び設計図書等が整合しているか十分確認して記入してください。

| | 建 | | | 五 二 紹 | 果 | 報告 | | (中間・ |)L 1 / | , | | | |
|---|--|--|---------------------------------|---|---|---|--------------------------|------|-------------------|---------------------------------|-------|-----------|----------------|
| | とおり建築工事 告書及び添付図 | | | , , | に相違る | ありませ | Ŀん。 | | 年 | | н | | |
| 東京都は | 比区長 殿 | | | | | | | | 午 | 月 | 日 | | |
| 代表とフ | なる工事監理者 | f 住 原 会社 ² 氏 ² | 名 | | | ()級 ()級 | | :事務別 | | | |)号)号 | |
| | 工事施工者 | f 住 点 会社 ² 氏 ² | 名 名 | 人にあつ [、] | ては、そ | | |)許可 | 大臣 | (・知事 貸 弥及び代表 | 第(|)号 氏名) | |
| | 品質窓口責 | 〔任者氏 》 | 名 | | | | | 電 | 話 | (|) | | |
| 下記の発 | 建 築工事施工結 | i果につい | ハては、 | 工事監理 | 者より | 報告を受 | きけま | きした。 | | | | | |
| | 建築主 | 住 会社 ² 氏 ² | 名 | | | | | 電 | 話 | (|) | | |
| | | | (法) | 人にあつ゛ | ては、そ | その事務 | 所の | 所在地 | 、名和 | 外及び代表 | そ者の | 氏名) | |
| | | | | | 記 | | | | | | | | |
| (1) 建築 | 工事施工計画幹 | 设告書受 | 付年月日 | 及び番号 | 1 | | 年 | 月 | 日 | 第 | | 号 | |
| 工 事 (2) 辑 | 名 称 | | | | | 工区棟 | 工 | 事の種 | 類 | 新築・ | 増築 | ・改築 | Ę |
| (2) 現場 | 所在地 | | × | <u> </u> | | | | | | | | | |
| | | | _ | | | | | | | | | | |
| (3) 構 造 | | 氏名 | | | 所 属 | | _ | | | 電話 | (|) | |
| | 造設計者 代理人(所長) | 氏名氏名 | | | | . 会 社 事務所 | _ | | | 電話電話 | (|) | |
| | 代理人(所長) | 1 1 | | 茶屋 階 | 現場 | | _ | n | n ² (7 | | (() |) | m^2 |
| (4) 現場 | 代理人(所長) 地上 階 | 氏 名 • 地下 | 階均 | | 現場 (6)建 | 事務所 築面積 | _ | n | | 電話 | (| | m ² |
| (4) 現場(5) 階数 | 代理人(所長) 地上 階 | 氏名 ・地下 RC造・W | 階均 | | 現場 (6)建 構造(| 事務所 築面積 | 告十 | | | 電話)延べ面積 | | | |
| (4) 現場(5) 階数(8) 構造(9) 高さ | 代理人(所長) 地上 階 木造・S造・ | 氏名 ・地下 RC造・Wi | 階 は RC造・SF 最高 | 答屋 階 RC造・混 ^材 m | 現場 (6)建 講造((10) 育 | 事務所 築面積 | 告十 | | | 電話)延べ面積 | | | |
| (4) 現場 (5) 階数 (8) 構造 (9) 高さ (11) 確認 | 代理人(所長)地上 階木造・S造・ 軒高 | 氏名 ・地下 RC造・WI m i E月日及で | 階 均 RC造・SF 最高 び番号 | 答屋 階 RC造・混 ^材 m | 現場 (6)建 構造((10)百 年 年 | 事務所築面積 | 告 + E交付 | | 造)・ | 電話)延べ面積 その他(| (() | | |
| (4) 現場(5) 階数(8) 構造(9) 高さ(11) 確認(12) 計画 | 代理人(所長) 地上 階 木造・S造・ 軒高 ・計画通知、年 変 更 年 月 | 氏名 ・地下 RC造・WI m i E月日及で | 階 RC造・SR 最高 び番号 番 号 | 答屋 階 RC造・混 ^材 m | 現場 (6)建 構造((10)百 年 年 年 | 事務所 築面積 ^注 在認済証 月 F | 告 告 E 交付 引 | | | 電話)延べ面積 · その他(号 号 | | |) |
| (4) 現場(5) 階数(8) 構造(9) 高さ(11) 確認(12) 計画 | 代理人(所長) 地上 階 木造・S造・ 軒高 ・計画通知、年 変 更 年 月 | 氏名 ・地下 RC造・WI m I 三月日及び 日 及 び | 階 RC造・SR 最高 び番号 番 号 | 答屋 階 RC造・混札 m | 現場 (6)建 構造((10)百 年 年 年 | 事務所 築面積 在認済記 目 F 目 F | 告 告 E 交付 引 引 | ·機関 | | 電話)延べ面積 · その他(号 号 | |) |) |
| (4) 現場 (5) 階数 (8) 構造 (9) 高さ (11) 確認 (12) 計画 (13) 構造 (14) | 代理人(所長) 地上 階 木造・S造・ 軒高 ・計画通知、年 変 更 年 月 | 氏名 ・地下 RC造・WI m I 三月日及び 日 及 び | 階 RC造・SR 最高 び番号 番 号 | 答屋 階 RC造・混札 m | 現場 (6)建 構造((10)百 年 年 年 | 事務所 築面積 在認済記 目 F 目 F | 告 告 E 交付 引 引 | ·機関 | | 電話)延べ面積 その他(号 号 | |) |) |
| (4) 現場 (5) 階数 (8) 構造 (9) 高さ (11) 確認 (12) 計画変更以降の軽微な (14) 変更 (構造関係規定) | 代理人(所長) 地上 階 木造・S造・ 軒高 ・計画通知、年 変 更 年 月 | 氏名 ・地下 RC造・WI m 引 E月日及び X) ルー | 階 場 最高 番 号 ・ト(| 答屋 階 RC造・混札 m | 現場 (6)建 構造((10)百 年 年 年 | 事務所 築面積 在認済記 目 F 目 F | 告 告 E 交付 引 引 | ·機関 | | 電話)延べ面積 その他(号 号 | |) |) |

別 別 記記 第 第 + + 三 三 号 号 様 様 式 式 \mathcal{O} 四 三 Ø Ø 六 二 かを ら削 第 + \equiv 号 様 式 \mathcal{O} 兀 0) 八 ま で を 次 0 ょ う に 改 め る

る

| | | とおり省エ | エネ基準工事監理 ネ基準工事監理 図書に記載の事 | 状況を報告し | ます。 | | | 面) |
|---|--------------------|---------------------------|--------------------------------|---------------------------|-------|-------|---------------|-------------------|
| | | 殿 | | | | | | 年 月 日 |
| 什 | えまとな | る工事監理 | 会社名 | | | | 士事務所 | |
| | | 工事施工 | 氏 名 者 住 所 会社名 氏 名 | | 建(); | 電設業の評 | - TT 大国 | () 五・知事 第()号 |
| | | 建築主 | 住 所 氏 名 | ナップルフ | ` ' | 官 | 話話 | () |
| | | | (佐人に | めつては、その記 | の事務 | がくろが行 | 心 地、名4 | 弥及び代表者の氏名) |
| | 工事 | 名 称 | | | | | | |
| | 工 サ 現 場 | 建築場所 | 区市 | | | | | |
| | 確認・ | 計画通知、 | 年月日及び番号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| | 計画 | 変更年月 | 日及び番号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 뭉 |
| | 構造 | 木造・S 混構(| 造・RC造・ 造+ 造)・ | WRC造・ その他(| SR (| C造· | 工事種別 | 新築・増築・改築 |
| | 規模 | 地上 | 階・地下 | 階·P | Н | 階 | 用途 | |
| | | 建築面積 | m²·延面積 | m²·最高0 | の高さ | m | /11/2 | |
| | る他の | 関築物におい)評価方法 iする□にレ | へて活用してい を記入) | □仕様・計算 □モデル建物 □標準入力 | 勿法 | | 準計算法 | 法 勿法(小規模版) |
| | | | 舌用している部 | 評価方法 | | | 建築 | 物の部分 |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| 適合判定通知書 | | (| 第二面 | <u>i</u>) | | |
|---------------------------|-------------|---|-----|------------|-----|---|
| 建築物エネルギーに発生に発生に発生に発生に対して、 | 年 | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 計画変更 | | | | | | |
| 変更計画書番号—1 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 変更計画書番号—2 | 年 (変更内容) | 月 | 目 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 変更計画書番号一3 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 軽微な変更 | | | | | | |
| 軽微変更番号等—1 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| 軽微変更番号等—2 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| 軽微変更番号等一3 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| | | | | | | |
| 総合所見 | | | | | | |

(第三面)

報告内容(以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

| 項目 | | 報告事項 | 照合を行つた設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
|------|-----------|---|------------|-----------|------|
| | (1) | 断熱材の仕様及び設 置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 外 | (2) | 構造熱橋部の断熱補 強の仕様及び範囲 (鉄筋コンクリート 造の場合) | | A·B·C | 適・不適 |
| 皮 | (3) | 窓の仕様及び設置状況(付属部材や庇の設置状況を含む。) | | A • B • C | 適・不適 |
| 暖房 | (1) | 暖房方式 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備 | (2) | 暖房設備の仕様及び 設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 冷房 | (1) | 冷房方式 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備 | (2) | 冷房設備の仕様及び 設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設換備気 | 換気: 状況 | 設備の仕様及び設置 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設照備明 | | 室の証明設備の仕様 設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設給備湯 | 給湯 状況 | 設備の仕様及び設置 | | A • B • C | 適・不適 |

(注意)

- 1 本様式は、「仕様基準」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した 住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法 律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載 してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに 該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
 - (A:目視による立会確認、B:計測等による立会確認、C:施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。 なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

| | | 省工之 | ネ基準工事 | 監理場 | | 仕様・言 | 計算併用法 | 活用)(第 | 第一面) | |
|----------|------------|----------------------------|---------------------------------|---------|--------------------|------|------------------------------|--------------|---|-------------------------|
| | | | | | 状況を報告し 項は、事実に | | りません。 | | | |
| | | 殿 | | | | | | | 年 月 | 日 |
| 代表 | とな | が :る工事監理 工事施工 建築主 | 者 住 点 会社 ² 氏 2 | 名名听名名听名 | にあつては、 | · |)級建築)級 建 建設業の)級 建 | 整 築 士 電 話 | () ()登録第 ()登録第 () 至・知事 第 () 登録第 () | ;()号 ;()号 第()号 |
| <u> </u> | | | | | 記 | 1 | | | | |
| | 事 | 名 称 | | | | | | | | |
| 現 | 場 | 建築場所 | | 区 市 | | | | | | |
| 確 | 認・ | 計画通知、 | 年月日及び | | 年 | 月 | 月 | 第 | 号 | |
| 計 | 画 | 変更年月 | 日及び | 番号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 | |
| 構 | 造 | 木造・S 混構造(| | | ・ W R C 造 ・その他(| | R C 造・ | 工事種別 | 新築・増築 | ・改築 |
| | 1-11- | 地上 | 階・均 | 也下 | 階 • | РН | 階 | | | |
| 規 | 模 | 建築面積 | m²· 延 | 延面積 | m²・最高 | 島の高さ | s m | 用途 | | |
| 仕 | 様 ・ | 計算併用法 | の種別 | | | | | _ | 世代 世代 世代 世代 世代 世代 世代 世代 世代 世代 世代 世代 世代 世 | |
| | | 葉物におい | | | 様基準 | | 計算法 | / 1 10 144 | IE) | |
| | | 。他の評価方 iする□にレ | = : | | デル建物法 準入力法 | 口モテ | ル建物法 | (小規模) | 议) | |
| | | で価方法を活 | | | 評価方法 | | | 建築物 | かの部分 | |
| る | 部分 | > | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

| 本 | | (| 第二面 | 面) | | |
|-------------------------------|-------------|---|-----|------------|-----|---|
| 適合判定通知書建 築 物 エネ 弾 性 能 確 保 計 画 | · 年 | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 計画変更 | | | | | | |
| 変更計画書番号—1 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 変更計画書番号—2 | 年 (変更内容) | 月 | 目 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 変更計画書番号—3 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 軽微な変更 | | | | | | |
| 軽微変更番号等—1 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| 軽微変更番号等—2 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| 軽微変更番号等一3 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 軽微な変更説明書番 | 号第 | 号 |
| | | | | | | |
| 総合所見 | | | | | | |

(第三面)

[外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算法の場合] 報告内容(以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

| 項目 | 1.11 | 報告事項 | 甲請図書のとおり施工され 照合を行つた設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
|-----|------|---|----------------------------|-----------|------|
| 基本 | (1) | 建て方及び居室の構 成等 | | A • B • C | 適・不適 |
| 本情報 | (2) | 床面積等(主たる居室、その他の居室、 床面積合計及び吹抜け等) | | A·B·C | 適・不適 |
| | (1) | 断熱材の仕様及び設 置状況 | | A • B • C | 適•不適 |
| 外 | (2) | 構造熱橋部の断熱補 強の仕様及び範囲 (鉄筋コンクリート 造の場合) | | A·B·C | 適・不適 |
| IX | (3) | 窓の仕様及び設置状況(付属部材や庇の 設置状況を含む。) | | | |
| 暖 | (1) | 暖房方式及び暖房設 備機器の種類 | | A • B • C | 適・不適 |
| 房設 | (2) | 暖房設備機器の仕様 及び性能 | | A • B • C | 適・不適 |
| 備 | (3) | 暖房設備等の設置状 況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 冷 | (1) | 冷房方式及び冷房設 備機器の種類 | | A • B • C | 適・不適 |
| 房設 | (2) | 冷房設備機器の仕様 及び性能 | | A • B • C | 適•不適 |
| 備 | (3) | 冷房設備等の設置状 況 | | A • B • C | 適・不適 |
| | (1) | 換気方式、換気設備 の仕様及び性能 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備 | (2) | 換気設備等の設置状 況 | | A • B • C | 適・不適 |

| | | | (第四面) | |
|--------|-----|--|-------|------|
| 給 | (1) | 給湯設備の有無及び 熱源機の種類 | A·B·C | 適・不適 |
| 湯設 | (2) | 給湯設備機器の 仕様及び性能 | A·B·C | 適・不適 |
| 備 | (3) | ふろ機能、給湯配管、 水栓及び浴槽の仕様 等 | A·B·C | 適・不適 |
| 設照備明 | 非是 | たる居室、その他居室、 居室の証明設備の種類 が制御等の設置状況 | A·B·C | 適・不適 |
| 太陽 | (1) | パワーコンデショナ の低下負荷効率 | A·B·C | 適・不適 |
| 光発電 | (2) | 太陽電池アレイの種 類及び容量 | A·B·C | 適・不適 |
| 設備 | (3) | パネルの設置状況 | A·B·C | 適・不適 |
| | (1) | 太陽熱利用設備の種 類 | A·B·C | 適・不適 |
| 太陽 | (2) | 液体集熱式太陽熱利 用設備の種類及び品 番 | A·B·C | 適·不適 |
| 熱利用 | (3) | 液体集熱式太陽熱利 用設備及び集熱部の 設置状況 | A·B·C | 適・不適 |
| 設備 | (4) | 空気集熱式太陽熱利 用設備の仕様及び性 能 | A·B·C | 適・不適 |
| | (5) | 空気集熱式太陽熱利 用設備及び集熱部の 設置状況 | A·B·C | 適・不適 |
| ションジ | (1) | コージェネレーショ ン機器の品番及び種 類 | A·B·C | 適·不適 |
| 設備エネレー | (2) | 逆潮流の有無 | A·B·C | 適・不適 |

(第五面)

[外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消費性能が仕様基準の場合] 報告内容(以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

| 項目 | 7 11 | 報告事項 | 照合を行つた設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
|----|------|---|------------|-----------|------|
| 基本 | (1) | 建て方及び居室の構 成等 | | A • B • C | 適・不適 |
| 情報 | (2) | 床面積等(主たる居室、その他の居室、 床面積合計及び吹抜け等) | | A·B·C | 適・不適 |
| | (1) | 熱的境界となる部位 及び面積 | | A · B · C | 適・不適 |
| L | (2) | 熱的境界となる屋 根、外壁等の部位の 仕様及び熱貫流率 | | A • B • C | 適・不適 |
| 外 | (3) | 窓の仕様及び設置状況 (付属部材や庇の 設置状況を含む。) | | A • B • C | 適・不適 |
| 皮 | (4) | 構造熱橋部の断熱補 強の仕様及び範囲 (鉄筋コンクリート 造の場合) | | A·B·C | 適・不適 |
| | (5) | 基礎断熱部の基礎の 形状及び範囲等 | | A • B • C | 適・不適 |
| 暖房 | (1) | 暖房方式 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備 | (2) | 暖房設備の仕様及び 設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 冷房 | (1) | 冷房方式 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備 | (2) | 冷房設備の仕様及び 設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |

| / Fate 1 | |
|-------------------------|---|
| 133 5 15 | ١ |
| \ 55 / \ 181 | , |

| 設 換備 気 | 換気設備の仕様及び設置 状況 | A | • B • C | 適・不適 |
|--------|-----------------------|---|---------|------|
| 設照備明 | 非居室の照明設備の仕様 及び設置状況 | A | • B • C | 適・不適 |
| 設給備湯 | 給湯設備の仕様及び設置 状況 | A | • B • C | 適・不適 |

(注意)

- 1 本様式は、「仕様・計算併用法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を 確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法 律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載 してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに 該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
 - (A:目視による立会確認、B:計測等による立会確認、C:施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。 なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

| | 省二 | エネ基準工事監理 | !状況報告書(標準 | 計算法用 |)(第一 | ·面) | |
|------------|---------------------------|---|----------------------------|--|-------|--------------|---|
| | | | 状況を報告します。 頃は、事実に相違 | | U_0 | | |
| | 殿 | | | | | 年 月 日 | 1 |
| 代表と | なる工事監 工事施 建築主 | 会社名名 氏住 在 会 氏住 会 氏 住 氏 住 氏 任 后 氏 任 后 后 后 后 后 后 后 后 后 后 后 后 后 后 后 | , |)級建築 ¹)級 建 建設業の言)級 建 | 築 士 | () 登録第(() |)))))) 名) 名 |
| | | | 記 | | | | |
| 工 由 | 名 称 | | | | | | |
| 工 事 現 場 | 建築場所 | 区 市 | | | | | |
| 確認・ | 計画通知、 | 年月日及び番号 | 年 | 日 | 第 | 号 | |
| 計画 | 変更年月 | 日及び番号 | 年 | 月日 | 第 | 号 | |
| 構造 | 木造・S 混構造(| | W R C 造・ S F 造)・その他(| R C 造・) | 工事種別 | 新築・増築・改 | 文築 |
| | 地上 | 階·地下 | 階・PH | 階 | | | |
| 規模 | 建築面積 | m [*] ·延面積 | m [*] ・最高の高る | ž m | 用途 | | |
| る他の | 建築物におい)評価方法 らする□にレ | 、て活用してい を記入) | □仕様基準 □モデル建物法 □標準入力法 | □仕様・ □モデル | | 月法 (小規模版) | |
| 他の許分 | 平価方法を活 | 舌用している部 | 評価方法 | | 建築特 | 物の部分 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

| | | (| 第二面 | <u>ii</u>) | | |
|---|-------------|---|-----|-------------|-----|---|
| 適合判定通知書 | | | | | | |
| 建 築 物 ギ ド 性 能 確 保 計 画 | 年 | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 計画変更 | | | | | | |
| 変更計画書番号—1 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 変更計画書番号—2 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 変更計画書番号—3 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 軽微な変更 | | | | | | |
| 軽微変更番号等一1 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| 軽微変更番号等—2 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| 軽微変更番号等一3 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| | | | | | | |
| 総合所見 | | | | | | |

(第三面)

報告内容(以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

| 項目 | | 報告事項 | 照合を行つた設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
|-----|-----|---|------------|-----------|------|
| 基 | (1) | 建て方及び居室の構 成等 | | A • B • C | 適・不適 |
| 本情報 | (2) | 床面積等(主たる居 室、その他の居室、 床面積合計及び吹抜 け等) | | A • B • C | 適・不適 |
| | (1) | 熱的境界となる部位 及び面積 | | A • B • C | 適・不適 |
| | (2) | 熱的境界となる屋 根、外壁等の部位の 仕様及び熱貫流率 | | A • B • C | 適・不適 |
| 外 | (3) | 窓の仕様及び設置状況 (付属部材や庇の 設置状況を含む。) | | A • B • C | 適・不適 |
| 皮 | (4) | 構造熱橋部の断熱補 強の仕様及び範囲 (鉄筋コンクリート 造の場合) | | A·B·C | 適・不適 |
| | (5) | 基礎断熱部の基礎の 形状及び範囲等 | | A • B • C | 適・不適 |
| 暖 | (1) | 暖房方式及び暖房設 備機器の種類 | | A • B • C | 適・不適 |
| 房設 | (2) | 暖房設備機器の仕様 及び性能 | | A • B • C | 適・不適 |
| 備 | (3) | 暖房設備等の設置状 況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 冷 | (1) | 冷房方式及び冷房設 備機器の種類 | | A • B • C | 適・不適 |
| 房設 | (2) | 冷房設備機器の仕様 及び性能 | | A • B • C | 適・不適 |
| 備 | (3) | 冷房設備等の設置状 況 | | A • B • C | 適・不適 |

| | | | (第四面) | | |
|------|-----|-------------------------------------|-------|-----------|------|
| 換気 | (1) | 換気方式、換気設備 の仕様及び性能 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備 | (2) | 換気設備等の設置状 況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 給 | (1) | 給湯設備の有無及び 熱源機の種類 | | A • B • C | 適・不適 |
| 湯 | (2) | 給湯設備機器の 仕様及び性能 | | A • B • C | 適・不適 |
| 備 | (3) | ふろ機能、給湯配管、 水栓及び浴槽の仕様 等 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設照備明 | 非居 | る居室、その他居室、 室の照明設備の種類 制御等の設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 太陽 | (1) | パワーコンデショナ の低下負荷効率 | | A • B • C | 適・不適 |
| 光発電 | (2) | 太陽電池アレイの種 類及び容量 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備 | (3) | パネルの設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| | (1) | 太陽熱利用設備の種 類 | | A • B • C | 適・不適 |
| 太陽 | (2) | 液体集熱式太陽熱利 用設備の種類及び品 番 | | A • B • C | 適・不適 |
| 熱利用 | (3) | 液体集熱式太陽熱利 用設備及び集熱部の 設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備 | (4) | 空気集熱式太陽熱利 用設備の仕様及び性 能 | | A • B • C | 適・不適 |
| | (5) | 空気集熱式太陽熱利 用設備及び集熱部の 設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |

| | | | (第五面) | | |
|------|-----|-----------------------------|-------|-----------|------|
| ション設 | (1) | コージェネレーショ ン機器の品番及び種 類 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備レー | (2) | 逆潮流の有無 | | A • B • C | 適・不適 |

(注意)

- 1 本様式は、「標準計算法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した住宅に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法 律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載 してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに 該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
 - (A:目視による立会確認、B:計測等による立会確認、C:施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。 なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

| | 省工 | ネ基準工事監理 | 状況報告書(モラ | デル建物法 | ミ用) (第 | 一面) | | | |
|------|--|-------------|-----------------------|------------|---------------------------------|------------------|--|--|--|
| | | . — — — | 状況を報告します 項は、事実に相違 | ů. | たん。 | | | | |
| | 殿 | | | | | 年 月 日 | | | |
| 代表と | 代表となる工事監理者 住 所 会社名 ()級建築士事務所 ()登録第 ()号 氏 名 ()級 建 築 士 ()登録第 ()号 電 話 () 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第 ()号 氏 名 ()級 建 築 士 ()登録第 ()号 氏 名 ()級 建 築 士 ()登録第 ()号 電 話 () | | | | | | | | |
| | | | 記 | | | | | | |
| 工事 | 名 称 | | | | | | | | |
| 現場 | 建築場所 | 区 市 | | | | | | | |
| 確認• | 計画通知、 | 年月日及び番号 | 年 | 月 日 | 第 | 号 | | | |
| 計画 | 変更年月 | 日及び番号 | 年 | 月 日 | 第 | 号 | | | |
| 構造 | | | W R C 造・ S 造)・その他(| R C 造) | 工事種別 | 新築・増築・改築 | | | |
| 扫裙 | 地上 | 階·地下 | 階・ P H | ß | 皆 田冷 | | | | |
| 規模 | 建築面積 | m²•延面積 | m²・最高の高 | t r | 用途 n | | | | |
| る他の | ⋭築物におν ○評価方法 áする□にレ | ・て活用していを記入) | □仕様基準 □ □モデル建物法 | | | □標準計算法 □標準入力法 | | | |
| 他の許分 | 平価方法を流 | 舌用している部 | 評価方法 | | 建築 | 物の部分 | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| | | (| 第二面 | <u>ī</u>) | | |
|---|-------------|---|-----|------------|-----|---|
| 適合判定通知書 | | | | | | |
| 建築 物 ボ ボ 世 能 確 保 計 画 | 年 | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 計画変更 | | | | | | |
| 変 更 計 画 書番号一1 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 変更計画書番号—2 | 年 (変更内容) | 月 | 目 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 変更計画書番号一3 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 軽微な変更 | | | | | | |
| 軽微変更番号等—1 | 年 (変更内容) | 月 | 目 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| 軽微変更番号等—2 | 年 (変更内容) | 月 | 月 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| 軽微変更番号等一3 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| | | | | | | |
| 総合所見 | | | | | | |

(第三面)

報告内容(以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

| 項目 | | 報告事項 | 照合を行つた設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
|-------|-----|--------------------------------------|------------|-----------|------|
| 外 | (1) | 断熱材の仕様及び設 置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 皮 | (2) | 窓の仕様及び設置状況 (ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。) | | A · B · C | 適・不適 |
| | (1) | 熱源機器の仕様及び 設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 空 | (2) | 全熱交換器の仕様及 び設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 至 気 調 | (3) | 全熱交換器の自動切 替機能の設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 和設 | (4) | 予熱時外気取入れ停 止制御の設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 備 | (5) | 2 次ポンプの変流量 制御の設置状況 | | A · B · C | 適・不適 |
| | (6) | 空調機ファンの変風 量制御の設置状況 | | A · B · C | 適・不適 |
| 換気 | (1) | 換気設備の仕様及び 設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備 | (2) | 送風量制御の設置状 況 | | A • B • C | 適・不適 |

| | | (第四面) | | |
|-----------------|--|-------|-----------|---------|
| 照 | (1) 建物用途に応じた室の照明器具の仕様及 | | A • B • C | 適•不適 |
| 明 | び設置状況 | | | |
| 設 | (2) 各種制御の設置状況 (在室検知制御等※ | | A • B • C | 適•不適 |
| 備 | 注意7参照) | | | 旭 7 / 旭 |
| 給湯 | (1) 建物用途に応じた使 用用途の熱源機器の 仕様及び設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設 | (2) 給湯配管の保温の仕 様及び設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 備 | (3) 節湯器具の仕様及び 設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設 昇 降 備 機 | 昇降機の仕様及び設置状 況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 発電設備 米電設備 | 太陽光発電の仕様及び設 置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| ション設備コージェネレー・ | コージェネレーション設 備の仕様、設置状況 | | A·B·C | 適・不適 |

(注意)

- 1 本様式は、「モデル建物法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認 した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法 律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載 してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに 該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
 - (A:目視による立会確認、B:計測等による立会確認、C:施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。 なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光 連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

| 省エネ基準工事監理状況報告書(モデル建物法(小規模版)用)(第一面) | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------|------------------|----------------------|----|-------------|----------|-----------|--|--|--|--|--|
| 下記のとおり省エネ基準工事監理状況を報告します。 この報告及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。 | | | | | | | | | | | | |
| | 殿 | | | | | | 年 月 日 | | | | | |
| 代表となる工事監理者 住 所 電 話 () 会社名 ()級建築士事務所()登録第()号 氏名 ()級 建 築 士()登録第()号 工事施工者 住 所 電 話 () 会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号 氏名 ()級 建 築 士()登録第()号 建築主 住 所 電 話 () 氏名 ()級 建 築 士()登録第()号 ()級 建 築 士()登録第()号 会 ()級 建 築 士() 登録第()号 会 ()級 建 築 士() 登録第()号 会 ()級 建 条 会 ()級 建 条 会 ()級 建 条 会 | | | | | | | | | | | | |
| | | | 記 | | | | | | | | | |
| 工事 | 名 称 | | | | | | | | | | | |
| 現場 | 建築場所 | 区 市 | | | | | | | | | | |
| 確認• | 計画通知、 | 年月日及び番号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 | | | | | |
| 計画 | 変更年月 | 日及び番号 | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 | | | | | |
| 構造 | 木造・S 混構造(| 造・R C 造・ 造+ よ | W R C 造・ S 造)・その他 | | ·造·) | 工事 種別 | 新築・増築・改築 | | | | | |
| 規模 | 地上 | 階·地下 | 階・PH | 階 | 用途 | | | | | | | |
| | 建築面積 | m²·延面積 | m²・最高の高 | 高さ | m | /11/85 | | | | | | |
| る他の | 関築物におν ρ評価方法 βする□にレ | 、て活用してい を記入) | □仕様基準 □モデル建物法 | | 仕様・ 標準入 | | 月法 □標準計算法 | | | | | |
| 他の評価方法を活用している部分 | | | 評価方法 | | 建築物の部分 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

| (第二面) | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|-------------|---|---|-----------|-----|---|--|--|--|--|
| 適合判定通知書建 築 物 エネ消費性 計 価 保計 画 | 年 | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 | | | | |
| 計画変更 | | | | | | | | | | |
| 変更計画書番号—1 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 | | | | |
| 変 更計 画書番号—2 | 年 (変更内容) | 月 | 目 | 適合通知書番号 | 第 | 号 | | | | |
| 変更計画書番号—3 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 | | | | |
| 軽微な変更 | | | | | | | | | | |
| 軽微変更番号等—1 | 年 (変更内容) | 月 | 目 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 | | | | |
| 軽微変更番号等一2 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 | | | | |
| 軽微変更番号等一3 | 年 (変更内容) | 月 | 目 | 軽微な変更説明書番 | 号第 | 号 | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 総合所見 | | | | | | | | | | |

(第三面)

報告内容(以下の項目について申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

| 項目 | | 報告事項 | 照合を行つた設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
|------|-----|------------------------------------|------------|-----------|------|
| 外 | (1) | 外壁、屋根の断熱仕 様及び設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 皮 | (2) | 窓の仕様及び設置状況 (ブラインド及び ひさしの有無を含む。) | | A · B · C | 適・不適 |
| ric: | (1) | 熱源機器の種類、台 数及び設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 空気調 | (2) | 全熱交換器の仕様及 び設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 和設 | (3) | 全熱交換器の自動換 気切替機能の設置状 況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 備 | (4) | 予熱時外気取入れ停 止制御の設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 換気 | (1) | 建物用途に応じた室 の換気設備の仕様及 び設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備 | (2) | 送風量制御の設置状 況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 照明 | (1) | 建物用途に応じた室 の照明器具の仕様及 び設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備 | (2) | 省エネ制御等の設置 状況 | | A • B • C | 適・不適 |

| | | (第四面) | | |
|---|------------------------|-----------|-----------|------------|
| 給 | (1) 建物用途に応じ 用用途の熱源模 | | A · B · C | 適・不適 |
| 湯 | 種類、仕様及で 状況 | が設置 | | 順 * / / 順 |
| 設 | (2) 給湯配管の保証 様及び設置状況 | | A · B · C | 適・不適 |
| 備 | (3) 節湯器具の種類 設置状況 | 頁及び | A · B · C | 適・不適 |
| | 太陽光発電の仕様及 置状況 | とび設 しままれる | A·B·C | 適・不適 |

(注意)

- 1 本様式は、「モデル建物法(小規模版)」により建築物エネルギー消費性能基準への 適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法 律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載 してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに 該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
 - (A:目視による立会確認、B:計測等による立会確認、C:施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。 なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

| | 1,7 | 1 | | | | | | |
|------|---------------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------------|-----------------------|------------------|--------------------------------|-----------------------|
| | 省工 | ネ基準工事監理 | 状況報告書 (| 標準入力 | 刀法等月 | 引) (第- | 一面) | |
| | | ネ基準工事監理 図書に記載の事 | | |) ません | J ₀ | | |
| | 殿 | | | | | | 年 月 | 日 |
| 代表と | なる工事監 | 会社名 氏 名 | | () 新() 新 | 建 | 事務所 築 士 | | |
| | 工事施建築主 | 会社名 氏 名 | | 建記 () 彩 | 電 発業の評 及 建 電 | F可 大E 築 士 | () 豆・知事 第 ()登録第 () | |
| | , L) (| 氏 名 | あつては、そ | の事務所 | | | ` , | の氏名) |
| | | | 記 | | | | | |
| 工事現場 | 名 称 | 区 | | | | | | |
| | 建築場所 | 市 年月日及び番号 | 年 | | | 第 | | |
| | | 中月日及い番号 日及び番号 | 年 | 月 | <u> </u> | 第 | | |
| 構造 | 木造・S 混構造(| 造·RC造· 造+ | W R C 造・ 造)・その他 | | 造・) | 工事種別 | 新築・増築 | ・改築 |
| 規模 | 地上 | 階・地下 | 階・ P | Н | 階 | 用途 | | |
| が引来 | 建築面積 | m²·延面積 | m²·最高@ | の高さ | m | 711,765 | | |
| る他の | 単築物におい)評価方法 áする□にレ | ↑で活用してい を記入) | □仕様基準 □モデル建物 | | | | 法 □標準計算 (小規模版) | 算法 |
| 他の許分 | 平価方法を活 | 舌用している部 | 評価方 | 法 | | 建築 | 5物の部分 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| · 本人/(11) 本人 (11) 本人 | | (| 第二面 | 面) | | |
|-----------------------------|-------------|---|-----|------------|-----|---|
| 適合判定通知書建 築 物 ギ エー 消 費 保 計 画 | · 年 | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 計画変更 | | | | | | |
| 変 更計 画書番号—1 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 変更計画書番号—2 | 年 (変更内容) | 月 | 目 | 適合通知書番号 | 第 | 뭉 |
| 変 更 計 画 書番号一3 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 適合通知書番号 | 第 | 号 |
| 軽微な変更 | | | | | | |
| 軽微変更番号等—1 | 年 (変更内容) | 月 | 目 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| 軽微変更番号等一2 | 年 (変更内容) | 月 | 日 | 軽微な変更説明書番 | 号 第 | 号 |
| 軽微変更番号等一3 | 年 (変更内容) | 月 | 目 | 軽微な変更説明書番 | 号第 | 号 |
| | | | | | | |
| 総合所見 | | | | | | |

(第三面)

報告内容(以下の項目について、申請図書のとおり施工されたことを報告します。)

| 項目 | | 報告事項 | 照合を行つた設計図書 | 確認方法 | 確認結果 |
|----|------|-------------------------------------|------------|-----------|------|
| 外 | (1) | 外壁等を構成してい る建材・塗料等の仕 様及び設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 皮 | (2) | 窓の仕様及び設置状況(ブラインドボックス及びひさしの設置状況を含む。) | | A·B·C | 適・不適 |
| | (1) | 熱源機器の仕様及び 設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| | (2) | 冷暖同時供給の有無 | | A • B • C | 適・不適 |
| | (3) | 熱源機器に係る台数 制御の設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| | (4) | 蓄熱システムの仕様 及び設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 空気 | (5) | 2 次ポンプの仕様 (流量制御方式を含む。) 及び設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 調和 | (6) | 2次ポンプの変流量 制御の設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| 設備 | (7) | 2次ポンプに係る台 数制御の設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| | (8) | 空調機の仕様及び設 置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| | (9) | 空調機ファンの変風 量制御の設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| | (10) | 予熱時外気取入れ停 止制御の設置状況 | | A • B • C | 適・不適 |
| | (11) | 外気冷房制御の有無 | | A • B • C | 適・不適 |

| | | (第四面) | |
|------------------|---|---------------------|------|
| | (12) 全熱交換器の仕様及 び設置状況 | A · B · C | 適・不適 |
| | (13) 全熱交換器の自動切 替機能の設置状況 | $A \cdot B \cdot C$ | 適・不適 |
| 換 | (1) 換気設備(換気代替 空調機を含む。)の 仕様及び設置状況 | $A \cdot B \cdot C$ | 適・不適 |
| 気設 | (2) 換気設備に係る各種 制御(換気代替空調 機を含む。) の設置 | A · B · C | 適・不適 |
| 備 照 明 | 状況 (1) 照明器具の消費電 力、台数及び取付状 | A · B · C | 適・不適 |
| 設備 | 況 (2) 各種制御の設置状況 (在室検知制御等※ 注意7参照) | A · B · C | 適・不適 |
| 給 | (1) 熱源機器の仕様及び 設置状況 | A · B · C | 適・不適 |
| 湯 | (2) 給湯配管の保温の仕 様及び設置状況 | A · B · C | 適・不適 |
| 設 | (3) 節湯器具の仕様及び 設置状況 | $A \cdot B \cdot C$ | 適・不適 |
| 備 | (4) 太陽熱利用設備の仕 様及び設置状況 | $A \cdot B \cdot C$ | 適・不適 |
| 設 昇 降 機 | 昇降機の仕様及び設置状 況 | $A \cdot B \cdot C$ | 適・不適 |
| 発太電 | 太陽光発電の仕様及び設 置状況 | $A \cdot B \cdot C$ | 適・不適 |
| 設備光 | パワーコンディショナの 仕様及び設置状況 | A · B · C | 適・不適 |
| ション設備コージェネレー | コージェネレーションシ ステムの仕様及び排熱利 用先 | A · B · C | 適・不適 |

(第五面)

(注意)

- 1 本様式は、「標準入力法等」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認 した建築物に係る工事監理を対象としています。
- 2 計算対象となる設備等がない場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
- 3 「照合を行つた設計図書」の欄は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法 律施行規則第3条第1項に規定する図書等のうち、工事監理で照合を行つた図書を記載 してください。
- 4 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに 該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。
 - (A:目視による立会確認、B:計測等による立会確認、C:施工計画書等・試験成績書等による確認)
- 5 本様式は、代表となる工事監理者が作成し、2部(正本、副本)提出してください。 なお、確認後1部(副本)は返却しますので、建築主が保管してください。
- 6 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。
- 7 照明設備の在室検知制御等とは、タイムスケジュール制御、初期照度補正制御、昼光 連動調光制御、明るさ感知による自動点滅制御及び照度調整調光制御のことをいいます。

建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る軽微な変更説明書(仕様基準用) (第一面)

年 月 日

殿

申請者氏名

申請に係る住宅の建築物エネルギー消費性能基準への適合について、軽微な変更がありましたので、変更の内容を報告します。

| 1 | 住宅の名称 | |
|-----|-----------------------------|------------|
| 2 | 住宅の所在地 | |
| 3 | 確認済証交付年月日・番号 | |
| 4 | 軽微な変更の内容 | |
| |]建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更 | |
| |]建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規 | 則第5条に該当する |
| | 軽微な変更 | |
| |]外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る | 変更 |
| |]一次エネルギー消費量に関する基準に係る変更 | |
| 5 | 備考 | |
| | | |
| (½ | 注意) | - 1 L 1999 |
| 1 | この説明書は、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の | 受付欄 |
| | 損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関 | |
| | する基準(以下「仕様基準」という。)」を用いた住宅 | |
| | の完了検査申請の際に、申請に係る住宅に軽微な変更が | |
| | あつた場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添 | |
| | 付してください。 | |
| 2 | 「3 確認済証交付年月日・番号」において、省エネ適合 | |
| | 性判定を受けた場合は、省エネ適合性判定年月日・番号 | |
| | を記載してください。 | |
| 3 | 「4 軽微な変更の内容」において、「外壁、窓等を通 | |
| | しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更」に | |
| | チェックした場合には第二面に、「一次エネルギー消費 | |
| | 量に関する基準に係る変更」にチェックした場合は第三 | |
| | 面に必要事項を記入した上で、変更内容を説明するため | |
| | の図書を添付してください。 | |
| 4 | 仕様基準に定める仕様に該当しない変更を行う場合、別途 | |
| | 所管行政庁又は登録省エネ適合性判定機関による適合性 | |
| | 判定が必要となりますので御注意ください。 | |

| (第二面) |
|---|
| [外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更] |
| ・変更内容 |
| □断熱構造とする部分の変更 □外皮の断熱性能等の変更 □開口部の断熱性能等の変更 □その他(|
| ・具体的な変更の記載欄 |
| |
| ・添付図書等 |
| |
| (注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項 については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してく ださい。 |

| | (第三面) |
|-------------------|--------------------------------------|
| [一次エネルギー消 | 費量に関する基準に係る変更] |
| • 変更内容 | |
| □ 暖房設備 | |
| 変更内容記入欄 | |
| | |
| | |
| □ 冷房設備 変更内容記入欄 | |
| | |
| | |
| □ 全般換気設(| ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| 変更内容記入欄 | |
| | |
| | |
| □ 照明設備 | |
| 変更内容記入欄 | |
| | |
| | <u> </u> |
| □ 給湯設備 変更内容記入欄 | |
| 及文门谷癿八佩 | |
| | |
| | |
| • 添付図書等 | |
| | |
| | |
| (注意) | |
| 1 - 1 - 1 | は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをし |
| た設備については、 | 変更内容記入欄に概要を記入した上で、変更内容を示す図書を |
| 添付してください。 | |
| | |
| | |

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(仕様・計算併用法用)

(第一面)

年 月 日

殿

申請者氏名

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(同規則第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

| | J在版: な久人が ひ / よ したり く、 報日 しよ / 。 |
|-------------------|----------------------------------|
| 1 住宅の名称 | |
| 2 住宅の所在地 | |
| 3 省エネ適合性判定年月日・番号 | |
| 4 仕様・計算併用法の種別 | □外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費 |
| | 性能が標準計算法 |
| | □外皮性能が標準計算法、一次エネルギー消 |
| | 費性能が仕様基準 |
| 5 軽微な変更の内容 | |
| [仕様基準] | |
| □外壁、窓等を通しての熱の損失の | の防止に関する基準に係る変更 |
| □一次エネルギー消費量に関する表 | 基準に係る変更 |
| [標準計算法] | • |
| □A 省エネ性能等を向上させるご | 又は当該性能に影響を及ぼさない変更 |
| □B 一定範囲内でエネルギー消費 | 費性能を低下させる変更 |
| | 明らかな変更(建築物の用途や計算方法の変更 |
| を除く。) | |
| 6 備考 | |
| | |
| | |
| (注意) | ~ / / Jun |
| 1 この説明書は、完了検査申請の際 | 祭に、申請に係る建築物の 受付欄 受付欄 |
| 建築物エネルギー消費性能確保計 | 画に軽微な変更があつた |
| 場合に、完了検査申請書の第三面の |)別紙として添付してくだ |
| さい。 | |
| 2 「5 軽微な変更の内容」におい | いて、「外壁、窓等を通 |
| しての熱の損失の防止に関する基準 | 準に係る変更」にチェッ |
| クした場合には第二面に、「一次: | エネルギー消費量に関す |
| る基準に係る変更」にチェックした | た場合は第三面に必要事 |
| 項を記入した上で、変更内容を説 | 明するための図書を添付 |
| してください。Aにチェックした | 場合には第四面に、Bに |
| チェックした場合には第五面に必 | 要事項を記入した上で、 |
| 変更内容を説明するための図書を流 | 添付してください。Cに |
| チェックした場合には軽微変更該 | 当証明書及びその申請に |
| 要した図書を添付してください。 | |

| (第二面) |
|---|
| [外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に係る変更] |
| ・変更内容 |
| □断熱構造とする部分の変更 □外皮の断熱性能等の変更 □開口部の断熱性能等の変更 □その他(|
| ・具体的な変更の記載欄 |
| |
| ・添付図書等 |
| |
| (注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項 については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してく ださい。 |

| | (第三面) |
|----------|-------------------------------|
| 一次エネルギー洋 | 背量に関する基準に係る変更] |
| • 変更内容 | |
| □ 暖房設備 | |
| 変更内容記入欄 | |
| | |
| | |
| □ 冷房設備 | |
| 変更内容記入欄 | |
| | |
| | |
| □ 全般換気設 | 備 |
| 変更内容記入欄 | |
| | |
| | |
| □ 照明設備 | |
| 変更内容記入欄 | |
| | |
| | |
| □ 給湯設備 | |
| 変更内容記入欄 | |
| | |
| | |
| • 添付図書等 | |
| 120月4 | |
| | |
| | |
| (注意) | |
| | は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをし |
| | 、変更内容記入欄に概要を記入した上で、変更内容を示す図書を |
| 添付してください | 0 |
| | |

| | 兀 | ヹ゚ |
|----|---|-------|
| しま | ᄱ | IHI / |

[A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

| • 変更内容 |
|---------------------------------------|
| 次の①から④までに該当する変更 |
| □①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しな |
| い変更(外皮面積が変わらない場合に限る。)又は開口部面積が増加しない変 |
| 更 |
| □②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 |
| □③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の |
| 変更を含む。) |
| □④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 |
| ・上記変更内容についての具体的な内容 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| ・添付図書等 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| (沙立) |
| (注意) |
| 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項 |
| については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してく |
| ださい。 |

| (第五面) |
|---|
| [B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更] |
| ・変更前のBEI= () ≦0.9 |
| ・変更内容 |
| 次の①又は②に該当する変更 |
| |
| 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない 増減 |
| ・変更前のU _A 値= () ≦ () ×0.9、 |
| 変更前の η Λ |
| □ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか |
| □ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 □ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性 |
| 能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材を なくす変更 |
| □ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の |
| 開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 |
| □ 基礎断熱の基礎形状等の変更 |
| ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| ・添付図書等 |
| |
| |
| |
| (注意) |
| 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項 については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してく |
| ださい。 |
| |

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(標準計算法用) (第一面) 年 月 日 殿 申請者氏名 申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(同規則第9条第2項において準用する場 合を含む。) に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。 1 住宅の名称 2 住宅の所在地 3 省エネ適合性判定年月日・番号 4 変更の内容 □A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 □B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 □C 再計算によつて基準適合が明らかな変更(建築物の用途や計算方法の変更 を除く。) 5 備考 (注意) 受付欄 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の 建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった 場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してくだ さい。 2 「4 変更の内容」において、Aにチェックした場合には 第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入 した上で、変更内容を説明するための図書を添付してくださ い。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその

(日本産業規格A列4番)

申請に要した図書を添付してください。

(第二面)

[A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更]

| ・変更内容 |
|---------------------------------------|
| 次の①から④までに該当する変更 |
| □①外皮の各部位の熱貫流率若しくは線熱貫流率若しくは日射熱取得率が増加しな |
| い変更(外皮面積が変わらない場合に限る。)又は開口部面積が増加しない変 |
| 更 |
| □②通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 |
| □③空気調和設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法等の |
| 変更を含む。) |
| □④エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設 |
| ・上記変更内容についての具体的な内容 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| ・添付図書等 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| (注意) |
| 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項 |
| |

| (第三面) |
|---|
| [B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更] |
| ・変更前のBEI= ()≦0.9 |
| ・変更内容 |
| 次の①又は②に該当する変更 □ ① 床面積 |
| 主たる居室、その他の居室又は非居室の床面積について、それぞれ10%を超えない |
| 増減 |
| ・変更前のU _A 値= () ≦ () ×0.9、 変更前のη _{AC} 値= () ≤ () ×0.9 |
| □ ② 外皮に係る変更で以下のいずれか |
| □ 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更 □ 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性 能、日射遮蔽性能若しくはその両方が低下する変更又は日射遮蔽部材を なくす変更 □ 変更する外皮の面積の合計が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の 開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 |
| □ 基礎断熱の基礎形状等の変更 |
| ・上記□チェックについて具体的な変更の記載欄 |
| |
| ・添付図書等 |
| |
| (注意) 変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項 については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してく ださい。 |

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(非住宅) (第一面) 年 月 日 殿 申請者氏名 申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(同規則第9条第2項において準用する場 合を含む。) に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。 1 建築物等の名称 2 建築物等の所在地 3 省エネ適合性判定年月日・番号 4 変更の内容 □A 省エネ性能等を向上させる又は当該性能に影響を及ぼさない変更 □B 一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更 □C 再計算によつて基準適合が明らかな変更(建築物の用途や計算方法の変更 を除く。) 5 備考 (注意) 受付欄 1 この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の 建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった 場合に、完了検査申請書の第三面の別紙として添付してくだ さい。 2 「4 変更の内容」において、Aにチェックした場合には 第二面に、Bにチェックした場合は第三面に必要事項を記入 した上で、変更内容を説明するための図書を添付してくださ い。Cにチェックした場合には軽微変更該当証明書及びその

(日本産業規格A列4番)

申請に要した図書を添付してください。

| _ | (第二面) |
|---|---|
| | [A 省エネ性能が向上する変更] |
| | ・変更内容 |
| | □建築物の高さ又は外周長の減少 □外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 □空気調和設備等の効率的利用の向上又は損失の低下となる変更(制御方法等の変更を含む。) □エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設□その他(|
| | ・上記変更内容についての具体的な内容 |
| | |
| | ・添付図書等 |
| | |

(注意)

変更内容は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

| | (<i>E</i> | 第三面) | |
|---|---------------------------------------|--------|------|
| [B 一定範囲内の省 | エネ性能が減少する | 変更] | |
| 変更前のBEI= | () ≦ (|) ×0.9 | |
| ・変更となる設備の | 概要 | | |
| 空気調和設 変更内容記 <i>力</i> | | | |
| 世 機械換気設 変更内容記力 | | | |
| □ 照明設備 □ 変更内容記 <i>〕</i> | √欄 | | |
| □ 給湯設備 □ 変更内容記 <i>〕</i> | 、欄 | | |
| □ 太陽光発電 変更内容記 <i>〕</i> | | | |
| • 添付図書等 | , | | |
| 口亚面図 口立面図 | ───────────────────────────────────── | | まシート |
| □平面図 □立面図 □断面図 □仕様書 □機器表 □仕様シート □その他() | | | |
| (注意) 変更となる設備は、該当するもの全てにチェックをすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第三面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 | | | |

| (第三面 別紙1) |
|--|
| [空気調和設備関係] |
| 次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」 又は「性能が向上する変更」である場合 |
| イ 外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加 かつ窓の平均日射熱取得率 について5%を超えない増加 |
| ・外壁の平均熱貫流率について5%を超えない増加の確認 |
| 変更内容 □断熱材種類 □断熱材厚み 変更する方位 □全方位 □一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率()% |
| ・窓の平均熱貫流率について5%を超えない増加 |
| 変更内容 □ガラス種類 □ブラインドの有無 変更する方位 □全方位 □一部方位のみ(方位) 変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前() 変更後() 増加率()% |
| ロ 熱源機器の平均効率について10%を超えない低下 |
| ・平均熱源効率(冷房平均COP) |
| 変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前() 変更後() 減少率()% |
| ・平均熱源効率(暖房平均COP) |
| 変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前() 変更後() 減少率()% |

| (第三面 別紙2) |
|--|
| [換気設備関係] |
| 評価の対象となる室の用途ごとに、次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合 |
| イ 送風機の電動機出力について10%を超えない増加 |
| 室用途() 変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前() 変更後() 増加率()% |
| 室用途() 変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 変更前・変更後の送風機の電動機出力 変更前() 変更後() 増加率()% |
| ロ 計算対象床面積について5%を超えない増加(室用途が「駐車場」又は「厨房」 である場合のみ) |
| 室用途 (駐車場) 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () % |
| 室用途 (厨房) 変更前・変更後の床面積 変更前 () 変更後 () 増加率 () % |

| (第三面 別紙3) |
|---|
| [照明設備関係] |
| 評価の対象となる室の用途ごとに、次の変更に該当し、かつ、これ以外について は「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合 |
| 単位床面積当たりの照明器具の消費電力について10%を超えない増加 |
| 室用途() 変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力 変更前() 変更後() 増加率()% |
| 室用途() 変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力 変更前() 変更後() 増加率()% |
| 室用途() 変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力 変更前() 変更後() 増加率()% |
| 室用途() 変更内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 変更前・変更後の単位床面積当たりの消費電力 変更前() 変更後() 増加率()% |

| | (第三面 別紙4) |
|--------|--|
| [給湯設 | 2備関係] |
| | 面の対象となる湯の使用用途ごとに、次の変更に該当し、かつ、これ以外につは「変更なし」又は「性能が向上する変更」である場合 |
| 給湯 | 易機器の平均効率について10%を超えない低下 |
| 変更片変更前 | 使用用途() 内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 前・変更後の平均効率 前() 変更後() 減少率()% |
| 変更卢変更前 | 使用用途() 内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 前・変更後の平均効率 前() 変更後() 減少率()% |
| 変更片変更前 | 使用用途() 対容 □機器の仕様変更 □台数の増減 前・変更後の平均効率 前() 変更後() 減少率()% |
| 変更卢 | 使用用途() 内容 □機器の仕様変更 □台数の増減 前・変更後の平均効率 |

) 減少率()%

変更前 () 変更後 (

| (第三面 別紙5) |
|---|
| [太陽光発電関係] |
| 次のイ又はロのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」 又は「性能が向上する変更」である場合 |
| イ 太陽電池アレイのシステム容量について2%を超えない減少 |
| 変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値() 変更後 システム容量の合計値() 変更前・変更後のシステム容量減少率()% |
| ロ パネル方位角について30度を超えない変更又は傾斜角について10度を超えない 変更 |
| パネル番号 () パネル方位角 □30度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 □10度を超えない変更 () 度変更 |
| パネル番号 () パネル方位角 □30度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 □10度を超えない変更 () 度変更 |

2 1 \mathcal{O} $\sum_{}$ 規 $\overset{\sim}{\smile}$ 経 施 定 \bigcirc 過 \mathcal{O} 行 に 規 措 規 期 ょ 則 則 置 日 り \mathcal{O} は ` 調 施 製 行 令 L \mathcal{O} 和 た 七 際 用 年 紙 ک 兀 で \mathcal{O} 月 現 規 に 則 日

付

則

な

お

使

用

す

る

ک

と

が

で

き

る

残

存

す

るも

 \mathcal{O}

に

0

いて

は

所要

 \mathcal{O}

修

正

を

加

え

に

ょ

る

改

正

前

 \mathcal{O}

東京

都 北

区建

築

基

準

法

施

行

細則

カュ

5

施

行

す

る。

- 63 -

公布する。

令和七年三月二十八日

京都北区長

東

田

Щ

加奈

子

東 京 都 北 区 都 市 0) 低 炭 素 化 0) 促 進に 関 す る 法 律 施 行 細 則 0) 部 を 改 正 す る 規 則 を

東京都北区規則第三十七号

東 京 都 北 区 都 市 \bigcirc 低 炭 素 化 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 規

則

京

都 東 北 京 区 都 北 規 則 区 第 都 六 市 + \mathcal{O} 九 低 号 炭 素 \mathcal{O} 化 \mathcal{O} 部 促 を 進 次 12 関 \mathcal{O} ょ す う る に 法 改 律 正 施 す 行 る 細 則 平 成 十 兀 年 + 月 東

 \mathcal{O} 工 第 三 ネ 条 ル ギ 第 消 項 費 中 性 能 建 \mathcal{O} 築 向 物 上 \mathcal{O} 等 工 に ネ 関 ル す ギ る 法 消 律 費 性 能 に \mathcal{O} 向 上 第 に + 関 五. 条 す 第 る 法 項 律 を を 建 第 + 築 兀 物

条

第

項

に

改

8

る

げ に 該 \Diamond 基 建 る 第 づ 築 建 五. < 物 築 条 \mathcal{O} 第 t が 物 審 查 \mathcal{O} 構 に _ 造 係 項 に 限 関 る \mathcal{O} 中 下 る 係 t 規 に 特 \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 定 が に う 又 構 特 適 5 は 造 合 建 計 定 構 す 構 築 算 造 る 造 物 基 ۲ 計 設 \mathcal{O} 準 算 計 لح 計 又 基 を は 画 準 構 級 若 造 建 建 を 設 築 L 築 < 計 士 基 特 は \mathcal{O} 潍 定 級 構 特 法 構 建 造 定 第 造 増 築 設 計 計 改 士 + 算 築 が に 条 基 第 構 確 基 準 造 認 若 づ _ 計 L < 項 L 算 た ŧ 第 < 基 構 \mathcal{O} 兀 は 準 造 号 又 12 に 設 は に 当 適 計 掲 改

記 第 号 様 式 及 び 第 号 様 式 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 \Diamond る

合

す

る

カン

تلح

う

カン

 \mathcal{O}

審

査

を

加

え

る

別

認定申請

手数料額計算書

(都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による申請)

| 1 | 申請の対象とする範囲 (該当する□にレを記入) | □ 建築物全体□ 複合建築物の非住宅部分□ 複合建築物の住宅部分 |
|---|----------------------------|--|
| 2 | 計画の評価方法 (該当する□にレを記入) | 住宅部分: □ 誘導仕様基準 □ 仕様・計算併用法 □ 標準計算法 |
| | | 非住宅部分: □ モデル建物法 □ 標準入力法等 |

3 手数料額の計算

| 申請の種類 | 申請の種類(該当する口にレを記入) | | 適合証がある場合 | | 適合証がない場合 | |
|-----------------|----------------------------------|----------------|------------|--|-------------|---|
| □一戸建て住宅 | | | 別表第一の二 | $\longrightarrow \mathcal{O}(\longrightarrow)\mathcal{O}(1)$ | 別表第一の二 | $-\mathcal{O}(\Box)\mathcal{O}(1)$ |
| | | m^2 | | 円 (a) | | 円 (A) |
| □一戸建て住 宅以外の建 | 住宅部分の床面積の合 | | 別表第一の二 | $-\mathcal{O}(-)\mathcal{O}(2)\mathcal{O}$ | 別表第一の二ア | $-\mathcal{O}(\Box)\mathcal{O}(2)\mathcal{O}$ |
| 築物 | 計画領の日 | m^2 |) | 円 (b) |) | 円 (B) |
| | 住戸の数が 一である物 合建築物の 住宅部分の | | 別表第一の二 | $-\mathcal{O}(-)\mathcal{O}(1)$ | 別表第一の二 | $-\mathcal{O}\Box\mathcal{O}(1)$ |
| | 床面積 | m^2 | | 円(c) | | 円(C) |
| | 非住宅部分 の床面積の 合計 | m^2 | 別表第一の二イ | ーの(-)の(2)の 円(d) | 別表第一の二イ | ーの口の(2)の 円(D) |
| | | | (b)+(d)又は(| c) + (d) | (B)+(D)又は(C | (C) + (D) |
| | | 計 | | 円 | | 円 |

合計

円

(注意)

- 1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号 に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。
- 2 「別表第一の二」とは、東京都北区手数料条例別表第一の二を指す。
- 3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。

変更認定申請

手数料額計算書

(都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定による申請)

| 1 | 申請の対象とする範囲 (該当する□にレを記入) | □ 建築物全体□ 複合建築物の非住宅部分□ 複合建築物の住宅部分 |
|---|----------------------------|--|
| 2 | 計画の評価方法 (該当する□にレを記入) | 住宅部分: 誘導仕様基準 仕様・計算併用法 標準計算法 |
| | | 非住宅部分: □ モデル建物法 □ 標準入力法等 |

3 手数料額の計算

| 申請の種類 | 申請の種類(該当する口にレを記入) | | 適合証がある場合 | 適合証がない場合 |
|-----------------|----------------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| □一戸建て住宅 | | 別表第一の二 二の(一)の(1) | 別表第一の二 二の口の(1) | |
| | | m^2 | 円(a') | 円(A') |
| □一戸建て住 宅以外の建 | 住宅部分の床面積の合 | | 別表第一の二 二の(一の(2)のア | 別表第一の二 二の口の(2)のア |
| 築物 | 計 | m^2 | 円(b') | 円(B') |
| | 住戸の数が 一である複 合建築物の 住宅部分の | | 別表第一の二 二の(一)の(1) | 別表第一の二 二の口の(1) |
| | 床面積 | m^2 | 円 (c') | 円(C') |
| | 非住宅部分の床面積の | | 別表第一の二 二の(-)の(2)のイ | 別表第一の二 二の口の(2)のイ |
| | 合計 | m^2 | 円 (d') | 円(D') |
| | | | (b')+(d')又は(c')+(d') | (B') + (D') |
| | | 計 | 円 | 円 |

合計

(注意)

1 「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。

円

- 2 「別表第一の二」とは、東京都北区手数料条例別表第一の二を指す。
- 3 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する第54条第2項の規定 に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。

- 4 -

令和七年三月二十八日

京都北区長

東

田加

Щ

奈子

東 京 都 北 区 建 築 物 \bigcirc エ ネ ル ギ] 消 費 性 能 \mathcal{O} 向 上 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 \bigcirc 部 を 改

正 す

る

規

則

を

公

布

す

る。

東京都北区規則第三十八号

東 京 都 北 区 建 築 物 \mathcal{O} 工 ネ ル ギ 消 費 性 能 \mathcal{O} 向 上 12 関 す る 法 律 施 行 細 則 \mathcal{O} 部

を改正する規則

八 年 東 七 京 月 都 東 北 京 区 都 建 北 築 X 物 規 \mathcal{O} 則 工 第 ネ 七 ル + ギ 兀 뭉 消 費 \mathcal{O} 性 能 部 \mathcal{O} を 向 次 上 12 \mathcal{O} ょ 関 う す に る 改 法 正 律 す 施 る 行 細 川 平 成 +

題名を次のように改める。

法 能 物 建 律 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 築 施 向 工 -- 物 行 上 東 ネ 条 令 に 中 京 \mathcal{O} ル 関 工 ギ 都 _ ネ に す 北 は ル る 消 区 費 ギ 法 建 建 建 律 性 築 築 消 築 施 能 物 物 費 物 行 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 性 \mathcal{O} 令 工 工 向 能 _ 工 上 ネ ネ 等 \mathcal{O} ネ を ル ル に ギ ギ 向 ル _ 上 ギ 関] 建 等] 築 す 消 消 に 消 費 費 物 る 関 性 費 法 性 \mathcal{O} す 性 工 律 能 能 能 ネ \mathcal{O} \mathcal{O} る 法 \mathcal{O} 向 ル に 向 ギ 上 律 上 向 等 施 上 に に に 消 関 行 建 関 費 す 関 規 築 す 則 す 性 物 る る 能 法 る \mathcal{O} に 法 律 法 \mathcal{O} 工 _ 改 律 律 向 ネ 上 施 \Diamond 施 ル な る 行 等 ギ _ 行 規 に 細 は 則 関 消 則 す 費 建 性 を る 築

第 \equiv 条 \mathcal{O} 表 以 外 \mathcal{O} 部 分 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る

適 لح 物 請 合 法 1 工 す う 以 ネ 第 \equiv 下 る ル か ギ + ど を 条 計 う 消 第 L 画 費 か ょ 認 う に 性 定 項 と 能 申 \mathcal{O} 0 す 向 請 規 11 7 る 上 定 者 計 と に 申 は 画 ょ 11 請 \mathcal{O} う る を 0 当 変 建 す $\overline{}$ 該 更 築 る 申 \mathcal{O} 又 物 前 請 認 は 工 に が 定 法 ネ 法 \mathcal{O} 第 ル 次 第 三 申 ギ \mathcal{O} 請 + 表 + _ 消 \mathcal{O} 費 条 以 条 上 第 性 下 第 欄 能 に 項 計 項 向 掲 に 画 \mathcal{O} 上 げ 規 変 規 計 る 定 更 定 画 区 す 認 に \mathcal{O} 分 る ょ 定 認 に 基 申 る 定 応 準 請 建 \mathcal{O} ľ に 築 申

同 表 \mathcal{O} 下 欄 に 定 \Diamond る 機 関 \mathcal{O} 審 査 を 受 け る لح が で き る

第 三 条 \mathcal{O} 表 中 第 十 五 条 第 項 を _ 第 十 兀 条 第 項 _ に 改 8 る

+ 第 三 条 第 条 \mathcal{O} 項 中 \mathcal{O} 規 \neg 定 適 に 合 ょ 性 る 判 建 定 築 物 計 画 工 ネ 変 更 ル ギ 適 合 消 性 費 判 性 定 _ 能 滴 を 合 性 法 判 第 定 十 --- 以 条 下 第 項 適

ギ 定 と 1 う 法 第 十 条 第 項 又 は 第 + 条 第 三 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 建 築 物 工 ネ ル

合

性

判

又

は

第

画 変 更 消 費 適 合 性 性 能 判 確 定 保 _ 計 لح 画 \mathcal{O} 11 う 変 更 に 係 る に 建 築 _ 物 基 工 潍 ネ 適 ル 合 ギ 認 定 消 費 申 請 性 又 能 は 適 合 軽 微 性 変 判 更 定 証 以 明 下 を 計

な \neg 変 又 更 は に 省 令 該 当 第 + L 三 7 1 条 る \mathcal{O} $\sum_{}$ 規 と 定 \mathcal{O} に 証 ょ る 明 建 $\overline{}$ 以 築 下 物 工 軽 ネ 微 ル 変 ギ 更 消 証 明 費 _ 性 لح 能 1 確 う 保 0 計 画 \mathcal{O} に 変 改 更 8 が る 軽 微

第 兀 条 \mathcal{O} 前 \mathcal{O} 見 出 L を 削 n 同 条 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond る 0

建 築 物 工 ネ ル ギ 1 消 費 性 能 確 保 計 画 に 添 付 す る 図 書

匹 条 省 令 第 \equiv 条 第 項 に 規 定 す る 所 管 行 政 庁 が 必 要 لح 認 8 る 図 書 は 次 に 掲 げ

る ŧ) \mathcal{O} لح す る

第

基 潍 申 に 請 適 に 合 係 す る る 建 築 と 物 を 工 示 ネ す ル 次 ギ に 撂 消 げ 費 性 る 書 能 類 確 保 \mathcal{O} 計 11 ず 画 が n カン 建 を 築 有 物 す 工 る ネ 場 ル 合 ギ に は 消 費 当 性 該 能

書 類

T 知 に 住 宅 係 る 品 住 質 宅 確 保 が 建 法 築 第 物 六 工 条 ネ 第 ル ギ 項 に 消 規 費 定 性 す 能 る 基 設 準 計 に 住 宅 適 合 性 す 能 る 評 住 価 宅 書 と 同 提 等 出 以 又 上 は

 \mathcal{O}

通

义

付

2

号

様

式

 \mathcal{O}

計

画

変

更

滴

合

性

判

定

 \mathcal{O}

場

合

に

限

る

手

数

料

額

計

算

書

別

記

第

_

号

様

式

適

合

性

判

定

 \mathcal{O}

場

合

に

限

る

0

又

は

別

記

第

工

都

市

 \mathcal{O}

低

炭

素

化

 \mathcal{O}

促

進

に

関

す

る

法

律

平

成

+

兀

年

法

律

第

八

+

兀

号

第

五.

認

書

以

下

長

期

使

用

構

造

等

確

認

書

と

1 う

又

は

そ

 \mathcal{O}

写

L

十

兀

条

第

項

に

規

定

す

る

認

定

 \mathcal{O}

涌

知

書

以

下

低

炭

素

建

築

物

認

定

通

知

書

لح

- 3 -

1

う

 $\overline{}$

又

は

そ

 \mathcal{O}

写

L

才

法

第

三

+

条

第

項

12

規

定

す

る

認

定

 \mathcal{O}

通

知

書

以

下

性

能

向

上

計

画

認

定

通

知

書

_

と

1

う

又

は

そ

 \mathcal{O}

写

L

ウ

住

宅

品

質

確

保

法

第

六

条

 \mathcal{O}

第

三

項

に

規

定

す

る

長

期

使

用

構

造

等

で

あ

る

旨

 \mathcal{O}

確

j

0

又

は

そ

 \mathcal{O}

写

L

六

条

第

項

に

規

定

す

る

認

定

 \mathcal{O}

通

知

書

以

下

_

長

期

優

良

住

宅

認

定

通

知

書

と

11

1

長

期

優

良

住

宅

 \mathcal{O}

普

及

 \mathcal{O}

促

進

に

関

す

る

法

律

亚

成

+

年

法

律

第

八

+

七

号

第

工

ネ

ル

ギ

消

費

性

能

を

有

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

で

あ

る

旨

 \mathcal{O}

設 計

住

宅

性

能

評

価

に

限

る

0

以 下

設

計

住

宅

性

能

評

価

書

_

と

1

う

又

は

そ

 \mathcal{O}

写

省

第

 \equiv

条

第

三

項

 \mathcal{O}

所

管

行

政

庁

が

不

要

لح

認

 \Diamond

る

义

書

は

前

項

第

묽

 \mathcal{O}

書

類

を

添

令

す

る

場

書

合

お

1

て

省

令

第

三

条

第

項

に

掲

げ

る

义

書

 \mathcal{O}

う

5

区

長

が

不

要

と

認

 \Diamond

る

12

す る

لح

区

都

北

手 数

料

条

例

平

成 +

年

 \equiv

月

東

京

都

北

3

東

京

区 条 例 第 十 号

別 表 第

义 第 書 \mathcal{O} ŧ 第 当 げ ア \mathcal{O} 五. 号 \equiv 五 係 に 1 省 \mathcal{O} 記 \equiv _ 第 る 係 該 る لح 令 に 条 手 申 条 \mathcal{O} \equiv す 第 計 る 数 住 登 書 基 請 第 に 掲 を 宅 げ 複 号 画 申 料 録 類 準 に る 付 見 \mathcal{O} + 項 数 様 品 性 に 係 L 出 る 部 認 請 額 中 質 条 L 建 式 定 を 計 能 適 る 义 (-)と 除 書 築 \mathcal{O} 申 算 確 判 合 建 第 同 \mathcal{O} 定 す 第 物 請 < 書 保 築 条 L لح 項 0 \equiv に に \mathcal{O} 法 機 る 物 項 第 7 す 及 $\overline{}$ $\sum_{}$ + 係 係 場 別 第 関 に る び 工 \equiv 条 る る 合 記 六 に لح ネ 規 項 \mathcal{O} 第 計 申 に 場 第 条 ょ を ル 定 を 建 \mathcal{O} 三 第 る ギ 部 画 限 合 示 す 次 築 請 項 変 に 号 技 す 物 を る る \mathcal{O} (-)0 更 除 限 様 項 術 次 消 ょ 所 工 \mathcal{O} 費 を 認 < る 式 に 的 に 管 う ネ 項 0 定 規 に 審 掲 性 に \mathcal{O} 行 ル 三 申 定 査 第 别 げ 能 政 改 ギ 規 す 適 る 庁 定 請 記 向 \Diamond \mathcal{O} + 場 合 書 上 消 す \mathcal{O} 第 別 計 る が る 0 場 合 設 必 費 記 証 類 計 る 条 画 第 合 に 号 第 認 計 \mathcal{O} 要 性 区 画 لح \equiv に 限 -- 定 住 1 が 能 長 様 限 宅 ず が 項 式 号 申 法 向 る 認 _ 0 る 様 第 上 請 性 れ \Diamond 定 \equiv 式 に 計 能 カン る 計 \Diamond $\overline{}$ 又 \mathcal{O} 別 評 を + 义 画 る 画 は 変 兀 記 価 有 条 書 \mathcal{O} 書 第 す 第 别 更 第 書 は 認 類 $\overline{}$ 記 認 複 \mathcal{O} る 定 は __ + 第 定 数 号 写 場 項 次 に \equiv に

項

を

_

第

+

条

第

項

_

に

改

 \Diamond

同

条

第

三

項

中

 \neg 别

表

第

 \mathcal{O}

 \equiv

 \mathcal{O}

__

 \mathcal{O}

下

に

兀

 \mathcal{O}

条

第

申

請

别

号

様

式

建

築

物

に

様

式

 \mathcal{O}

兀

L

合

に

は

各

号

に

掲

掲

げ

る

添

付

す

る

第

__

項

第

部一の項及び」を加える。

第 六 条 第 項 中 建 築 基 準 法 _ \mathcal{O} 下 に \neg 昭 和 + 五. 年 法 律 第 百 号 を

加える。

第 七 条 中 别 記 第 兀 号 様 式 を 別 記 第 三 号 様 式 に 改 \Diamond る

第 八 条 \mathcal{O} 見 出 L 中 \neg 計 画 認 定 申 請 を 適 合 性 判 定 \mathcal{O} 提 出 に 改 \Diamond 同 条 第 三 項

中 _ 第 _ 項 \mathcal{O} 下 に \neg 及 U 第 項 _ を 加 え 同 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る _ を 削 り 同 項 を

同 同 項 条 を 第 兀 同 条 項 第 と \equiv L 項 と 同 L 条 第 同 条 項 第 中 項 别 中 記 \neg 第 別 六 記 号 第 様 五. 式 号 _ 様 を 式 別 を 記 第 別 五 記 号 第 様 兀 式 号 様 に 式 改 \mathcal{O} \Diamond

改 \Diamond 同 項 を 同 条 第 項 لح L 同 条 に 第 _ 項 と L 7 次 \mathcal{O} 項 を 加 え る

に

又 は 適 合 通 性 知 に 判 対 定 す 又 る は 適 計 合 画 判 変 定 更 通 適 知 合 書 性 を 判 交 定 付 を す 提 る 出 前 又 に は 通 ک 知 し n た 5 者 \mathcal{O} 提 は 出 又 区 は 長 通 が 知 当 を 該 取 提 ŋ 出

下 げ ょ う لح す る と き は 取 下 げ 届 $\overline{}$ 别 記 第 兀 号 様 式 \mathcal{O} 正 本 及 び 副 本 に ょ り 区 長

に届け出なければならない。

第 九 条 中 第 + 八 条 第 + 兀 項 _ を 第 十 八 条 第 + 五. 項 _ に \neg 別 記 第 七 号 様 式

を 第 \neg + 别 記 条 中 第 六 _ に 号 様 規 式 定 _ す る に 改 を \Diamond る \mathcal{O} 規 定 に ょ り 法 第 三 十

と 築 き 物 は 工 ネ そ ル \mathcal{O} ギ 変 更 消 後 費 \mathcal{O} 性 能 ŧ \mathcal{O} 向 上 以 計 下 画 \neg 認 法 定 第 \equiv 建 + 築 物 工 条 第 ネ ル ギ 項 条 \mathcal{O} 消 第 規 費 定 性 に 項 能 ょ \mathcal{O} 向 る 認 上 変 定 計 更 を 受 画 が あ け لح た 0 1 た 建

う に ` 基 づ < 工 ネ ル ギ 消 費 性 能 \mathcal{O} 層 \mathcal{O} 向 上 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 建 築 物 \mathcal{O} 新 築 等 \mathcal{O} 状 況 に

関 L _ に 别 記 第 八 号 様 式 _ を \neg 别 記 第 七 뭉 様 式 に 改 \Diamond る

様 に 式 改 第 + \mathcal{O} \Diamond \sqsubseteq 条 同 項 第 に ` を 同 項 \neg 别 条 中 記 第 _ 様 三 前 式 項 項 第 لح 三 L を 十 \neg 六 前 同 _ 条 を 第 項 别 項 に ` 中 記 様 \neg 式 别 認 第 定 記 三 第 建 + 九 築 무 主 _ 様 に 改 式 を \Diamond \neg を 届 同 出 _ 項 別 を を 記 L 第 た 同 条 八 者 号 第

項

لح

L

同

条

に

第

_

項

と

L

7

次

 \mathcal{O}

項

を

加

え

る

0

又 き 主 は は は 適 省 合 令 建 性 建 别 築 築 判 記 定 取 物 様 1) 工 又 式 B ネ は 第 \Diamond ル 計 十 ギ 届 画 三 変 に 别 消 更 ょ 記 費 適 る 性 合 第 能 性 適 八 合 号 判 確 判 様 保 定 計 定 式 に 係 通 画 る 知 \mathcal{O} に 適 書 正 基 合 を づ 本 及 < 判 添 付 び 建 定 L 副 築 通 て 本 物 知 に \mathcal{O} 書 区 建 \mathcal{O} 長 省 築 交 に 令 を 付 届 别 取 を け 記 ŋ 受 出 様 Þ け な 式 た \Diamond け 第 る 建 三 と n 築

ば な 6 な 1 0

記

第

を

_

記

第

九

号

に

 \Diamond

同

条

第

号

中 _ 項 第 第 _ + 別 + 又 三 記 は 第 条 第 条 + \mathcal{O} 第 + 見 出 号 __ 号 条 L 様 中 式 第 中 別 項 特 を 定 _ を 建 别 + 記 号 築 _ 第 第 様 物 + 等 + 式 号 五 に 様 条 係 式 第 る _ _ 别 項 を に _ 削 改 \Diamond に n る 様 同 \neg 别 条 式 _ 記 第 第 _ 十 項 改 中 묽 _ 様 第 式 + \mathcal{O} 七 条 第

第 第 + + 五 兀 条 条 を 中 削 _ る 别 記 第 + 三 뭉 様 式 を _ 別 記 第 + 뭉 様 式 に 改 \Diamond

を

_

别

記

第

+

号

様

式

 \mathcal{O}

__

に

改

 \Diamond

同

条

第

項

を

削

る

る

改 + に 8 六 改 第 号 + \Diamond 六 様 同 条 式 条 同 第 条 第 三 第 を 項 _ 項 中 别 項 第 記 中 別 第 号 記 十 别 中 第 三 記 + 号 第 别 七 様 十 表 号 式 第 五. 様 _ 묶 __ 式 に 様 \mathcal{O} 三 式 を \mathcal{O} 第 を 別 \mathcal{O} 記 条 别 項 第 第 記 + _ 第 を 十 兀 項 号 別 様 号 表 を 式 様 第 _ _ 式 第 三 _ \mathcal{O} に 三 改 条 に \Diamond 第 \mathcal{O} 項 别 \mathcal{O} 同 条 記 項 第 に に

4 手 数 料 条 例 别 表 第 \mathcal{O} 三 \mathcal{O} 六 \mathcal{O} 部 (-) \mathcal{O} 項 に 規 定 す る 区 長 が 定 \Diamond る 書 類 は 次 に

次

 \mathcal{O}

項

を

加

え

る

掲

げ

る

書

類

لح

す

る

設 長 計 期 優 住 良 宅 性 住 宅 能 評 認 定 価 書 通 知 又 書 は そ 又 は \mathcal{O} そ 写 L \mathcal{O} 写 L

長 期 使 用 構 造 等 確 認 書 又 は そ \mathcal{O} 写 L

性 低 能 炭 向 素 上 建 築 計 画 物 認 認 定 定 通 通 知 知 書 書 又 又 は は そ そ \mathcal{O} \mathcal{O} 写 写 L L

五.

兀

三

第十六条を第十五条とする。

十 項 五 第 条 + を _ 七 第 に 条 第 + _ 条 別 項 記 第 中 第 項 十 第 八 に 号 + 改 様 九 式 \Diamond 条 _ 同 を を 条 _ 第 別 第 記 項 + 第 中 十 八 五. 条 別 뭉 記 様 に 式 第 + に 九 第 뭉 + 様 六 式 第 条 + _ を \equiv を _ 別 条 記 第 第 第

+

六

号

様

式

に

改

8

同

条

を

第

+

六

条

لح

す

る

别

記

第

号

様

式

か

5

第

号

様

式

 \bigcirc

ま

で

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

 \Diamond

る

- 7 -

適合性判定

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定)

| 1 建築物の用途(該当する□にレを記入) | □ 一戸建て住宅□ 工場等のみ | □ 一戸建て住宅以外の住宅 □ 工場等のみの場合以外の非住宅 |
|--|--|-----------------------------------|
| 2 計画の評価方法(該当する□にレを記入) | 住宅部分: □ 仕様基準 □ 非住宅部分: | 仕様・計算併用法 □ 標準計算法 |
| | □ モデル建物法 | □ 標準入力法等 |

3 手数料額

| J 95/1/1 100 | | | | | | |
|----------------|---------|----------------|-----------------|--|----------------|---|
| 計画の種類 (該当する | □にレを記入) | | 適合証等がる | ある場合 | 適合証等がた | ない場合 |
| □一戸建て | 住宅 | | 別表第一の三 | 二の(一)の | 別表第一の三 | 二の口の |
| | | | (1) | | (1) | |
| | | m^2 | | 円 (a) | | 円 (A) |
| □一戸建 | 住宅部分の | | 別表第一の三 | 二の(一)の | 別表第一の三 | 二の口の |
| て住宅 | 床面積の合 | | (2)のア | | (2)のア | |
| 以外の | 計 | m^2 | | 円 (b) | | 円 (B) |
| 建築物 | 住戸の数が | | 別表第一の三 | 二の一の | 別表第一の三 | 二の口の |
| | 一である複 | | (1) | | (1) | |
| | 合建築物の | | | | | |
| | 住宅部分の | | | | | |
| | 床面積 | m^2 | | 円(c) | | 円 (C) |
| | 工場等のみ | | | | 別表第一の三 | 二の口の |
| | の場合の床 | | _ | | (2)のイ | |
| | 面積の合計 | | | | | |
| | 田傾り口口 | m^2 | | | | 円 (D) |
| | 非住宅部分 | | 別表第一の三 | $\underline{\neg} \mathcal{O}(\underline{\neg}) \mathcal{O}$ | 別表第一の三 | 二の口の |
| | の床面積の | | (2)のイ | | (2)のウ | |
| | 合計 | m^2 | | 円 (e) | | 円 (E) |
| | | | (b)+(e)又は | (c) + (e) | (B) + (E), (C) | + (E) |
| | | 計 | (2) 1 (0) 2(10) | (=) (=) | 又は(D) + (E) | . \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ |
| | | | | 円 | | 円 |

| 台計 | | ц |
|------|--|---|
| □ Р1 | | - |
| | | |

(注意)

- 1 「適合証等」とは、東京都北区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則 第4条第1項第1号に規定する図書をいう。
- 2 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

計画変更適合性判定

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定)

| 建築物の用途 (該当する□にレを記入) | □ 一戸建て住宅□ 工場等のみ | □ 一戸建て住宅以外の住宅 □ 工場等のみの場合以外の非住宅 |
|--|--|-----------------------------------|
| 2 計画の評価方法(該当する□にレを記入) | 住宅部分: □ 仕様基準 □ 非住宅部分: | 仕様・計算併用法 □ 標準計算法 |
| 2. 工粉似如 | | □ 標準入力法等 |

3 手数料額

| ٠. | 1 300 1 1 110 | | | | |
|----|-----------------|---------|----------------|--------------|--------------------------|
| | 計画の種類 (該当する[| □にレを記入) |) | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |
| | □ 一戸建て | 住宅 | | 別表第一の三 三の一の | 別表第一の三 三の口の |
| | | | | (1) | (1) |
| | | | m^2 | 円 (a') | 円(A') |
| | □一戸建 | 住宅部分の | | 別表第一の三 三の一の | 別表第一の三 三の口の |
| | て住宅 | 床面積の合 | | (2)のア | (2)のア |
| | 以外の | 計 | m^2 | 円 (b') | 円 (B') |
| | 建築物 | 住戸の数が | | 別表第一の三 三の一の | 別表第一の三 三の口の |
| | | 一である複 | | (1) | (1) |
| | | 合建築物の | | | |
| | | 住宅部分の | | | |
| | | 床面積 | m^2 | 円(c') | 円(C') |
| | | 工場等のみ | | | 別表第一の三 三の口の |
| | | の場合の床 | | | (2)のイ |
| | | 面積の合計 | | | |
| | | 四付 マノロロ | m^2 | | 円 (D') |
| | | 非住宅部分 | | 別表第一の三 三の一の | 別表第一の三 三の口の |
| | | の床面積の | | (2)のイ | (2)のウ |
| | | 合計 | | | |
| | | | m^2 | 円 (e') | 円(E') |
| | | | | (b')+(e') | (B') + (E'), (C') + (E') |
| | | | 計 | 又は (c')+(e') | 又は(D')+(E') |
| | | | | 円 円 | 円 |
| | l . | | | 1 3 | 1 3 1 |

| \triangle | 計 | P | 7 |
|-------------|----|---|---|
| | 百丨 | Г | J |

(注意)

- 1 「適合証等」とは、東京都北区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則 第4条第1項第1号に規定する図書をいう。
- 2 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における建築物エネルギー消費性能向上計画の手数料について、計画の評価の方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画と同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、工場等のみの場合と同額とする。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

第1号様式の3 (第5条関係)

| | | 計画認定申請 |
|---|-------------------|--|
| | | 手数料額計算書 可上等に関する法律第29条第1項の規定による申請) |
| 1 | 申請の対象とする範囲 | □ 建築物全体 |
| | (該当する□にレを記入) | □ 複合建築物の非住宅部分□ 複合建築物の住宅部分 |
| 2 | 計画の評価方法 | 住宅部分: □ 誘導仕様基準 |
| | (該当する□にレを記入) | □ 仕様・計算併用法 |
| | | □ 標準計算法 |
| | | 非住宅部分: |
| | | □ モデル建物法 |
| | | □ 標準入力法等 |
| 3 | 手数料額の計算 | |
| | 申請の種類(該当する口にレを記入) | 適合証等がある場合 適合証等がない場合 |

| 申請の種類(| 該当する□に | レを記入) | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |
|--------|--------|----------------|------------------|---------------------|
| □一戸建て住 | 宅 | | 別表第一の三 四の円の | 別表第一の三 四の口の |
| | | | (1) | (1) |
| | | | | |
| | | \mathbf{m}^2 | 円 (a) | 円 (A) |
| □一戸建て | 住宅部分の | | 別表第一の三 四の円の | 別表第一の三 四の口の |
| 住宅以外 | 床面積の合 | | (2)のア | (2)のア |
| の建築物 | 計 | | | |
| | | m^2 | 円 (b) | 円 (B) |
| | 住戸の数が | | 別表第一の三 四の一の | 別表第一の三 四の口の |
| | 一である複 | | (1) | (1) |
| | 合建築物の | | | |
| | 住宅部分の | | | |
| | 床面積 | \mathbf{m}^2 | 円 (c) | 円(C) |
| | 非住宅部分 | | 別表第一の三 四の一の | 別表第一の三 四の口の |
| | の床面積の | | (2)のイ | (2)のイ |
| | 合計 | | | |
| | | \mathbf{m}^2 | 円 (d) | 円(D) |
| | | | (b)+(d)又は(c)+(d) | (B)+(D)又 $は(C)+(D)$ |
| | | 計 | 円 | 円 |

| \triangle | | Ц | ĺ |
|-------------|---------------|---|---|
| _ | 3 | | ı |

(注意)

- 1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建 築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 2 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

| ∌ ∔ | 哺 | ∌刃 | 完 | 曲 | 請 |
|------------|---|--------|---|---|----|
| ĦΙ | 四 | TITE N | 사 | + | 市目 |

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲 建築物全体(複数建築物の認定)

2 計画の評価方法 住宅部分:

(該当する□にレを記入) □ 誘導仕様基準 □ 仕様・計算併用法

□ 標準計算法 非住宅部分:

□ モデル建物法 □ 標準入力法等

3 手数料額の計算

| | | (該当する□に | レを記入) | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |
|----|---------------|---------------------------|----------------|-----------------------|-----------------------|
| 申請 | | 戸建て住宅 | _ , , , | 別表第一の三 四の一の | 別表第一の三 四の口の |
| 建築 | | A (E L | | (1) | (1) |
| 物 | | | \mathbf{m}^2 | 円 (a) | 円 (A) |
| | П | 住宅部分の床 | | 別表第一の三 四の一の | 別表第一の三 四の口の |
| | _ | 面積の合計 | | (2)のア | (2)のア |
| | 戸 | | m^2 | 円 (b) | 円 (B) |
| | 建 | 住戸の数が一 | | 別表第一の三 四の一の | 別表第一の三 四の口の |
| | て | である複合建 | | (1) | (1) |
| | 住 | 築物の住宅部 | | | |
| | 宅 | 分の床面積 | | | |
| | 以 | | m^2 | 円 (c) | 円(C) |
| | 外 | 非住宅部分の | | 別表第一の三 四の一の | 別表第一の三 四の口の |
| | \mathcal{O} | 床面積の合計 | | (2)のイ | (2)のイ |
| | 建 | | | | |
| | 築 | | m^2 | 円 (d) | 円 (D) |
| | 物 | | | (b) + (d) 又は(c) + (d) | (B) + (D) 又は(C) + (D) |
| | | | | | |
| | | | 計 | 円 | 円 |
| 他の | 合計 | | | (e) | (E) |
| 建築 | | | | | |
| 物 | | | m^2 | 円 | 円 |

(注意)

- 1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録 建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 2 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に 基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数料条例に定める額を加える。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 5 金額(e)及び(E)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 6 本様式に別紙を添付すること。

手数料額計算書 (他の建築物)

手数料額の計算

| 手数料額の | | .ナ. ⇒ コオ \ | 本人訂然ぶも7担人 | 本人計炊ぶむい相人 |
|-------------------|--------------|-------------------|---|--|
| | (該当する□にレ | (を記人) | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |
| 他 □一戸頭の | まて住宅 | | 別表第一の三 四の(-)の (1) | 別表第一の三 四の口の (1) |
| 建 | | \mathbf{m}^2 | 円 (a) | 円 (A) |
| 築口一戸 | 住宅部分の床 | | 別表第一の三 四の一の | 別表第一の三 四の口の |
| 物建て住 | | | $(2)\mathcal{O}\mathcal{T}$ | $(2)\mathcal{O}\mathcal{T}$ |
| 宅以外 | | \mathbf{m}^2 | 円 (b) | 円 (B) |
| の建築 | | | 別表第一の三 四の一の | 別表第一の三 四の口の |
| 物 | である複合建 | | (1) | |
| ,,, | 築物の住宅部 | | | (1) |
| | 分の床面積 | \mathbf{m}^2 | 円(c) | 円 (C) |
| | 非住宅部分の | | 別表第一の三 四の一の | 別表第一の三 四の口の |
| | 床面積の合計 | | (2)のイ | (2)のイ |
| | ルト四個ペクロロ | m^2 | 円 (d) | 円(D) |
| | | | (b)+(d)又は(c)+(d) | (B) + (D) 又は(C) + (D) |
| | | 計 | 円 | |
| /uh | サイトウ 「 | 司 | | · · |
| | まて住宅 | | 別表第一の三 四の一の | 別表第一の三四の口の |
| (T) Z=#+ | | m^2 | (1) | (1) |
| 建 | とされたのは | m ² | 円(a) | 円(A) |
| 築 □一戸物 建て住 | | | 別表第一の三 四の一の | 別表第一の三四の口の |
| | | m^2 | (2)OT | (2)07 |
| 宅以外の建築 | | m ² | 円(b) | 円(B) |
| の建築 | | | 別表第一の三 四の一の | 別表第一の三四の口の |
| 物 | である複合建 | | (1) | (1) |
| | 築物の住宅部 | 9 | m () | Ш (о) |
| | 分の床面積 | m^2 | 円(c) | 円(C) |
| | 非住宅部分の床面積の合計 | | 別表第一の三 四の(-)の (2)のイ | 別表第一の三四の口の |
| | 小田傾り行司 | m^2 | 円(d) | (2)のイ 円 (D) |
| | | III- | (b)+(d)又は(c)+(d) | (B) + (D) 又は(C) + (D) |
| | | 計 | (b) + (d) 又(x (c) + (d) 円 | $\begin{bmatrix} (D) + (D) \times (J \times (C) + (D) \end{bmatrix}$ |
| /uh 🖂 🛱 Z | サイトウ | рΙ | • | 別表第一の三 四の口の |
| | まて住宅 | | 別表第一の三 四の一の | |
| の 建 | | m^2 | (1) | (1) |
| | A ウガハのは | | 円(a) 別表第一の三 四の一の | 円(A) 別表第一の三 四の口の |
| 築 □ 一戸 物 建 て 住 | | | 別衣弟一の三 四の一の (2)のア | 別表第一の三 四の口の (2)のア |
| | | m^2 | * * | \ \ |
| 宅以外の建築 | | m ² | 円(b) 別表第一の三 四の円の | 円(B) 別表第一の三 四の口の |
| の建築 | | | | |
| 物 | である複合建 | | (1) | (1) |
| | 築物の住宅部 | . 9 | m / \ | Ш (а) |
| | 分の床面積 | m^2 | 円(c) | 円(C) 別表第一の三 四の口の |
| | 非住宅部分の床面積の合計 | | 別表第一の三 四の(-)の (2)のイ | 別表第一の三 四の口の (2)のイ |
| | 小田惧の石計 | m^2 | 円 (d) | ` ' |
| | | III | (b)+(d)又は(c)+(d) | 円 (D) (B) + (D) 又は(C) + (D) |
| | | 計 | 円 | $\begin{bmatrix} (D) + (D) \times (J \times (C) + (D) \end{bmatrix}$ |
| 他合計 | | РΙ | 11 | <u> </u> |
| | | | | |
| 建 | | | | |
| 築 | | | | |
| 物 | | | 円 (e) | 円 (E) |
| 1/4 | | | 11(6) | [[1, (E) |

計画変更認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による申請)

| 1 | 申請の対象とする範囲 (該当する□にレを記入) | 建築物全体 複合建築物の非住宅部分 複合建築物の住宅部分 |
|---|----------------------------|--|
| 2 | 計画の評価方法 (該当する□にレを記入) | 三部分: 誘導仕様基準 仕様・計算併用法 標準計算法 標準部分: モデル建物法 標準入力法等 |

3 手数料額の計算

| 3. 外生成空间开 | | | | | | | | | |
|----------------|-------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 2入) | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | | | | | | | |
| | 別表第一の三 五の一 | 別表第一の三 五の口の | | | | | | | |
| | $\mathcal{O}(1)$ | (1) | | | | | | | |
| | . , | , | | | | | | | |
| ${\tt m}^2$ | 円 (a) | 円 (A) | | | | | | | |
| | 別表第一の三 五の円 | 別表第一の三 五の口の | | | | | | | |
| | | (2)のア | | | | | | | |
| | (2) (2) y | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 9 | FF (1) | III (P) | | | | | | | |
| m ² | | 円 (B) | | | | | | | |
| | 別表第一の三 五の一 | 別表第一の三 五の口の | | | | | | | |
| | $\mathcal{O}(1)$ | (1) | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| m ² | Ш (а) | 円 (C) | | | | | | | |
| III | | | | | | | | | |
| | | 別表第一の三 五の口の | | | | | | | |
| | の(2)のイ | (2)のイ | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| \mathbf{m}^2 | 円 (d) | 円 (D) | | | | | | | |
| | (b)+(d)又は(c)+(d) | (B) + (D) 又は(C) + (D) | | | | | | | |
| 計 | 円 | 円 | | | | | | | |
| | m^2 m^2 m^2 | m² 円(a) 別表第一の三 五の(一)の(2)のア 円(b) m² 円(b) 別表第一の三 五の(一)の(1) 円(c) m² 円(c) 別表第一の三 五の(一)の(2)のイ 円(d) m² 円(d) (b) + (d) 又は(c) + (d) | | | | | | | |

| ·計 | H |
|----|---|
| | |
| | |
| | |

(注意)

- 1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録 建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 2 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定に おいて準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数 料条例に定める額を加える。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

計画変更認定申請

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定による申請)

1 申請の対象とする範囲 建築物全体(複数建築物の認定)

2 計画の評価方法 住宅部分:

(該当する□にレを記入) □ 誘導仕様基準 □ 仕様・計算併用法

□ 標準計算法 非住宅部分:

□ モデル建物法 □ 標準入力法等

3 手数料額の計算

| | | | | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |
|----|-------------|--------|----------------|-------------|-------------|
| 申請 | | 一戸建て住宅 | | 別表第一の三 五の一の | 別表第一の三 五の口の |
| 建築 | | | | (1) | (1) |
| 物 | | | m^2 | 円 (a') | 円(A') |
| | | 住宅部分の床 | | 別表第一の三 五の一の | 別表第一の三 五の口の |
| | | 面積の合計 | | (2)のア | (2)のア |
| | 戸 | | \mathbf{m}^2 | 円(b') | 円 (B') |
| | 建 | 住戸の数が一 | | 別表第一の三 五の一の | 別表第一の三 五の口の |
| | て | である複合建 | | (1) | (1) |
| | 住 | 築物の住宅部 | | | |
| | 宅 | 分の床面積 | | | |
| | 以 | | m^2 | 円 (c') | 円(C') |
| | 外 | 非住宅部分の | | 別表第一の三 五の一の | 別表第一の三 五の口の |
| | 0 | 床面積の合計 | | (2)のイ | (2)のイ |
| | 建 | | | | |
| | 築 | | m^2 | 円 (d') | 円(D') |
| | 物 | | | (b')+(d')又は | (B')+(D')又は |
| | | | | (c') + (d') | (C') + (D') |
| | | | | | |
| | | | 計 | 円 | 円 |
| 他の | 合計 | + | | (e') | (E') |
| 建築 | | | | | |
| 物 | | | m^2 | 円 | 円 |

| Δ | 計 | L [| П |
|--------|---|-----|---|
| \neg | н | | |

(注意)

- 1 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー 消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録 建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 2 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。
- 3 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定に おいて準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都北区手数 条例に定める額を加える。
- 4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 5 金額(e')及び(E')には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 6 本様式に別紙を添付すること。

手数料額計算書(他の建築物)

手数料額の計算

| | | | | 適合証等力 | ぶある場合 | 適合証等がな | い場合 |
|----------|------------|-----------------|----------------|----------------------------|--------------------------------|------------------|-------------------------|
| 他 | □一戸建 | とで住宅 | | 別表第一の三 | 三 五の(-)の | 別表第一の三 | 五の仁 |
| の | | | | (1) | | の(1) | |
| 建 | | | \mathbf{m}^2 | | 円 (a') | | 円 (A' |
| 築 | □一戸 | 住宅部分の床 | | 別表第一の三 | 王 五の一の | 別表第一の三 | 五のに |
| 物 | 建て住 | 面積の合計 | | (2)のア | | の(2)のア | |
| | 宅以外 | | m^2 | | 円(b') | | 円 (B' |
| | の建築 | 住戸の数が一 | | 別表第一の日 | 三 五の一の | 別表第一の三 | 五の仁 |
| | 物 | である複合建 | | (1) | | の(1) | |
| | | 築物の住宅部 | | | | | |
| | | 分の床面積 | m^2 | | 円(c') | | 円(C' |
| | | 非住宅部分の | | 別表第一のヨ | 三 五の一の | 別表第一の三 | 五の仁 |
| | | 床面積の合計 | 0 | (2)のイ | FF (41) | の(2)のイ | m (-) |
| | | | m^2 | (2.1) | 円(d') | (-1) . (-1) (-1) | 円 (D' |
| | | | ÷1 | (b')+(d')又 | | (B')+(D')又は(C') | |
| 1.1 | | h / \ | 計 | | 円 円 | | <u> </u> |
| 他の | □一戸建 | とて 任宅 しょうしょう | | 別表第一のヨ | - | 別表第一の三 | 五のに |
| の 7#+ | | | 9 | (1) | m / , \ | $\mathcal{O}(1)$ | ш /л, |
| 建筑 | | た皮切りのよ | m ² | □ | 円(a') | □ 本体 | 円(A' |
| 築物 | □一戸 建て住 | 住宅部分の床 面積の合計 | | 別表第一の三 (2)のア | 三 五の一の | 別表第一の三 の(2)のア | 五のに |
| 190 | 建し仕宅以外 | 国人の一一 | m^2 | (2)0)) | 円(b') | 0)(2)0)) | 円 (B' |
| | 七以外の建築 | 住戸の数が一 | III | 別表第一の日 | | 別表第一の三 | 五の(|
| | 物建築 | である複合建 | | 加払第一の ₌ (1) | _ 11.07(107 | の(1) | 11.00 ← |
| | 122 | 築物の住宅部 | | (1) | | V)(1) | |
| | | 分の床面積 | \mathbf{m}^2 | | 円(c') | | 円(C' |
| | | 非住宅部分の | | 別表第一の三 | | 別表第一の三 | 五のに |
| | | 床面積の合計 | | (2)のイ | , | の(2)のイ | , |
| | | | \mathbf{m}^2 | | 円 (d') | | 円 (D' |
| | | | | (b')+(d')又 | は(c')+(d') | (B')+(D')又は(C') |) + (D') |
| | | | 計 | | 円 | | P |
| 他 | □一戸建 | とて住宅 | | 別表第一のヨ | 三 五の一の | 別表第一の三 | 五のに |
| 0) | | | | (1) | | の(1) | |
| 建 | | | m^2 | | 円 (a') | | 円 (A' |
| 築 | □一戸 | 住宅部分の床 | | 別表第一のヨ | 三 五の一の | 別表第一の三 | 五の仁 |
| 物 | 建て住 | 面積の合計 | 2 | (2)のア | / • · | の(2)のア | |
| | 宅以外 | D - W - S | m^2 | | 円(b') | Pul da bita | 円 (B' |
| | の建築 | 住戸の数が一 | | 別表第一の目 | 三 五の一の | 別表第一の三 | 五のに |
| | 物 | である複合建 | | (1) | | $\mathcal{O}(1)$ | |
| | 199 | | | | | | 円(C' |
| | 192 | 築物の住宅部 | 2 | | m / - ' \ | | \vdash |
| | 123 | 分の床面積 | m^2 | 団主第一の「 | 円(c') | 別主第一の二 | |
| | 100 | 分の床面積 非住宅部分の | m ² | 別表第一の目 | | 別表第一の三 | |
| | 160 | 分の床面積 | | 別表第一の3(2)のイ | 三 五の一の | 別表第一の三の(2)のイ | 五の口 |
| | 160 | 分の床面積 非住宅部分の | m^2 m^2 | (2)のイ | E 五の一の 円(d') | の(2)のイ | 五の(コ 円(D' |
| | 100 | 分の床面積 非住宅部分の | ${\tt m}^2$ | | E 五の(→の 円(d') は(c')+(d') | | 五の(コ 円(D'))+(D') |
| | | 分の床面積 非住宅部分の | | (2)のイ | E 五の一の 円(d') | の(2)のイ | 五の(コ 円(D'))+(D') |
| 他の | 合計 | 分の床面積 非住宅部分の | ${\tt m}^2$ | (2)のイ | E 五の(→の 円(d') は(c')+(d') | の(2)のイ | 五の(コ 円(D'))+(D') |
| 0 | | 分の床面積 非住宅部分の | ${\tt m}^2$ | (2)のイ | E 五の(→の 円(d') は(c')+(d') | の(2)のイ | 五の(コ 円(D'))+(D') |
| | | 分の床面積 非住宅部分の | ${\tt m}^2$ | (2)のイ | E 五の(→の 円(d') は(c')+(d') | の(2)のイ | 五の(二円(D') |

杒 9 別 別 記 Н 記 第 \rightarrow 第 三 兀 $\stackrel{\sim}{\vdash}$ 号 # 号 様 様 [溢 式 式 費 を 中 削 袙 _ 细 る 重 9 绺

極

9

H

 \Rightarrow

 $\stackrel{\sim}{\succ}$

#

ſ

消

貴

往

9

파

(1)

黒

of

 \mathcal{O}

法

1

を

建

绺

三

号 様

式

と L 司 様 式 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 様 卫 式 \vdash を 翀 加 F) え 誤 る 4 \mathcal{W} 法 律 に 改 め、 司 様 式 を 別 記 第

取下げ届

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

下記の計画を取り下げたいので、東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上 等に関する法律施行細則第8条第1項の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付番号

第 号

2 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付年月日

年 月 日

- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置
- 4 取下げの理由

(本欄には記入しないでください。)

| 受 | 付 欄 | | 通知書 | 番 号 | 欄 |
|------|-----|---|------|-----|---|
| 年 | 月 | 田 | 年 | 月 | 日 |
| 第 | | 号 | 第 | | 号 |
| 担当氏名 | | | 担当氏名 | | |

(注意)

申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

of 兞 广 别 \mathcal{O} 記 浜 湽 浬 第 無 五. 兞 舥 号 仁 ∞ 徭 様 髹 式 浬 徭 中 徭 ∞ 屈 条 無 を 徭 点 \mathcal{O} 誓 屈 展 宗 |X|12 誓 垂 改 $\stackrel{\longleftarrow}{\vdash}$ 绺 8 梦 |X|9 剰 口 绺 H 様 極 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 式 9 7 を H # 別 $\frac{1}{\sqrt{}}$ 記 7 消 第 # 費 几 袹 号 消 ء 様 費 9 式 袹 卫 0 ء \vdash $\vec{-}$ 9 rī と 黓 正 す of \vdash る 翀 \mathcal{N} (1) 法 쇍 黓

of 摇 仁 別 \mathcal{N} 記 拼 湽 無 三 第 六 摇 舥 仁 号 ∞ 湽 髹 様 三 式 徭 中 徭 \aleph ∞ 屈 髹 無 徭 を 小 쇍 ω \neg 屈 $\stackrel{\longleftarrow}{\vdash}$ 庚 点 |X|に 誓 典 改 $\stackrel{\longleftarrow}{\vdash}$ 绺 8 杒 |X|9 典 口 绺 H 様 杒 4式 9 $\stackrel{\sim}{\smile}$ を H # 別 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ [記 $\stackrel{\sim}{\smile}$ 沿 第 # 費 Ŧī. 袙 号 消 ᆱ 様 貴 9 式 舡 正 لح ء \vdash す 0 <u>[]</u> る 票 正 4 \vdash 翀 \mathcal{N} (1) 法 黓 律

と 杒 9 す 别 記 る H 第 \rightarrow $\stackrel{\sim}{\smile}$ t # 号 [様 消 式 費 中 袹 -缙 剰 9 绺 回 を 9 \vdash 鈋 H $\widetilde{1}$ $\not\sim$ $\stackrel{\sim}{\smile}$ 関 4 # \mathcal{O} 法 溢 쇍 費 _ 袻 に ء 改 9 8 正 \vdash 可 F7 様 誤 式 4 を \mathcal{W} 別 拼 記 律 第 六 を 号 様 動 式 绺

に 杒 改 9 别 \Diamond 記 H 第 $\frac{1}{\sqrt{}}$ 同 $\stackrel{\sim}{\smile}$ 八 様 号 # 式 [様 を 沿 式 别 中 費 記 袹 _ 第 ء 垂 七 9 獬 号 正 杒 様 9 H 式 翀 H لح FT. $\frac{1}{\sqrt{}}$ 黓 $\stackrel{\sim}{\smile}$ L of # 同 \mathcal{O} 様 汝 消 式 無 費 _ \mathcal{O} 袹 K 次 笳 に 9 次 正 正 \mathcal{O} \vdash \vdash <u>[1</u> 9 様 誤 式 4 を を \mathcal{W} 加 法 え 律 圍 る 9 を 回 F 単 9 獬

第8号様式(第11条関係)

建築取りやめ届

年 月 日

東京都北区長 殿

建築主の住所又は 主たる事務所の所在地

建築主の氏名又は名称

建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の建築を取りやめたいので、 東京都北区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第11条第1 項の規定により届け出ます。

記

1 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定通知書番号

第 号

- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合判定通知書年月日 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置

(本欄には記入しないでください。)

| 受 | 付 欄 | | 通 | 知 | 書 | 番 | 号 | 欄 |
|------|-----|---|----|---|---|---|---|---|
| 年 | 月 | 日 | | 年 | | 月 | | 日 |
| 第 | | 号 | | 第 | | | | 号 |
| 担当氏名 | | | 担当 | 氏 | 名 | | | |

(注意)

建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

4 摇 別 仁 \mathcal{O} 記 搲 箵 第 律 三 九 兞 徭 号 仁 様 湽 髹 式 三 舥 中 徭 屈 条 展 を 徭 帜 绺 \mathcal{O} - $\frac{1}{\Box}$ 屈 無 _ 点 |X|に 辫 剰 改 # 绺 8 杒 |X|典 9 口 獬 H 様 極 \forall 式 9 $\stackrel{\sim}{\smile}$ を H # 別 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ 記 7 溢 第 # 費 八 袹 号 溢 ء 様 9 費 式 袹 正 0 ء \vdash _ 9 F1 と 一 黒 す of \vdash る 豼 \mathcal{N} 浜 (1) 律 黒

描 律 仁 别 兞 記 仁 湽 湽 浬 第 + 些 徭 12 徭 号 様 髹 \sim 式 缑 を 中 徭 \vdash 展 声 無 _ 小 帜 に 誓 硩 改 $\stackrel{\longleftarrow}{\vdash}$ $\stackrel{\textstyle \leftarrow}{\vdash}$ 8 X X 単 建 百 獬 獬 様 杒 杒 大 9 9 を H H 別 \rightarrow $\frac{1}{\sqrt{}}$ 記 \preceq \preceq 第 # # 九 号 溢 溢 様 費 費 式 袹 袹 کے 恕 ء す 9 9 る 正 匝 \vdash \vdash (1) 猅 誤 (1) of 黙 A. \mathcal{N} 汝 \mathcal{W} 搲 傔

衹 無 别 無 兞 記 仁 兞 第 作 湽 + 三 湽 浬 徭 号 徭 \sim 12 様 夈 式 缑 を 中 徭 2 \neg 声 展 展 点 帜 に 辫 绺 改 \pm \pm め |X|X 垂 剰 司 ८ 绺 様 極 を 式 0 9 を H Н 別 $\frac{1}{\sqrt{1}}$ \rightarrow 記 ==第 # # + [[号 溢 溢 様 費 費 式 剎 袹 E 笳 招 す 9 9 る 正 正 \vdash \vdash 翀 (1) 黙 (1 黓 of 4 \mathcal{N} 汝 B

of 兞 別 仁 記 \mathcal{N} 第 拼 湽 严 + 無 兞 徭 \vdash 号 仁 6 箵 様 叅 浬 徭 式 徭 \vdash 0 13 屈 _ 中 籴 \sqsubseteq を -12 無 改 展 小 X 帜 硩 绺 動 百 \pm 繏 様 楼 X 式 単 0 を 繏 H 别 杒 \rightarrow 記 0 \preceq 第 H # + $\frac{1}{\sqrt{}}$ 号 \preceq 溢 樣 # 費 式 袻 0 溢 笳 費 0 2 袹 回 す 綥 \vdash る 9 F) 正 誤 of \vdash 継 \mathcal{W} (1) 扺

別記第十二号様式を削る。

関

律

様 绺 式 杒 別 لح 0 記 L 第 H \rightarrow + \equiv 同 \preceq 様 号 # 式 様 式 0 治 次 費 中 に 袹 次 笳 輿 0 9 繏 正 杒 様 9 \vdash 式 翀 H を (1) $\frac{1}{\sqrt{}}$ 加 票 \preceq え of # る B 洝 溢 傔 費 袹 K 需 改 9 8 回 \vdash 口 F7 様 票 式 of を \mathcal{O} 别 汝 記 倕 第 +を 号 典

軽微変更証明

手数料額計算書

(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明)

| 1 | 建築物の用途 (該当する□にレを記入) | □ 一戸建て住宅 □ 工場等のみ | □ 一戸建て住宅以外の住宅 □ 工場等のみの場合以外の非住宅 |
|---|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 2 | 計画の評価方法 (該当する□にレを記入) | 住宅部分: □ 仕様基準 □ 非住宅部分: | 仕様・計算併用法 □ 標準計算法 |
| | | □ モデル建物法 | □ 標準入力法等 |

3 手数料額

| 計画の種類 (該当する | 頁 る□にレを記入) | | 適合証等がる | ある場合 | 適合証等がた | い場合 |
|----------------|-----------------|----------------|-----------|-----------|---|-------|
| □一戸建 | て住宅 | | 別表第一の三 | 六の一の | 別表第一の三 | 六の口の |
| | | 0 | (1) | - () | (1) | |
| | | m^2 | | 円 (a) | | 円 (A) |
| □一戸 | | | 別表第一の三 | 六の一の | 別表第一の三 | 六の口の |
| 建て住宅 | 住宅部分の床 | | (2)のア | | (2)のア | |
| 以外の建 | 面積の合計 | | | | | |
| 築物 | | m^2 | | 円 (b) | | 円 (B) |
| | 住戸の数が一 | | 別表第一の三 | 六の一の | 別表第一の三 | 六の口の |
| | である複合建 | | (1) | | (1) | |
| | 築物の住宅部 | | | | | |
| | 分の床面積 | _ | | | | |
| | 77 17 PK III IX | m^2 | | 円(c) | | 円 (C) |
| | 工場等のみの | | | | 別表第一の三 | 六の口の |
| | 場合の床面積 | | _ | | (2)のイ | |
| | の合計 | | | | | |
| | V Д П | m^2 | | | | 円 (D) |
| | | | 別表第一の三 | 六の一の | 別表第一の三 | 六の口の |
| | 非住宅部分の | | (2)のイ | | (2)のウ | |
| | 床面積の合計 | | | | | |
| | | m^2 | | 円 (e) | | 円 (E) |
| | | | (b)+(e)又は | (c) + (e) | (B) + (E), (C) | + (E) |
| | | 計 | (2) (3) | (-) ((~) | 又は(D) + (E) | . (2) |
| | | | | 円 | 2 | 円 |

| 合計 | } | 믯 | |
|----|---|---|--|
| | | | |

(注意)

- 1 「適合証等」とは、東京都北区建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条第4項各号に規定する図書をいう。
- 2 「別表第一の三」とは、東京都北区手数料条例別表第一の三を指す。

第13号様式(第15条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第13条の規定による軽微変更該当証明申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条(第9条第2項において準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

- 1 計画を変更する直前の適合判定通知書番号 第 号
- 2 適合判定通知書交付年月日 年 月 日
- 3 適合判定通知書交付者

(本欄には記入しないでください。)

| | 受 | 付 | 欄 | 言 | 正明 | 番 | 号 | 欄 | |
|------|---|---|---|------|----|---|---|---------|--|
| | 年 | 月 | 日 | | 年 | 月 | E | 3 | |
| | 第 | | 号 | | 第 | | Ę | <u></u> | |
| 担当氏名 | | | | 担当氏名 | | | | | |

(注意)

- 1 添付書類として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第3条第1項に規定する図書及び建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係 る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書(変更に係る部分に 限る。)並びに同規則別記様式第1の第2面から第6面までに記載すべき事項を 記載した書類を添えてください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

 第
 号

 年
 月

 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第13条の規定による軽微変更該当証明書

様

東京都北区長

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(第9条第2項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更に該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
 - 年 月 日
- 2 建築場所
- 3 建築物又はその部分の概要

(注意) この証明書は、大切に保存してください。

第15号様式(第16条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第28条の規定による軽微変更該当証明申請書

年 月 日

東京都北区長 殿

申請者の住所又は 主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定により、下記の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第25条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

- 1 計画を変更する直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日 年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定通知書交付者

(本欄には記入しないでください。)

| | 受 | 付 | 欄 | 訂 | E 明 | 番 | 号 | 欄 | |
|------|---|---|---|------|-----|---|---|---|--|
| | 年 | 月 | 日 | | 年 | 月 | F | 3 | |
| | 第 | | 号 | | 第 | | 5 | 导 | |
| 担当氏名 | | | | 担当氏名 | | | | | |

(注意)

- 1 添付書類として、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第20条第1項に規定する図書及び建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係 る直前の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に要した図書(変更に係る部 分に限る。)並びに同規則別記様式第27の第2面から第4面までに記載すべき事 項を記載した書類を添えてください。
- 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

 第
 号

 年
 月

 日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 第28条の規定による軽微変更該当証明書

様

東京都北区長

印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第25条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

1 申請年月日

年 月 日

- 2 証明に係る建築物の位置
- 3 証明に係る建築物又はその部分の概要

(注意) この証明書は、大切に保存してください。

1 別 \sum_{i} 施 記 行 第 \bigcirc 付 +規 期 則 七 日 則 号 は 様 式 令 か 和 5 七 第 年 + 兀 九 月 号 様 日 式 カュ ま 5 で 施

行

す

る。

を

削

る

経

過

措

置

2 ŧ 消 費 \sum_{i} \mathcal{O} に 性 \mathcal{O} 0 能 規 \mathcal{O} 則 7 \mathcal{O} 7 向 上 施 は 12 行 関 \mathcal{O} 所 要 す 際 \mathcal{O} る \sum_{i} 修 法 正 律 \bigcirc を 施 規 加 行 則 え に 細 則 ょ \mathcal{O} る な お 規 改 使 定 正 用 に 前 す ょ \mathcal{O} る り 東 _ ر 京 調 لح 製 都 が L 北 で た 区 き 用 建 る 紙 築 で 物 現 \mathcal{O} にエ 残 ネ 存 ル す ギ

る